

令和 6 年度

飯 館 村 議 会  
決算審査特別委員会記録

自 令和 7 年 8 月 29 日  
至 令和 7 年 9 月 3 日

飯 館 村 議 会

令和 7 年 8 月 29 日

令和 6 年度飯館村決算審査特別委員会記録（第 1 号）

令和7年8月29日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	佐藤眞弘君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	佐藤一郎君	飯畠秀夫君	横山秀人君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	中川喜昭
総務課長	村山宏行	村づくり 推進課長	佐藤正幸
住民課長兼会 計管理者	荒真一郎	健康福祉課長	今野智和
産業振興課長	松下貴雄	建設課長	高橋栄二
教育長	高橋澄子	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	山田敬行	選挙管理委員会 書記長	村山宏行
農業委員会 事務局長	松下貴雄		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	糸田文也
書記	巻野凌		

## 飯館村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤眞弘君） おはようございます。  
ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（佐藤眞弘君） 委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会において、決算審査特別委員会が設置され、委員の互選により、私、佐藤眞弘が委員長に選任されました。また、副委員長には佐藤健太委員が選任されております。

これより審査に入りますが、令和6年度の主な事業は、村道舗装機能回復工事、農業基盤整備工事、ため池放射線対策工事、営農再開支援事業補助金や福島森林再生事業、商業施設整備工事、深谷地区産業団地の整備など、復興のなりわいの再生に向けた事業が継続的に実施されております。

決算審査は、令和6年度の予算執行が村民のために適切になされたのかどうか、議決した予算が趣旨、目的に沿って適正に執行され、行政効果に結びついたかを住民に代わって審査する重要なものです。

また、予算執行の結果が村民の福祉に寄与しているか、次年度の予算編成や行財政運営においてどのような改善や工夫がなされるのか。そして、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかなど、行政執行の効果を審査するものであります。各委員におかれましては、慎重に審査いただきたいと思います。

不慣れではありますが、円滑な審査にご協力を願いいたしまして、委員会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第60号「令和6年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第61号「令和6年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第62号「令和6年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第64号「令和6年度飯館村簡易水道事業会計決算認定について」、議案第65号「令和6年度飯館村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

本委員会の進め方については、本日この後、直ちに各課長等から担当する事務事業に係る決算状況について説明を求めたいと思います。

なお、資料請求の申出については、委員長を通して請求してください。委員長が資料の必要性を確認した後、委員長の指示により資料請求をしますので、委員各位の特段のご理解とご協力について、何とぞよろしくお願ひします。

また、2日目以降は、議案第60号から議案第65号を一括して総括質疑を行い、十分な質疑の後、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） ここで一旦休憩します。

説明員の皆様は一度退席願います。

（午前9時05分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後2時43分）

委員長（佐藤眞弘君） 以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、次回は2日火曜日午前10時から、この場にて開催しますので、定刻までにご出席  
くださるようお願ひいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時44分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月29日

決算審査特別委員会委員長 佐藤眞弘

令和 7 年 9 月 2 日

令和 6 年度飯館村決算審査特別委員会記録（第 2 号）

令和7年9月2日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	佐藤眞弘君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	佐藤一郎君	飯畠秀夫君	横山秀人君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	中川喜昭
総務課長	村山宏行	村づくり 推進課長	佐藤正幸
住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	健康福祉課長	今野智和
産業振興課長	松下貴雄	建設課長	高橋栄二
教育長	高橋澄子	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	山田敬行	選挙管理委員会 書記長	村山宏行
農業委員会 事務局長	松下貴雄		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	糸田文也
書記	大橋未来		

## 飯館村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤眞弘君） おはようございます。

8月29日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（佐藤眞弘君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました令和6年度飯館村一般会計並びに各特別会計及び企業会計の決算に係るものでありますから、新年度予算にまで踏み込むような質問は避けるようにお願いいたします。また数値だけを聞くような質問は、審査の効率性を図る観点から避けていただき、政策的な議論になるようお願いいたします。特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名等を示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。また、答弁についても同じく簡潔明瞭に答弁するようお願いします。

委員におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

ただいまから本委員会に付託されました案件の審査を行います。

それでは、議案第60号から議案第65号までの6議案について、一括して質疑を行います。これから質疑を許します。

総務課長（村山宏行君） まず、資料の訂正をさせていただきます。

決算に係る分でありますが、資料ナンバー7の186ページ、187ページでございます。

別の資料を配付させていただきましたが、さきの、今回の議会で不納欠損処理をしたということで報告をしておりますが、その中の部分が、この決算書のほうに反映されておりませんでした。訂正をさせていただくということでお願いをいたします。

訂正内容は、期中の高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、こちらの部分で貸付けの件数が期中マイナス9頭ということで、期末高でゼロ、それから貸付金につきましても同様に期中で全額減って、期末でゼロという形になります。

また、187ページの水田農業確立対策推進貸付金、こちらにつきましては同様に貸付金基金のところが、期中の増減でマイナスの547万9,000円、期末でゼロというふうになります。

同様に、資料ナンバー12、村の基金運用状況の調書というものがございます。こちらの3ページになります。

水田農業確立対策推進貸付基金、こちらについて、貸付けの現在の部分については、期末でゼロになりますし、次の4ページ、高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、こちらについても、決算の年度末の現在は貸付けゼロという形になります。

訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長（佐藤眞弘君） これから質疑を許します。

委員（佐藤健太君） おはようございます。

令和6年度の決算審査に当たり、数点質問をさせていただきたいと思います。

まず、数字の部分については、監査でしっかりと確認されていると思いますので、今回は数字ではなくて、今後のP D C Aサイクルを回していくに当たって、事業の評価と課題と改善点についてお聞きしていきたいと思います。

令和6年度当初予算編成の意図に照らして、決算を振り返って、住民の福祉向上と地域社会の発展という観点からどのような成果が上がって、課題は何だったのか。また、来年度以降に生かすべき改善点についても併せて伺いたいと思います。

それでは、まず総括的なところで各課ごとにお聞きします。

それぞれの課に様々な課題があろうかと思いますが、今年度課長が代わっている課は、事業を引き継いでの所見と課題感、継続の課長は、令和6年度において課の職員とどのような目標と課題感を共有して事業に当たったのか。また、事業全体を総括して、どうだったのかというところを伺っていきたいと思います。

順番は、ナンバー11の表紙の目次順に総務課から生涯学習課まで、聞いていきたいと思います。まず総務課からお願ひいたします。

総務課長（村山宏行君） 総務課としましては、まず人員の管理、それから財政的なところの管理という形になります。

どうしても管理部分ということありますので、まずは確実、それから総合的な判断ですね、そういったところが求められる部署ということで考えております。

特に令和6年度行われました事業につきましては、総務で行きますと、管理のところでは、建物、そちらの維持管理費、特に今回令和6年度につきましては、役場庁舎の受水槽、こちらが建設後初めてということで、入替えを行ったというところが大きな事業と思っております。

また、人件費の部分で、近年非常に人件費が上がっております。また、人事院勧告あるいは最低賃金も上がっておりまし、また、自治体で働く会計年度任用職員、そういったところの待遇改善ということも大きく呼ばれておりまして、こちらについては、国の制度改革に合わせて速やかに取り組んだところでございます。

課題としましては、人件費がどんどん上がっていく、また村としましては、この維持費、こちらのほうが年々かさんでいる状況にございます。当然工事の単価につきましても上がっているというところもありますし、また、当初の建設された建物、そういったところがやはりメンテナンス、そういったことをこまめに行っていかないと延命化を困難ないうことがございますので、こちら計画的に推進していくよう心がけているところでございます。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村づくり推進課であります。

村づくり推進課としましては、今復興、それから再生、発展ということで、村がどんどん前に進んでいかなければならぬということで、事業がメインであります。

そのために、担い手わくわく補助金、それから、までいな心の復興事業等々、そういった補助事業、支援事業、そういったものを展開してきたところであります。

また、帰還困難区域の解除、それに向けても尽力してきたという部分、それから発展再生のためには、企業誘致、それから村内での雇用の確保、そういった部分にも力を入れなければならないということで、交流移住・定住事業、それから地域おこし協力隊、そういった部分についても、ほかの移住関係、それから企業支援、そういった部分についても力を入れていかなければならないということで、課員一同、ワンチームということで取り組んできたという内容であります。

その中で、特に支援、補助事業等々につきましては、国からは、今後復興財源がなくなった場合についてはどうするんだというようなことで、しっかり考えなければならないという指摘も受けておりますので、それぞれの団体、村もそうですが、自立に向けてどうすべきかということで課題も与えながら、今後どういう方向に行くのか、またよりよい事業にするためにはどうすればいいのかという指導、助言等も行いながら実施してきたところでありますし、これから村の事業展開についても、そういった部分を先を見据えた内容で、次の事業につなげていかなければならぬというようなことを念頭に置きながら進めてきたところであります。

また、企業誘致、それから移住者、地域おこし協力隊等々につきましては、地域おこし協力隊はフリーミッション型ということに加えて、企業のパートナーシップ型ということで、企業様への協力隊もどんどん募集をしながら、企業、団体、各種団体の発展と、それからそこから見いだす移住・定住につながる部分、また、企業の中でそのまま継続というのもあります、考えもありますが、そこから自立しながら、村に定住するというそういった方も含めて、いろいろな状況、そういった部分を今の生活の状況などを聞きながら、不安材料を聞きながら、適切なアドバイスに心がけてきたということであります。

深谷団地の整備事業等々と絡めて、企業誘致につきましては、村の冷涼な気候、それからこの自然環境の美しさ、夜の星空なんかも含めまして、そういった部分を特に強調しながら、ぜひ村へどうぞという形で、企業誘致等々を進めてきたということで、職員全體が先を見据えた事業展開に努めてきたというのが村づくり推進課のこの1年間ということであります。

以上でございます。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 住民課の業務でありますが、やはり住民の生活、そういうものに一番関わる業務を担当しております。

住民課としては、やはり住民に一番近い立場ということで、顔の見える、そういった近い距離で住民の皆さんに向き合ってそれぞれ対応をしてまいりました。

特に、住民係でいいますと、日頃の防犯、交通安全、それから国保、介護、医療、こういったものに加えて、住基、戸籍の窓口業務、こういったものについても誤りなく適正に対応するように心がけてきたところであります。

特に、昨年はマイナンバー保険証の運用が開始されましたので、この辺の周知、それから運用についてもいろいろ配慮してきたところでありますし、税務係にとっては定額減税とそれに伴う給付金、新たに非課税給付金なども加わっておりまして、そういったも

のについて、誤りなく正確に努めるということで、事業を進めてまいりました。

また、会計室でありますけれども、毎年100億円を超える予算を執行しておりますので、その執行についても誤りなく支出するように、体制を整えて確認しながら進めてまいりました。

特に課題ということでありますけれども、どうしてもマイナンバー保険証、それから定額減税給付金というのは、国の政策でありますと、そういった国の動きに常に注視しながら、それに的確に対応しなければならないというところが課題でありますと、常に情報収集に努め、早め早めにそれなりの業務に取り組んできたということで、成果としてはこれまでの給付金、それから適正課税ということで、誤りなく、ミスなく執行できたということが成果になるかと思います。

以上です。

健康福祉課長（今野智和君） 健康福祉課です。

健康福祉課全体としましては、生まれてから生涯を全うされるまで、全ての時期において携わっている部署と考えております。

まず、健康係としましては、母子の健診関係、その前の妊産婦の訪問関係、その後の成人の健診関係、健診の勧奨、そして健診を終えた後の特定指導というところで、きめ細やかに対応してきているところとなっています。

福祉係については、児童の健全な育成を支援するために、児童家庭の訪問等を行う、また高齢福祉分野については、困難なケースについての相談業務に応じる、そういう支 援を行っています。

また、包括支援センターについては、要介護の認定を受けた方、要支援1、2と比較的軽い方を担っているわけですけれども、その方々のケアプラン、サービスの調整と訪問等を中心に行っております。また、包括支援センターでは、介護状態にならないように、予防事業等にも支援として事業展開をしているところとなっています。

総じて、訪問を中心とした支援に心がけながら、きめ細やかに事業実施をしていると、このように考えております。

一方、課題としましては、震災において、もともと同居した大家族であった世帯等が分断されて、核家族化が進んでいるという状況を見てとれるところであります。その中で、高齢者のみの世帯、または高齢者の独居世帯、震災当初からもう十数年経過しておりますから、支援等工夫をしなくてはいけない、または各サービスを入れながら、その方々が日常生活に支障のないように生活できるすべを、相談を受けながら行っているところですが、課題としてはそういうような状況もあると認識しております。

以上です。

産業振興課長（松下貴雄君） 産業振興課でございます。

産業振興課につきましては、農政係、商工観光係と2係あるんですが、まず農政係のほうなんですが、主に農業だったり、林業の部分の事業の展開をしているところであります。

農業につきましては、水稻、野菜、牛という形で進んできているんですが、水稻につき

ましては、ほぼほぼ今農地中間管理事業を活用しまして、担い手さんをつけて、農地の集積のほう順調に進んでいるのかなという認識をしているところでございます。

また、林業につきましても、福島森林再生事業等を利用してしまして、村の林業の発展だったり、森林の再生を図ってきている事業でもあります。

牛につきましては、畜産につきましては、これから徐々ではありますが頭数も増えてはきておりますが、まだまだちょっと震災以前の部分には至らない部分もあるのかなと。今後のこれから向上に向かっての課題もあるのかなという形で認識しているところでございます。

商工観光につきましては、主に商工業だったり、あときこり関係の運営の部分での業務という形になっております。

商工業につきましても、企業訪問などをしてみると、なかなか人材の確保だったり、今の物価高騰でのなかなか厳しいという状況も認識しているところでありますし、企業立地補助金等を使いまして、各企業のほうへ支援をしていきたいという部分もあります。

1つ商工業の課題としましては、きこりの部分でございます。震災前は飯館樂園というところで運営をしていたんですが、震災後は樂園が解散しまして、今現在振興公社のほうで運営をしているという部分であります。

全村避難になりまして、売上げ等もかなり落ちているという部分もありまして、今年度、経営改善を図りながら、または食事提供を再開するという部分も、今のところ計画になっているところであります。

産業振興課としましては、村の産業の発展を今後ますます進めていかなければいけないのかなと思っているところが、課題として認識しているところでございます。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 建設課でございます。

建設課といたしましては、まずハード面ですね、あとライフライン、なりわいのベースづくりを担っているのかなと思っております。

建設管理係でございますが、住宅管理につきましては、入居要件緩和を進めまして、現在待機者が減っているという状況でございます。

あと、簡易水道及び農業集落排水事業につきましては、公営企業会計の移行の最初の年ということで、その辺は苦労した1年だったかなというところでございますが、決算までできて、今後の決算の結果を踏まえて、どう企業会計として運営していくらいいのかということを今後検討していくステージに来たのかな、来ているのかなと思っております。

移住・定住も、住宅の整備も進んでいるというところもありまして、こちらもスムーズな入居に向けて、取り組んでいければなと思っているところです。

土木係でございますが、道路、村道であったり、普通河川であったりというところもございますが、住民参加型による村道の草刈りだったり、県道の草刈りにつきましては、少しずつ協力していただけた行政区も増えてきておりまして、ただ村道のほうの草刈りにつきましては、復興庁からの指導もあり、来年度に向けて事業をどのようにしていっ

たらいいのかというところが今課題としてあります、今後復興庁とも協議をしながら進めていくことになるのかなと思います。

あと、除雪体制についても、きちんと予算を確保しながら、冬季の交通安全に努めていきたいと考えております。

あと、道路改良等につきましても、思っているところは少し計画的に事業を進められるような視点が今後必要になってくるんじゃないかなというところも、係内で今協議をしながら当たっているところでございます。

農業基盤再生係につきましては、農業基盤部分の整備、行政排水を含めて整備を進めておりまして、営農再開の自助になればというところで進めてきておりまして、現在機能診断等を実施しながら、今後に向けてさらに加速できるように、係内で一致団結して進めているというところでございます。

いずれにしましても、建設課としましては災害対応というのが1つのワンポイントということにもなりますので、その辺の危機意識だったり、体制の構築だったり、その辺のイメージといったものも共有しながら進めていければなと思っているところでございます。

以上でございます。

教育課長（三瓶 真君） 教育委員会教育課でございます。

まず教育課といたしまして、やはり教育課の中では必要なことといたしまして、何といっても安全で充実した保育園生活、学校生活を送るための、さらには学力向上を図るための環境づくりを図っていくということが、私どもの大事なことだと思って進めてきたことだと思います。

その中で、施設の管理といたしまして、令和6年度でありますけれども、施設の管理といたしまして、こども園、学校の施設設備の管理であるとか、給食の提供、スクールバスの運営、学習に必要な教科書、教材の調達、そして先生方の人事、働きやすい環境づくりについて、これまで引き継いできたところでありますし、取り組んできたところでございます。

その成果といたしましては、やはりこれらに取り組んできた結果、令和6年度におきましても大きな事件や事故もなく、安心して園の生活、学校生活、教育活動が送れ、学力の向上が図られたものと捉えております。

なお、今後の課題でありますが、やはり校舎が建てられてから、ある程度年数が経過した中で、施設の修繕の必要が少しずつ出てきておりますので、そうしたところを図っていく必要が、進めていく必要があるということ、あとは子供たちの数がだんだん少なくなってきている中で、この少人数のよさというものもありますが、こうした少人數学習の内容をどう充実させていくかというところ、また支援の必要なお子さんも少し増えてきているところでありますから、こうした子供たちへの対応、あとは学校の魅力向上のための特色ある学校づくり、そして学力の向上を行うと、こちらについては、これまでも取り組んできているところではありますが、さらなる充実のための対応が必要と思っているところでございます。

以上です。

生涯学習課長（山田敬行君） 教育委員会生涯学習課であります。

生涯学習課はご存じのとおり、ソフト事業といいますか、社会教育、生涯学習、それからスポーツも合わせた事業に取り組んでおりまして、基本的な目標としましては、多くの参加をいただく、それから満足していただくと、こういった中身で令和6年度1年間進めてまいりました。

そういった中、課題としましては、一部参加者が少ない事業といいますか、伸び悩んでいる事業もある。それから、活動している団体がなかなか活発にできない部分ある。そういった中で事業を見直せるところは見直す方向を、話し合いながら、交流とか学びの場、それから生きがいづくりに1年間努めてまいりました。

一方、1つの成果としましては、令和6年度、行政区からも要望ありました第1回の行政区村民体育大会に代わる村民スポーツ大会を実施しまして、パークゴルフを種目として、当日雨模様でしたが、行政区対抗の百十何人ですかね、参加いただきまして、交流なり、健康増進につながったということあります。

今後も行政区なり地域、学校の関係団体の意見を聞きながら、充実した社会教育の事業に推進していきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

それぞれの課で課題感なんかもしっかりと把握できていて、事業に取り組んできたんだなというところを感じさせてもらいました。今年度以降も事業続きますので、またさらに課題感の解決であったり、こういった部分に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ここからは、主要な施策のほうに少し話を移していきながら、何点か聞いていきたいと思います。

ナンバー10の資料を使って進めたいと思います。

まず、総務課総務係のほうで、ナンバー10、ページ17ページ、4番、先ほど課長からも庁舎の受水槽の話もありましたけれども、維持管理事業ということで2,898万4,000円という予算、決算額がありました。

これ役場庁舎とビレッジハウスの予算についてということが、予算の中に入っているんですけれども、予算と決算に入っているんですけれども、飯舘村ビレッジハウス設置条例というところを見ましたら、住民の交流及び生活文化学習活動等の促進と書籍類及び飯舘村特産品等の販売をする施設で、施設及び設備は教育委員会が管理するとなっていますが、これは間違いないですか。

総務課長（村山宏行君） 条例上はそのようになっていると認識しております。

委員（佐藤健太君） 予算は総務課から出ている感じだと思いますけども、それはこのままで構わないんでしょうか、条例の改正等はなくてもいいのか。

総務課長（村山宏行君） 維持管理の部分で、建物、それから周辺ですね、こういったところについての部分でありますので、役場の庁舎と一体的に全体的な管理を行うということ

で、今総務のほうで行っています。

委員（佐藤健太君） このビレッジハウスの使い方に関して、令和4年3月に改定されました飯館村公共施設等総合管理計画の中では、今後は村役場会議室として活用し、適切な管理に努めると記載がありました。この会議室という使い方ですけれども、その使用頻度はどのくらいなんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 役場の会議室、まず第1会議室、それから議会の前にあります委員会室が2つ、それから1階の部分で第2会議室ということで、小さな部屋がございます。どうしても庁舎の中は、打合せ、そういった会議の部分が少ないということであって、議会の前のロビー、そこにミーティングテーブルということで置いているような状況でございまして、なかなか会議室が少ないと。

どうしてもそこの部分で、不足する部分をビレッジハウス、あるいはいちばん館を使っての会議という形にならざるを得ないということでございます。

回数まではちょっと統計出しておりませんけれども、貴重な会議の場ということで活用させていただいております。

委員（佐藤健太君） 今会議が、いろんな会議が行われるということでお話しいただきましたけれども、会議室としての利用だけでは住民にとっての費用対効果が薄いんじゃないかなと感じているんですけども、そういった部分に関しては役場としては課題というか、そういった部分として捉えているのかどうか、お聞かせください。

総務課長（村山宏行君） もともとビレッジハウスは、本の森ということで、本屋が入っていたというところで、文教の部分で大きな役割を担うということで、教育委員会のほうに条例的には位置づけられたというところがございます。

ただ、現在は、例えば待ち合わせ、それから納税相談、そういったところ、それから健診のときの待合所、そういったところに利用させていただいている。一般で、住民のところで、住民に直接関係する部分ではそういったところの利用が多いのかなと思っております。

当然役場の庁舎内では、国、県との打合せ等も頻繁にありますので、そういったところでは、貴重な会議というところで会議室の場というところで利用されておりますので、施設の維持管理に努めながら、そういった部分、しっかりと使えるようにというところでの活用を図ってまいりたいと思います。

委員（佐藤健太君） ぜひ立派な建物でもありますし、まだまだきれいですので、しっかりと利用計画なんかもつくりながら、使っていただきたいなと思っています。

また、この設置条例だけではないと思いますけれども、結構設置条例も古い条例もありますので、その辺も順次改正をしながら、今の状況に合わせた、震災後大分状況変わったと思いますんで、その辺も進めていっていただければなと思います。それに対していかがか、お願いします。

総務課長（村山宏行君） 村の建物、各施設について、どうしても補助金等も入っているというところがありますので、目的の部分で当初の目的に沿った形の条例の部分でございます。

ただ、ご指摘のように、運用上大分当初の計画とは乖離しているのではないかというところも見られるとありますので、この部分については、当初の設置目的、あるいはそういった補助金等の状況、そういったところにもらみながら、適時改正が必要な部分については対応してまいります。

委員（佐藤健太君） 続いて、村づくり推進課に質問でございます。

ナンバー10、18ページの12番、いいたて魅力向上・発信事業2,995万5,000円、この予算ですけれども、同じナンバー10の25ページの95番にもいいたて魅力向上・発信事業、こちらは3,030万5,000円というのが上がっているんですけども、これは違いはあるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 魅力向上・発信事業ですが、この事業につきましては、マルシェの開催、18ページにあるようにマルシェの開催、产品等を通じた村の農産物の魅力発信という部分と、25ページにあります首都圏等でのイベントを通じて、村産物の魅力を発信することにより、食に対する理解と評価の促進に取り組むということで、それでこれまで村づくり推進課、企画なり、そういった部分、企画定住係のほうで取り組んだ部分、それから、産業振興課のほうで取り組んだ部分、そういった部分があって、それぞれ内容が地域の発信ということで、事業の中のメニューで、様々幾つかあるということで、それぞれ事業内容をそれぞれの担当ごとに分担しながら、進めてきたということで、関連づいた1つの事業の中で役割分担を持たせた取組の結果、このような表記になっているということで、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤健太君） ちょっとこの決算額に関しては、これ足した金額という形になるでしょう。金額が違うので、同じ事業であれば金額は1個のはずなんですか、この辺はどうなっているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大きなくくりで、いいたて魅力向上・発信事業ということでは、この金額を合算していただければ、全体の事業費だというのはご理解をしていただければと思います。

委員（佐藤健太君） 合算するということで、非常に大きな予算をかけた事業でありますので、魅力発信事業のちょっと根本的に帰って、目的、それから目標という部分が、どういったもので、この金額をまず上程して、施策を進めてきたのかというところをお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今日、追加資料を提出させていただいたかと思いますが、こちらにも書いてあるかなと思います。

28ページですか、追加資料28ページに、ちょっと目的そのものが業務ごとに書いてありますが、簡単に申し上げるとALPS処理水の処理に伴う風評対策ということで、国から新しく事業枠がつくられたものを、コロナ禍の中で、議会の皆様からも取り組むべきだというお話をいただいて、その事業費を活用しながら魅力向上発信をしている部分です。

村づくり推進課の部分と、農政的な部分で産業振興課ということで、2つ分けさせていただいているが、それぞれ生産者中心のPRの部分という、生産者を大事にしながら

のPRということを念頭に置きながらも、少し違った切り口の中でやらせていただいているというところであります。

以上であります。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

これ事業としては中身いろいろ事業が行われていますけれども、このマルシェを開催することによって、その生産者の皆さんであったり、また、来場された方たち、どういったものをそこで得られたのか。具体的なことがあればお願ひします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） マルシェにつきましては、道の駅の裏、それからもりの駅まごころでも開催していますね。ということで、村の特産品というか野菜、それから加工品、そういうものをマルシェの中で販売させていただいて、飯館村の魅力を、そこを通る、訪れる方に知っていただくということで、こういったものが飯館村でもあったんだねと、あと珍しい野菜等も生産しておりましたので、そういうものをぜひ活用してみたいなという、そういう同業者というか、そういう方のお声もあって、村の特産ということで、広く周知をすることができたなという成果を得ているところであります。

以上です。

委員（佐藤健太君） この事業を通して、中でも產品の開発と記載がありますけれども、どのような產品が開発されたんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） マルシェの中でも、例えば飯館のあぶくまもちを使ってそれを加工したものという部分も進めてきた経過もありますし、あと道の駅などでも今販売しておりますが、カボチャ、芋、といった村の特徴あるものについて、いろいろな加工製品を工夫しながら、それぞれの生産者が工夫しながら、加工して消費者の声を聞きながら、取り組んでまいりたいということで、様々なそれぞれのマルシェを開く事業者さんが工夫をしていただいて、もっと村全体の魅力をアップしていこうという努力をしていただいたという状況でございます。

委員（佐藤健太君） 今、いろんな方にPRができたということありますけれども、村產品の魅力、この魅力がどのくらいの方たちに、この予算をかけて知っていただけたのかという部分、具体的に数字でありますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 人数的なものについては、追加資料の28ページ、29ページ、30ページをご覧いただきたいと思いますが、村づくり推進課でやっていたものについては、基本的に村内でのPRがメインですので、村民の方々を中心にながら、足をお寄せいただいたのかなと思いますし、産業振興課はどちらかというと首都圏とか仙台圏、村外のほうをPRしておりますので、こちらのほうで来場者数ということをちょっと細かく書かせていただいておりますので、延べ人数になるかもしれません、結構な人数にはなっているかなと思います。

商品開発の、それぞれ村づくりの産業振興課それぞれ別の中で、目線としてやっておりますが、村の例えばなつはぜのドレッシングづくりとか、あるいはちょっと去年じゃなかったかもしれません、ピクルスですか、村の夏野菜のピクルスとか、いろんな形で

作ったものが、今度産業振興課のPR事業にも載って、東京圏とかあるいは仙台圏でもPRをさせていただいたり、特に仙台のオクトーバーフェストとか、お酒が出るようなイベントの中では、非常にいいねと、キュウリの一本漬けなんかも全部完売するということがあつたり、相当な意味で、行くところによって非常に大きな成果が出ているかなと、私自身も参加させていただいて思っているところであります。

以上であります。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

この事業、今村長からもありましたように、非常に成果を上げたんじゃないかなと感じているところでありますけれども、今後の課題なんかもこの中から見つかったのかどうか、またそれをどうやって改善していくのかというところも、あればお願ひします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今どんな課題が残っているのかということなんですが、村の農産物等の魅力を伝えることができているんですが、今ALPS処理の海洋放出等が継続している中で、風評払拭ですか、それをやっぱり図っていかなければいけないのかなという部分でございます。

さらには、直接消費者の下で販売をすることによって、村の安心・安全な野菜、農産物等、またはおいしさを直接伝えるということが一番大事なことなのかなと思っております。

まだまだちょっとPR等が足りない部分もありますし、今後もこのような事業を続けて、村の農産物等をPRしていくことが、大事なことなのかなという形で認識しているところでございます。

以上です。

委員（佐藤健太君） では、この事業を通して、結果、成果としては、いろんな方に知つてもらったというところは大きくあるんですけども、何かその後、このレストランで飯館の食材を使ってもらえたとか、そういう実績という部分で何かありますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 私の知っている範囲でいくと、仙台の勾当台公園のところにある、今ちょっと工事中で店舗そのものは今使っていないみたいですが、仙台三越の目の前にある店舗さんでは年2回ぐらいですかね、飯館村フェアということで、1か月間近く飯館村の食材を相当PRしながらやつていただいているという部分もありますし、東京の浅草にある大宮シェフのところですかね、レストラン大宮さんでも、定期的にといいますか、いい食材が入ったときに村の牛肉なんかを増やしていただいていると、先日、郡山の加藤さんというイタリアレストランさんは、もう村の牛肉だけを最初使っていたんですが、この間村に直接来られて、飯館村の夏という題の中で、村の中の野菜関係も相当いい食材として使っていただいて、PRをしていただいている。定常的な取組につながっているなと思っています。

それ以外にも、1回、2回ぐらいフェアをやっていただいたところがあと数件ぐらいありますので、そういうところに継続的に村の食材を使っていただくようにということで、この魅力向上発信事業の中で、取組を進めているところと、私としても認識しております。

以上であります。

委員（佐藤健太君） イベント等という部分は、やっぱり一過性のものでもありますんで、ぜひしっかりと継続して契約を結んでいただけたり、そういった形で売上げを上げていけるような形でつなげていただければなと思います。

それでは、次に行きます。

ナンバー10のままで、18ページ、引き続き13番、ふるさとの担い手わくわく補助金事業592万5,000円、この事業ですけれども、こちらの事業の目的、さらには目標をどこに据えて今回事業、令和6年度行ったのか、お聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさとの担い手わくわく補助金事業ですが、これにつきましては、ふるさとを楽しみ、わくわくするような事業を支援するということで、地域住民の自由なアイデア、それから総合振興計画のコンセプトを生かした意欲あふれる有志の個人または団体が実施する地域の活性化事業への支援を目的としているものであります。

いわゆるこれから村の再生、発展のために、みんなで、行政が主体ではなくて、それぞれ村民主体になって盛り上げ、将来的な村を発展させていこう、築いていこうというそういった意気込みといいますか、そういった気持ちを持った方にどんどん進んで事業を実施していただきたい、そういった内容の事業でございました。

それにつきましては、それぞれ様々な団体様が手を挙げていただいて、取り組んでいただいたところであります、追加資料の4ページにわくわく補助金の実績ということで記載をさせていただいておりますが、ここにありますように、1から9までの実施団体によって、それぞれの事業を展開していただいたということです。

成果としまして、かなりの来場者数があったということ、それから目標が、それぞれの事業ごとに、地域の活性化や村農産物の認知向上、若手、親子、移住者の交流促進、それから交流人口拡大、あとは自然や動物の触れ合い、近隣市町村との連携、あとは村外からの来村者に向けた復興のPRなどなど、この事業の目的、内容に沿ったそれぞれの取組、こういったものを目標にして取り組みますよということで、進めていただいたということでありまして、まさに村が住民主体の村づくりということにたけた事業内容であったのかなということで、こういった部分について、まだまだこれからももっと手を挙げていただいて、どんどんと村の活性化に寄与していただければと考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤健太君） この事業、住民主体でしっかりと、自分たちがこの村をつくっていくんだ、つくってきたんだという認識を持ってもらえるような、そういった事業なんじゃないかなと思っていますんで、次年度以降もしっかりとこの事業を続けて、成長させていただきたいなと思います。

続きまして、ナンバー18の14番、第7次総合振興計画事業、こちらも1,541万7,000円という非常に大きな金額がかかる事業でありますけれども、こちらは現在も進行している事業で、今パブリックコメントなんかを受け付けて、今月最終審議会にかかる予定だと

思っています。また、前回審議会でも感じたこととしましては、村民の皆さんからも聞いた意見もあるんですけども、やっぱりスローガンと内容をもう少し詰めないと、もったいないんじゃないかなという声も聞こえておりますので、この事業の目的、それから目標という部分をどこに据えてこの事業をスタートしたのかをお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 第7次総合振興計画、いわゆる村の将来に向けた10年計画ということです。10年後を見据えた村の将来的な姿、そういうものをどういうふうにしていくべきかということで、そのためには、行政と進める部分もありますし、一番は住民主体で進めるべきだという部分も大いにあるのかなと思っているところであります。

そういう意味では、住民参加型での計画書策定、専門部会等々にも住民が入っていたり、一緒にやってつくり上げていきましょうということで、進めてきたところであります。

そういう中で、村の将来像の部分について今ご指摘があったところですが、そういう部分につきましても、まず専門部会の中で、それぞれの村の将来とはどういうものが理想なのかということで、様々な意見を出していただきました。本当に数多くの意見をいただきまして、専門部会で行ったアンケートの中でも、村の将来像については様々な意見を、専門部会の部員以外も、村民の方からもかなり多くの意見をいただいたところであります。

かなり悩んだという部分でありますが、それでもやはりみんなで心を1つにして目標に向かっていく部分については、将来像は大切な部分だということで、今回のパブリックコメントの中では、一定程度のこういった内容ではどうかということを示させてはいたいたところであります。

ただ、今ほどあったように、パブリックコメントの中でも、もう少し工夫した、もう少し分かりやすいような将来像というのもありなんではないかというお話を聞いておりますので、そういう部分もしっかりと受け止めながら、これでパブリックコメントで出させていただいたものが確定ということではありませんので、さらに内部で協議をしたり、策定委員会の中で協議をしていただく中で、しっかりと村民がこれだったらばというようなものに、より近づけるような、そういう構想にも、将来像にしていきたいと思いますし、もう少し分かりやすいコメントが必要だということであれば、それにサブタイトル等のようなものも、もしかするとつける必要もあるのかもしれません、そういう部分も踏まえて、今後しっかりと検討してまいりたいなど、分かりやすい計画、それから本当に希望が持てるような計画策定に努めてまいりたいと思っているところであります。

委員（佐藤健太君） 私も審議委員ということで、ご意見言わせていただいた部分ありましたけれども、10年後の飯館村はどういった村になっていくのかということがビジョンとしてしっかりと見えるような、そういう計画になっていくことが望ましいんじゃないかなと思っていますし、また、企業、恐らくこれから企業誘致をどんどん進めていくに当たって、企業という部分でも総合計画という部分を見て、この村で事業をやっていくとい

うことが望ましいとなるような、そういった計画があると、なお企業誘致にもつながると思いますので、そういった観点からも、そういった部分を盛り込んでいければ、いいんじゃないかなと思いますんで、その辺も含めて今後進めていただければなと思っています。これについて、じやあもう1件いいですか。

村長（杉岡 誠君） 貴重なご意見いただきまして、審議会の中でもご意見いただいてありがとうございます。

ビジョンが見えるようにということですが、実は復興創生の中で、復興計画というものを村は第5版までつくってきましたし、第6次総についても、今、今年最終年度ですが運用しております。

その都度その都度住民の方々に入っていただいて、しっかりもんできたという部分もありながらも、どうしても復興ということについては、非常に行政的でありますし、今回の予算を、村の予算中の6割から7割程度、国の事業をやっておりますので、自分たちの将来に向かってのアイデアというものを、意外と考えなくともできてしまうし、逆に言うと、そういうものを入れようとしても、入れられない部分が、硬直化した部分が出てきているなと思っております。

ですので、いわゆる復興ということは決して外すことはできないかもしれません、それはそれとして目線として持ちながらも、村民の方々、あるいは大学生なんかですね、村の住民票を持っていない方々でも参画しながら、もっと自分たちの将来を自分たちで考えようよというところを、一生懸命やっていただくということで、私自身実は部会とか策定委員会とかには顔出しをしておりませんので、私自身のいろんなことを言わないで、自分たちのアイデアでまずは考え方よということでやっております。

ですので、ちょっと10年後までしっかり見据えられたような煮詰め方ができていない部分もあるかもしれません、やはり自分たちで将来を担っていく、あるいはこういう将来を次世代につないでいきたいという、いろんな試行錯誤を盛り込んだ第7次総合振興計画になっていくことが大事だなと思います。

もう1点、過去の計画については、ある目標、目的がスローガンとして表示されながら、その途中経過として必要な事業が全部盛り込まれているというような重点事業という項目で入っていましたが、6次総の後期計画からは、そういう重点事業的なものは予算審議の中で、議会の皆様にこういう形で、審議をいただきながら、村民の皆様と一緒に考えたものを、その都度その都度積み重ねていくと。

例えば、10年前に計画した事業をやっているか、やっていないかということを議論しても、そこはあまり意味がなくて、目的、目標、将来像をきちんと形づくるために必要なものが今何なのかということは、次の段階で考えようということで、ちょっと分離というんですかね、分け方をしておりますので、ちょっと村民の方々にはなかなかじみが薄い書き方になっているかもしれません、今つくっているものが全てではなくて、それを前提としながら、共有する将来像の下にしっかりと議員の皆様、住民の皆様とも議論をしながら、その都度その都度必要なものを予算確保しながら、執行していくという、そういう姿勢の根本となるものだと見ていただけたら、ありがたいと思います。

ですので、パブリックコメントだけでなく、いろんな形で村民の方々に今目を通していただいて、いろんなご意見いただきたいと思うところあります。

以上であります。

委員（佐藤健太君） ぜひ村の最上位計画でありますので、しっかりとしたものを持つていただきたいという思いでありますので、引き続きよろしくお願ひします。

次に行きます。

次が、ナンバー11、18ページの16番、地域おこし協力隊事業2,442万7,000円の事業があります。これ当初予算では3,759万円組んでいたのかなと思いますけれども、執行額は2,442万7,000円ということで、1,300万円余り不用額が出ているのかなあと見えるんですけれども、これはこの金額で間違いないですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊活動事業の実績としては、これは間違いはございません。

当初の予算計画では、1年間、年間を通した採用で予算計上とさせていただきましたが、やはり募集した際に、年度途中での採用というのも結構出てくるという部分もありますし、なかなか企業型というか、パートナーシップ型という部分についても、始めて間もないという状況でありまして、なかなか浸透しないという部分もありましたので、年度途中での作業が結構数があったということで、当初予算としてはしっかりと人数分を雇用採用したいという思いでの予算であったということです。

以上です。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続きまして、18ページ17番、交流移住・定住等促進支援事業6,278万4,000円、こちらも当初予算としては7,505万5,000円でしたが、これ執行額とも1,200万円の差があるんですけれども、こちらもこの金額で間違いないでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 交流移住・定住等促進支援事業、これも決算としては間違いございませんが、当初見込んでいた部分、それはプロポーザルによって、まずは状況を聞いて、その後の随意契約になりますが、予算の見積合わせという形で行った結果で、こういった金額になったということあります。

プロポーザルの内容を聞いた中でも、村でもこういった部分が必要なんではないかという意見等も入れながら、また事業展開の中では、それぞれ事業者、取り組むべき部分を整理しながら進めてきたということで、こういった決算の数字になっているところであります。

委員（佐藤健太君） 承知しました。

続きまして、生涯学習課に質問でございます。

18ページの19番、移住・定住促進ツアー等企画運営事業2,035万4,000円の決算額であります。これですけれども、この金額をかけて8回、延べ67人を迎えたという結果でございましたけれども、この数字という部分を、費用対効果などどのように考えているんでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 移住・定住促進ツアーのご質問であります。

2,000万円、決算ですね、67人が参加したということあります。

成果といいますか、部分につきましては、追加資料を見ていただくと分かりやすいかと思いますが、44ページであります。

こちらに実績等書いてありますが、一番下ですね、実績、令和6年度、参加者の中から地域おこし協力隊に就任した人が2人、農業体験きらりを活用した農業研修を受けた方が2組、研修に向けて調整中の方が1組あったということで、一番のこの事業、移住していただくということが目標、目的でありますが、こういった形で実際移住者といいますか、地域おこし協力隊につながったという部分では、1つの成果かなと思います。

ただ、これだけの事業かけた中で、様々な課題といいますか、例えば仕事とか、住まいをどうするか、医療環境、そういった中でアンケート出ておりますので、こういったものを踏まえながら、中身を今後見直していく必要があるのかなということは認識しております。

以上です。

委員（佐藤健太君） 続いて、18ページの21番、移住・定住交流事業という形で1,892万円、事業が上がっています。これ住宅の建設工事という形で内容が上がっておりますけれども、この住宅の建設に当たってどのようなニーズ調査が行われたのか確認します。

建設課長（高橋栄二君） まず移住・定住ということで、村としての課題があるというところでは、収入分位50%以下ということで、村民も移住・定住の方も入居できる要件の住宅建設が必要だらうと。

当然、村の住宅の待機者もいたというところもあって、10戸の建設という計画をしたという内容でございます。

委員（佐藤健太君） これは、以前から住む住宅がないという部分で、移住・定住で先ほどもありましたけれども、結構大きな予算使っていきながらも、最後落とし込むところがないという非常に大きな課題があったという部分で、この住宅が建設という部分で、非常にありがたいなと思いますし、ただ、その中でも単身で来るという部分に対しての住宅というか、1Kであったり、そういったわりかし小さな場所という部分はまだ少ないので、今後もそういった部分に関して、建物というかそういった部分をしっかり用意できていけば、さらに飯館も来やすくなるのかなと思いますので、その辺ご意見いかがでしようか。

建設課長（高橋栄二君） まず、単身者用ということで、村単独の住宅でも単身者用等の住宅も数はあるというところではございますが、今現在入居済みだというところもございまして、さらには、入居するタイミング等もあっての、何ていうんでしょう、ニーズに合ったマッチングという部分は、こういった場合に非常に重要なことにはなる、なってくるのかなと。

そもそもそういう単身者用が不足というところが、今後のニーズも含めて検討していくことになるのかなと思います。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。しっかりと検討していただきたいと思います。続きまして、産業振興課に対しての質問でございます。24ページに移ります。ちょっと

飛びますけれども。

ナンバー10の24ページ、92番、未来へつなぐ農業支援事業、農業振興費ということで3,069万1,000円という形でありますけれども、こちらの事業の目的、さらに目標、またどういった成果があったのかという部分をお聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君） 未来へつなぐ農業支援事業でございますが、こちらの事業の目的としましては、生産者、農家さんの負担を軽減するということで、様々な補助内容もございまして、消耗品費用等々の購入だったり、あとはパイプハウスの建設、あと修繕、あと農業機械の修理だったりということでの様々な支援をしておりまして、それに伴い、農家さんの少しでも所得の向上につながればなという形での事業展開となってございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続きまして、同じページ、25ページの99番、被災地域農業復興総合支援事業、こちら4億5,505万円という非常に大きな金額であります。

農業機械等の購入ということでありますけれども、こちらの事業に関して、どのような目標を定めた中でこの機械を導入しているのか、その辺あればお聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君） 今質問ありました被災地域農業復興総合支援事業の機械導入の件でございますが、こちらにつきましては、追加資料の26ページに一覧を載せてございまして、こちらにつきましては、振興公社への機械の導入という形になってございます。

振興公社につきましては、今の農地中間管理事業の中で、農地の集積を進めておりまして、かなりの面積を集約してございます。それに対応できる部分ということで、今回33台分の農業機械を導入しております、それで今後の水稻だったり、農業の振興に寄与するという形での導入となってございます。

委員（佐藤健太君） 非常に大きな額で、たくさんの機械を購入しているということありますけれども、こちらこの先どこまでを目標として、この機械を、またさらにこれからも増やし続けていくのか、どうなのかという部分がなかなか見えづらい部分でもあるんですけれども、その辺、もしその目標というか、そういった目的地というか、そういった部分があるんであれば、お聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君） 今後の目標ということでございますが、一応今振興公社での農地集積の目標というか、計画でございますが、約200町歩、200ヘクタールの面積の集積を目標に今進めているという状況でございます。

委員（佐藤健太君） 承知しました。

続きまして、25ページの108番、宿泊体験館きこり管理運営事業ということで、5,356万3,000円、決算額として上がっております。こちらは、きこりの運営に関してということでありますけれども、こちらの事業に対して、例えば入館者数、目標としてはこのぐらいあるんだとか、そういった事業に対しての目標という部分を定めて、事業を展開しているんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） きこりの部分での利用者の目標というところですが、ちょっと目標の設定等はしてはございませんが、一応管理運営の部分につきましては、まず一時

宿泊利用ということで、復興庁の加速事業を活用させていただいて、それで補助を頂きながら、村民が一時村内に帰ってきて、家がない、泊まれない、それじゃあきこりに泊まろうかという形での運営の部分に当たって、補助を頂いております。

利用の部分でございますが、前年度、令和5年度から比較しまして、令和6年度の利用実績としましては、約200人ぐらいの利用者が増えているという状況でございます。

委員（佐藤健太君） 令和6年度においては、平日も含めて入っている数というか、全部屋満たされているということではなく、何部屋か空いているという状況で、この200人プラスという形なんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 人数は増えてはいるんですが、全て部屋が満室なのかという部分でございますが、なかなかまだ食事の提供が再開していないという部分もありまして、素泊まり的なものがほぼメインになっているんですが、一応利用者は増えていますが、全て満室となっている状況ではないという形で認識はしております。

委員（佐藤健太君） ということですので、まだ余裕があるのかなという感じはしますんで、ぜひ入る数というか、そういったところを少しでも埋めていけるような、そういった努力を重ねていければなと思いますんで、その点に関してもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、26ページ、109番、その下ですね、もりの駅まごころ管理運営業務ということで、244万円が上がっておりますけれども、こちらのこの事業の目的とか内容という部分で、少しお聞かせいただければと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） もりの駅まごころの運営に関する質問でございます。

もりの駅まごころにつきましては、今NPO法人のもりの駅まごころ運営協議会というところに指定管理ということで、委託をお願いしてございます。

どんな管理運営をしているのかという部分でございますが、一応そこに加工品を作れる設備というか、ものが整っています、そこを利用してその協議会の会員である人たちが、そこで集まっていろいろな产品的開発だったりという形で利用している部分もあります。

毎週水曜日につきましては、道の駅が休みだということで、令和6年度のほうからは、あそこでお弁当の販売を水曜日に実施している形で、そのような形での利用という形になってございます。

以上です。

委員（佐藤健太君） もりの駅まごころですけれども、非常に立派な建物でもありますし、加工場として奥のほうを1画使っている形で、手前のほう結構空いていますんで、この辺もさらに有効に使っていけるような、そういった形で少してこ入れをしてもいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺でどのように考えていますか。

村長（杉岡 誠君） 確かにおっしゃるとおりでして、かなりスペースとしてはもともと直売所にも改装しましたので、非常に広いスペースがあるんですが、指定管理先、委託をしている先の運営協議会さんのほうで、常設的にちょっと人が置ける状況に今ないとお聞きをしてますので、常設で人が置けるんであれば、毎日開けていただいて、少しサロン

的な利用の仕方ということができるんではないかな、あるいはしてほしいなという話を私自身もしたことはあるんですが、いかんせんせんちょっとそれが今できていないということで、その辺が大きな課題としてあるかなということです。

運営協議会さんのほうで、今は加工系の会員の方々を中心にしながら活動されていますが、次のステップとしては、例えば地域おこし協力隊などを採用いただきくなりして、そういうことが対応できるような仕組みというものも、協議会でありますから、運営協議会の中で議論いただきながら、村としてもそういうちょっと干渉といいますか、説明をしながら、行政目的を共に達成できるような形を模索していきたいな考えるところです。

以上であります。

委員（佐藤健太君）　ぜひ有効に使っていけるように、協議会の皆さんとよく協議をしていただければと思います。

続きまして、26ページ、115番、鳥獣被害防止対策事業という形で、その内容と実績という形で上げていただきしておりますけれども、この捕獲頭数等々を見まして、これの見解というか、どういったこの数字を見ているのか。もしご意見あればお願ひします。

産業振興課長（松下貴雄君）　鳥獣被害防止対策事業の件につきましてございます。

鳥獣対策被害につきましては、鳥獣対策実施隊ということで24名で構成しております、毎週パトロール等を実施して活動をしているところでございます。

この捕獲の実績の部分でございますが、若干前年度よりちょっと増えてきているのかなという部分が、数字で見られるところがあるんですが、なかなか猿につきましても、去年ですか、大型の箱わな等も購入しまして、そちらで今年の春先ですが、まとめて数十匹捕獲したという実績もあります。

なので、今後いろいろやっぱり農畜産物等の農地への被害等も防止するために、実施隊の活動をした上で、鳥獣被害対策防止に努めていきたいと思っております。なので、若干ではありますが捕獲数が増えているという状況でございます。

委員（佐藤健太君）　捕獲数も増えているという部分も、もちろん被害なんかも減っているのかどうかというところも気になるところではあるんですけども、この捕獲隊含めて、

今後の課題というか、そういった部分をどう見ているかという部分もお聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君）　捕獲隊の課題というところなんですが、一番は高齢化という部分が一番課題なのかなと思ってございます。

以上です。

委員（佐藤健太君）　募集はしているけれども、なかなか増えないという状況が続いている形でしょうか。

村長（杉岡　誠君）　募集というか、猟友会さんのほうに推薦をいただいて、その中で一定の経験数なりを持っている方を自治体として任命をするという形を取っていますので、必ずしもハンターさん全員がなれるわけではないという部分がございます。

それから、村としては2分の1補助といいますか、いろんな猟銃とか、狩猟関係の免許取るのにいろいろお金がかかりますので、そういうものの2分の1相当を県事業も活用しながら支援をしていますので、ぜひ猟銃持つことにはちょっと抵抗がある方もい

らっしゃると思いますので、わな免許とか、そういうものを取っていただくことについても活用いただけますよと。あるいは、維持ということで毎年講習受けたりしなきゃいけませんので、そういう講習費用も支援するという事業を拡大させていただいております。

今後も、そういう高齢化ということを甘んじて見ているだけではなくて、高齢の方々はそれなりに非常に大きなノウハウをお持ちですので、そういう方々に教えていただきながら、新しいそういう駆除関係についても取り組んでいただける方が増えるように、村としても配慮していきたいなと思うところです。

以上であります。

委員（佐藤健太君）　ぜひよろしくお願いたいと思います。

続きまして、ナンバー26ページの119番、森林環境交付金事業386万円ということで、大火山つつじの森、野手上遊歩道の整備ということで、予算が上がっていますけれども、こちらの目的、あとは成果という部分をお聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君）　森林環境交付金事業でございます。

こちらの事業につきましては、まず大火山のつつじ森ということで、大火山につつじを整備した場所がありまして、そちらのほうの下草刈りだったり、枝の剪定だったりの作業という形になってございます。

野手上山遊歩道の整備でございますが、こちらの遊歩道の部分で、若干時間がたって、遊歩道の部分で丸太の散策道のところですか、それがちょっと腐れているという部分もありまして、そちらの修繕だったり、整備にかかった費用でございます。

委員（佐藤健太君）　大火山つつじの森なんか、看板なんかも設置したりとかして、入り口分かりやすくなったりなどというところあるんですけども、実際そこにどれだけの人が足を運んでいるのかという部分というのは、なかなか把握しづらいのかなと思いますけれども、その辺役場としてはどのように見ておりますか。

産業振興課長（松下貴雄君）　人数の把握でございますが、常にあそこに常駐している職員がいるわけでもありませんので、なかなかどれだけの人数が来て、ツツジを鑑賞しているかというのは、ちょっとなかなか把握が難しいかとは思っておりますが、ある程度看板の整備もしたことにより、あそこのところを利用する方については目がついていますし、逆に役場のほうに、ツツジいつ咲いているんだという問合せ等も役場のほうで受けておりまして、そのときに職員のほうが現地を確認して、今何分咲きとかいう形で問合せがあつたときには対応している状況でございます。

委員（佐藤健太君）　なかなか今言ったように、常駐するのは確かに難しいところではあってなかなか人数の把握難しいんだろうなというところはありますけれども、この事業の結果とか、成果という部分をどう評価するのかというところも関わってきますんで、その辺も含めて少し議論していただきたいなというところはあります。

また、桜であつたり、佐須のヒマワリであつたり、いろいろあそこに花が咲いてる時期に、非常に多くの人が訪れるという実績がありますので、この辺役場からもさらにPRをして、その時期を早めにお知らせするなりして、この予算を使っている、成果を求める

ていくようなことができればいいなと思いますんで、その辺の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） そのPRについては、実は企画の広報のほうで、公式LINE等でも出しながら今何分咲きですとか、この辺が見頃になると思いますよということで出させていただいているかと思います。

ただ、この辺最近ちょっと暑くて、あったかくて、桜もちょっと以前よりも早くなってしまったり、あるいは遅くなるときもあったり、2年前ですか、前日に雪降ったりしましたので、なかなか読み込めない部分がありますが、おっしゃるとおり事前にPRしていくことが非常に大事でありますので、今後も継続が必要だと思います。

それから、ヒマワリについても、新聞に上げていただくと非常にぱっと皆さん来ていただけますので、ちょっと長く見ていただけるものについては、そういうマスコミといいますか、マスメディアさんのほうのPRということもお願いしてから、道の駅の前の花畠もそんな形でPRしているかなと思います。

大火山に関しては、ちょっと議会のOBの皆様が非常に大事にしてきたという部分で、避難中も維持管理をしてきました。やはり村の歴史といいますか、飯館牛の放牧といいますか、何というんですか、バーベキューといいますか、そういうことをやった場所でもありますので、そういう中で自然と広がったツツジの園があると。

あるいは、近くにはクロス発電所もあったり、あるいは地デジの再送信施設があつたり、あそこは携帯の5Gが入る場所だったりしますので、そういう非常にいろんな歴史も含めて、新しいものを含めて、ミクスチャーされている場所が大火山だということもありますので、今後ちょっとPRの仕方については、いろいろ検討させていただきたいなと思っています。

以上であります。

委員（佐藤健太君） まさに我々の先輩がつくってくださった、非常に私も行ったことがあって、美しいツツジがたくさん咲いているところなので、ぜひ私たちも含めてPRに協力できればなと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして建設課になるのかな、29ページ、138番、139番、公営住宅維持管理事業と復興公営住宅維持管理事業ということで、こちらの住宅、震災後にできた住宅ではありますけれども、築年数も少し過ぎてくる中で、現在住宅の状況という部分に関しては、どのような状況でしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 住宅の維持管理についてでございますが、避難指示解除の際に、一通り住宅のほうは、修繕、外壁の塗装であつたりとか、修繕をしてまいりました。

ただ、やはり設備関係、なかなか更新ができなかつたという部分については、耐用年数に近づき、さらに過ぎたものについては更新という状況がございます。

今年度につきましては、修繕に関しましては、50か所程度の小さいものも含めて、修繕を行ってきてているという状況でございます。

委員（佐藤健太君） ゼひあまりひどくならないうちに、しっかりと手入れをして、長く使えるようにしていただきたいと思います。

また、飯野町の復興公営住宅に関してですけれども、以前どうするかという議論もあったかと思いますけれども、令和6年度においてはどういった議論になっていたんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君）　飯野町団地につきましては、こちらにつきましては入居要件緩和については、まだ実際行われていないという状況でございます。住所の課題等もあるというところでございます。

ただ、地域計画という別なスタイルで、こちらを活用できないかというところを今検討している状況でございます。

委員（佐藤健太君）　あそこへ私も住まわせていただいていた時期もありましたんで、非常に子育てに対してもいい環境ですので、ぜひ大事に使っていただいて、つなげていただければと思いますんで、よろしくお願ひします。

続きまして、32ページに飛びます。

スポーツ公園163番ですね、スポーツ公園の維持管理事業という形で1,160万7,000円という形でありますけれども、スポーツ公園も大変広くて、週末になるとグラウンドなんかも結構使用率が高くて、浜通りと中通りの間ということもありますし、結構いい場所だということで、評判を上げているんじゃないかなと思いますけれども、こちら使えば使うほど劣化していくという部分がありますので、今現在、この令和6年度において、経年劣化、そういった状況、どのような状況になっていますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君）　スポーツ公園維持関係であります。

平成30年に、スポーツ公園改修があったということで、約7年経過しております。そういった中では、大規模な部分は出ておりませんが、一部、野球場の音響とか、あと陸上競技場においても一部陸上競技場のところ、ちょっと劣化している部分ではないかとか、あとバスケットのリングがあるところ、その下も土のところ、地面のところがちょっと劣化しているんではないかとか、そういった声も聞いておりますが、令和6年度につきましては、大きな修繕等につきましては、防犯カメラ、施設に何台か設置してあるんですが、その録画機能がちょっと壊れたということで、その分は修繕しております。

そういった小さい修繕等はありますけれども、今後大きな分につきましては、ある程度利用者もいるもんですから、その時期なりその辺を見ながら、今後出てくるのかなと想定しております。

委員（佐藤健太君）　ありがとうございます。

人工芝なんかはまだまだもつような状況でしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君）　人工芝も一部冬の時間といいますか、時期で、雪の水分があるときに使うと、より劣化がする。

ですから、ある程度その時期は利用しないようにという形もやっておりますが、毎年メンテナンス的なものをやっておりまして、そういった部分では、利用者に一定程度満足をいただいたと思いますが、設立当初から見れば、ある程度の経年劣化という部分あるんですが、ただ、大規模な改修となりますと、大きな事業費がかかるとは聞いておりまして、今のところは何とかもっているといいますか、そういう状況と認識しております。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

非常にいい設備ですので、しっかりとメンテナンスをしながら、大事に使っていただきたいなと思います。また、日陰なんかもないところもありますんで、テントなんかも用意したかと思いますけれども、その辺り今後つくるなり、どうするかという部分もしっかり議論していただきたいと思います。

最後に、教育課ですね、32ページ。

学校給食事業という形で上がっており169番、3,049万8,000円という形であります。これ学校給食、業務委託も含めてでしようけれども、給食センターの設備という部分も、毎日使っていると思いますんで、この辺に関しての経年劣化だったり、そういった状態という部分はどうなっていますでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） こちらの給食センターの設備等の経年劣化の状態ということですが、こちらにつきましても村がこちらに帰村する前の年に造りまして、今ある程度年限がたってきた中で、やはり修理しなければならないところというのが見えてきているところであります。

それについては、毎年予算を頂きながら、やっぱり食事を提供するということになっておりますので、都度対応して修繕に努めているというところであります。

以上です。

委員（佐藤健太君） 村の大切な子供たちが食べる給食を作る場所でもありますので、ぜひしっかりとした設備で続けていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で私の質問は終わりますが、全体を通して、この事業という部分に関して今回目標であったり、そういった部分を聞きましたけれども、あくまでも住民のための目標を達成する手段でありますので、事業を行うことだけに、それが目的化してしまってはならないと思っていますんで、その辺りをしっかりと注視しながら、常に目標、目的が何なのかということを考えて、次年度含めての予算組みをしていただければと思います。

長くなりましたけれども、私からは終わります。

委員長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

委員（横山秀人君） では、質問に入りたいと思います。

資料ナンバー7の歳入歳出決算書の148ページ、まず村の財産管理について確認いたします。

先日一般質問で、村が買収したけれども、まだ未登記の土地が1,100か所あるという回答がございました。未登記の土地の面積については、この148ページの公有財産のどの部分にどれぐらいの面積があるのかについて、まず回答を求めます。

総務課長（村山宏行君） 未登記物件の部分について、土地のほうの決算書に計上されているのかということでありますが、未登記の部分も入っての面積計算になってございます。

委員（横山秀人君） 入っていて、そしてどこの地目というか、宅地なのか、山林なのか、その他なのか、それぞれどれぐらいの面積が内数としてあるのか。こちらのほうの表記はないので、確認の意味でどれぐらいあるのかお聞きします。

総務課長（村山宏行君） 基本的にその他というところが多いのかなと考えております。それそれ地目がございますので、内訳としましては、基本的には持っているというところでございます。

委員（横山秀人君） 一般質問の回答の中で、何か村民のほうから課題というか、この未登記について問合せが等があったら、随時対応するという回答をいただきましたが、それですと、年間100件でも二、三十年かかるだろうという、この前の一般質問の中身があります。

やっぱりこれ積極的に、村がきちんと分筆して、村の土地にすべき、財産管理すべきがこれが村の責務であります。いろいろ考えました。1つ相続があってなかなかできないという回答が一般質問でありましたが、住民課のほうに確認いたしますが、例えばここ1年、2年、3年で相続登記が終わって、土地の所有者が変わったということについては把握できますでしょうか。この未登記の所有地について、未登記の公有地について。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 相続登記が終わりましたら、法務局から村にその通知が来ます。毎年、毎月、相続の通知が来ますけれども、それが果たして未登記の土地かどうかというところまでは、細かくは把握しておりません。

ただ、相続の登記の義務化が始まっておりますので、これまで以上に相続の件数は増えていると思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、毎月、相続が終わったということで、土地の情報が村に入ってくると。村のほうは、村のほうで未登記の土地の地番等が分かっていると。

ということは、そこでマッチングさせれば、この未登記共有地は、例えば先月相続が終わったんだなど、そういう形で村のほうから把握できるわけであります。これについては間違いないでしようか。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 相続登記が終わって通知されるその土地の地番なりが、未登記の土地であるかというのはデータを突合させれば、それは把握できると思います。

以上です。

委員（横山秀人君） 何とかこの問題、後々に残してしまうと、また莫大なコスト、または再度土地を買収してくれという、その費用負担も発生するリスクがあります。

であるならば、もう役場でもう相続登記が終わったというのは把握できるわけですから、これについては次年度以降、積極的に、直近ですから今すぐ終わった方に対しては、すぐお話ができると思いますので、ぜひ何かあつたらやるじゃなくて、村から積極的にこの未登記公有地の問題を取り組んでいただきたいと思いますが、再度見解を伺います。

総務課長（村山宏行君） 未登記物件の部分、当然相続を図る際に、司法書士なり、あるいは土地家屋調査ということで、相談をされて、それで登記すると思っております。

当然相続ですので、この物件、この土地がいわゆる売買の途中にあるというそういった部分の情報については、その中で当然分かるはずであります、そこで相談ある部分については、随時対応しているという状況でございます。

比較的相続がスムーズにいくというのは、そういった部分がない部分がやはりスムーズにいくのかなと。そういった過去の部分で、いわゆる共有地でありますとか、それから過去の相続がされていないために、現在の相続がなかなか進まない、そういったところの部分については、どうしても後回しになっているのかなと思います。

いずれにしましても、分かった段階で村としては早期に動けるように、体制を整えてまいります。

委員（横山秀人君） 人の手配、人の確認だと、どうしても時間がかかってしまうと。もう基礎データあるわけですから、所有者が変わったら、自動的にこれは未登記ですよという形のリストが出るような形で対応いただければ、すぐ、じゃあすぐ連絡しようという形になると思うんですね。

何回も一般質問でやっています。また予算委員会、決算委員会でもやっていますけれども、この問題に関しては早期にある程度グループ分けをしながら、これすぐできるところ、なかなかできないところとかをして当たらないと、これは負の財産、適正に村有地を管理していないという状況がずっと続くことになります。ですので、こちらに関しては強く、この修正の仕組みの改善を求めます。

続きまして、先ほど佐藤議員から質問あった件の追加の質問がありますが、ビレッジハウスについてであります。

158ページですが、申告会場、待合室で使われている方から、ビレッジハウスの利用状況について、どうして真ん中のカーペットのところが倉庫になっているんだと、指摘がございました。また、待合室についても、どうしてこれ片づけてきれいにしておかないというご意見がありました。

倉庫が必要であれば、ちゃんと倉庫を造るべきだし、そしたら遊休施設である場所に移すべきだし、役場隣の1等地にあるあの場所、あの建物を有効に活用していないんじゃないかなという厳しいご指摘がありました。

まずその倉庫に使っている部分に関して、村の書類の増加傾向と、あと今後たまっていく資料について、どのような計画を考えているのか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） 震災以降、様々な記録、そういったことが山積みになっているというところで、仮の置場ということで、ビレッジハウスについては利用させていただいている状況でございます。

村の書庫がかなり膨大になってきているというところがあつて、なおかつ震災の記録、基本的に東日本大震災以降の記録、それは極力残すように、文書規程上5年、10年というそういったことで基準はあるわけなんですが、基本的に震災の関連の部分については、極力残すようにということで府内の指示をしながら、そのような保管方法を取ってございます。ですので、今非常に多くなっている。

ご指摘のように、書庫が足りないということありますので、こちらについては、近年令和8年度、9年度、このあたりでしっかり保存書庫を新たに建てたいと考えております。その中で解決をしてまいりたいと考えております。

委員（横山秀人君） 将来的に保管庫を設け、検討するというお話ですので、ぜひそのように

していただいて、有効に施設をご利用いただければと思います。

続きまして、村の財産管理費であります。

177ページ、産業振興課で所有している物品についてでありますが、こちらについては、毎年1回、例えば所有状況確認と物品確認等を行っているのか。そして、例えばその管理が不適切な場合は、指導等を行っているのか、確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君）　村の備品ということでの質問でございます。

ある程度農業機械に関しましては、村で購入しまして、各組合だつたり等へ貸付けをしている状況でございます。

村で確認しているのかということなんですが、利用状況につきましては、村でも現地を確認して、機械の有無を確認している状況でもありますし、今まで確認した中では、目的外利用等の使用等は確認しておりませんので、そういう指導等は今のところした結果はございません。

委員（横山秀人君）　そうしますと、遊休とか使っていないもの、機械とか施設とか、なぜこのような形で聞いているかというと、移住者とか新規就農者、どうしてもすぐ機械とか施設が建てられないとか、そういうところを有効活用できないのかなという質問もございましたので、例えば遊休になった場合に、そういう形で次の借り手を探したりとか、そういう有効活用する予定はあるのか確認します。

産業振興課長（松下貴雄君）　あくまでも今回の機械等の導入に関しては、事業計画をつくって機械導入をしておりますので、組合が遊休というか、やらなくなつたので、ほかに貸付けという形になると、事業の計画の変更とかの手続をしなきゃいけないのかなという部分で考えているところでございます。

委員（横山秀人君）　分かりました。どうしても使っていない施設とか、機械とか、何か周りの方がずっとそこにあるなとか、ちゃんと使っているんだろうかという質問が入ってくることがあるので、ぜひ有効活用の指導をしていただければなと思っております。

では、続きまして財産に関する基金について、質問いたします。

186ページと187ページでありますが、長年課題であった未収というか、回収できなかつたものについては、債権放棄という形できちんと整理されたということはすばらしいことだと思っております。

今度は、もう多分どちらも20年以上動いていない基金、高齢者も水田もあります。この残高、高齢者に関しては3,300万円の現金があります。水田農業確立については、1,200万円ほどの現金があります。

この現金について、今後どのような形で村に戻して、そして何に利用されるのか、現時点で分かっている範囲で結構ですので、お答え願います。

総務課長（村山宏行君）　基金、不納欠損を行いまして、未収金がなくなったということでありますので、この動いていない基金、こちらについては、本来であれば、基金を廃止して一般会計に戻すというのが基本であります。

ただ、この基金を設けるときに、出資の割合がございます。当然国のはうはなくなっているという認識でおりますが、県あるいは農協、当時のこの基金を設立した趣旨に沿っ

て、各団体にご意見を伺って、その上で精算するという形になるかと思います。

翌年度から、令和8年度の中で協議の上、この基金については廃止してまいりたいと考えております。

委員（横山秀人君） 廃止までの道のりができたかなと思っております。事務のほうありがとうございます。

続いて、資料ナンバー11の12ページ、一番上の文書広報費全般に要する経費の中のホームページ運用管理業務という点について、130万円の事業費ですが、これについて質問いたします。

まず、村が考えているホームページの目的というか、それについて、どのような位置づけでこのホームページを運用されているのか、確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村のホームページの運用の位置づけという質問であります。が、村については、いろんな情報を広く村民、また村内外を問わず発信するという部分がありますが、広く情報を周知しなければならない、いち早く周知するための方法の1つとしてホームページを開設している。

それ以外にも、LINE等での周知、あるいは広報お知らせ版等もありますが、まずはそういった部分で、直接村民が検索をして、必要な情報を得られるような、そういったもののツールの1つとして、ホームページは存在しているのかなと理解しているところであります。

委員（横山秀人君） 村民のほうから、昨日また、前もホームページについての意見があったんですけども、まず2点、3点大きくあります。

村のホームページのイベントカレンダーを見たときに、ぜひあそこを充実してほしいと、村民の方が村で今何やっているのかなと思ったときに、前に確認したときには、その実施主体、主催者がそこに載せてくれということをしないと、そのイベントを載せない。つまり募集しますよというお話なんですけれども、ある程度村のほうでも、こういう事業があるんだというのは、チラシとかいう中で分かると思うんですね。

ですので、ぜひ村で習得した情報を積極的にイベントカレンダーに載せてほしい。そうすると、村民はそこを見るだけで、今村で今日何があって、来週何があつていう形が分かりやすくなると。現時点でも多分、8月、9月、10月と、2つ、3つしかないんですね。だから、そこは充実したほうが、村民も期待しているのかなと思います。まずこれが1点。

あと、続いて、昨日だったんですけども、LINEで第7次総合振興計画のパブリックコメントが届いたと。けれども、それをクリックして開くと、もうスマホでは到底見ることができない、分かりづらい画面だと。それは、村のホームページがそのままスマホで表示されているから。そして、やっとその第7次総合振興計画の案をクリックしたら、68ページものPDFファイルがスマホにダウンロードされたと。これまたスマホで見るのは到底無理だと。何とかもっと分かりやすい方法はないのかというご指摘が昨日ありました。

1つ考えられるのは、やはりスマホバージョンのホームページ、スマホで見やすいよう

なホームページを作るべきかなと。そして、改めて第7次総合計画案に関しては、スマート版の案をつくれば、スクロールするだけで見られると。PDF版では見づらいです。やはりそれは見る方に見やすいような情報公開が必要なのかなと。これが2点目。

3点目ですが、モニター制度がやっぱりあればいいのかなと。つまりホームページ、今村のホームページどうだろうと、村民の方ご意見くださいと。パソコンを利用される方、スマホを利用される方、そしていろんな様々な年代と、多分20人ぐらい規模のモニター制度を設けると、いろんな意見が上がってきて、ホームページがもっともっと見やすくなるし、せっかく情報公開しても届かない、見づらいではもったいない、お金が。ですので、モニター制というのも、次年度以降検討いただければと思います。

以上3つであります。

村長（杉岡 誠君） 休憩お願いしていいですか。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午前11時53分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前11時54分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まずイベントカレンダー、村ホームページのイベントカレンダー、もう少し情報をどんどんアップすべきではないかということあります。

庁内でも、イベントカレンダーについては、広報委員等もいますので、それを中心に各それぞれの担当課のほうで、どんどんイベントカレンダーにアップするようにということで指示はしているところでありますが、なかなかアップし切れていない部分は多分見受けられるのかなと思っております。

今、委員から意見がありました各種団体のそいつたチラシ等が作成されいてるんだから、それをそのままどんどん上げるべきではないかとか、そいつた部分はありますけれども、村のそいつたイベントカレンダーとホームページについては、村民に必要なものということで随時上げているものもありますし、また、基本的には村が行う行事について、基本的には上げるというイベントカレンダーの内容であります。

各種団体の分については、LINE等で要望があった場合に、周知するなりして、その場合には主催団体がこういった団体ですよという部分を付け加えた上で、LINE等で周知をしているというのが現状であります。

イベントカレンダーの中で、村が共催なりそいつた部分で行っている部分については、上げていくというのも考えられますが、全てをどんどん上げるというようなことはなかなか厳しい、これは職員の人数、そいつたマンパワーの部分等も含めて、村民にできるだけ知ってほしいというような部分については、積極的に載せるということで行っておりますが、全てを載せるというのはなかなか難しいという、厳しいという部分はご承知いただきたいと思っているところです。

それから、パブリックコメントのスマホバージョンを行うべきだ、見やすくするべきだ

ということですが、スマートフォンであれば、当然どのような上げ方をしても画面は小さいというのは、これはやむを得ない状況であります。

現在載せている村のホームページに飛んで、その中でPDFでのスクロールというようなことありますが、基本にスクロールができますし、多分スマホによってはそれを拡大して見ることも可能なかなと思っております。

文字数なり、文字の大きさなり、限られている小さな画面でありますので、スマホバージョンという、例えば行ったとしても、逆に見づらくなってしまうという懸念もあるのかなと思っております。

ぜひそういった方については、役場等々に紙ベースでも置いておりますので、そこで見ていただく、あとはパブリックコメントについては、一時持ち帰りも可能だということで、ぜひゆっくり持ち帰って見ていただいて、それはお返しくださいということですが、持ち帰っていただいて見ていただくというのも可能にしてきたところであります。一番は、大きな画面で見ていただくのが本来であるのかなと思っているところです。

それから、ホームページ等についてのモニター制度、意見をいただくという機会でありますけれども、村のホームページの中でも村への質問とか、そういったご意見、そういった部分が寄せられるような項目、ページは設けているところです。

モニター制度ということで、限られた人を特定していろいろ意見をいただくんじゃなくて、何か村のこと気になることがあれば、村のホームページの中で質問、意見を言つていただいたり、直接その担当窓口で意見をいただく、そういった広く窓口を設けて、特に制限しているわけではございませんので、その都度ご意見をいただければ、改善に向けて努力してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 昼食のため休憩します。再開は、13時10分とします。

（午前11時58分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後 1時10分）

委員（横山秀人君） 先ほどの村ホームページについて、再度質問いたします。

村民の声を聞く、この私たちの情報がどのように届いているのか、議会だよりもそうであります、やはりほかの自治体を見ますと、意見を言ってくれということを問い合わせても、なかなか住民の方はやっぱりその意見出しが難しいと。

であるならば、きちんとその意見を出す目的でモニターを募集して、広報モニターとか、議会だよりモニターとか募集して、いい点、悪い点、改善点というのをきちんと村民の声を取ると。取るためのモニター制度を行っている自治体がございます。いろんな成果を見てみると、着実に広報物がよくなっているという結果を見ています。

先ほどの質問の中で、ホームページに関してもううなのかなと。昨日お会いした村民の方も、やはり分かりづらいという率直なご意見がありました。この方が、じゃあ意見出

してくれと言ったときに、すぐ出せるかというのを確認したときに、年代的にもすぐこれは難しいかなと。何が何だかよく分からないというお話をございました。

そういう意味では、きちんとしたモニター制度による意見の収集が必要だと思います。ぜひ令和8年度事業に関して、その件について検討いただいて、どうやつたら村の全体の声が集まりやすくなるかということを検討いただきたいんですけども、再度質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどもお答えしましたが、モニター制度というものをつくらなくても、村のホームページ上での質問や意見を述べることができる、またあるいは、例えば区長さんを通じて、あるいは議員の皆さんを使ってでも結構ですし、言いやすいコミュニティー担当職員、そういった部分も含めて、質問なり意見を言いやすい人を使って、言っていただく、そういった部分も考えられるわけであります。

村としては、限られた人にモニター制度ということで限ったことではなくて、広く皆さんが意見等を言いやすいような環境、そういったつてを使ってでも結構ですので、そういった中で広くいろんな話を、ご意見を聞いていきたいという考え方でありますので、そういう制度を今のところは設置するという意向は持っていないところであります。

委員（横山秀人君） 村長がよく村民の声をいろんなところから収集する、対面を重視したいということがよくお話をございますが、やはり限界があると思います。

例えば、このモニター制度が他自治体で成果を出していないなら、このようなことは言いません。また、村民の方が直接言えず、議員の方に会ったので、今日こうお話ししているわけですけれども、やはりきちんと聞くという体制を明確にしておかないと、何かある人が言ってくださいというなら、どんどん集まっているはずです。けれども、それが集まっていない。という現状からすると、きちんとした意見収集の方法が必要だと思いますが、村長はどう考えますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 基本的に担当課長がお話をしたとおりだと思いますが、村として住民の皆様の意見を聞く姿勢に関しては、今言ったようにホームページで送っていただくことも、メールで送っていただくことも、あるいはコミュニティー担当、行政区長ということで、幅広く設けさせていただいておりますので、役場に直接来てくださいということに限定しているんであれば、今のご指摘は当たっているかと思いますが、むしろ他の自治体よりも相当細かく多様な形での意見が言える場所を設けさせていただいているなと思っております。

それから、モニター制度がそれを全て、何ていうんでしょうかね、解決できるかのような今ご提案かなと思いますが、モニター制度のモニターの方は、村民4,500人いますが、4,500人の言葉、考えを集約できる方というのが何人いらっしゃるのかなと思いますけれども、その方の個人の感想を大事にしながらということであれば、モニター制度は非常に有用な制度だと思いますが、むしろ議員の皆様が今回このような形でいろんなお声を聞いている中でご指摘いただくことも、非常に大事だと思いますので、モニター制度を入れるということは今考えていないという、担当課長からもお答えしましたが、村としてそういう様々な形でご意見はいただくことができますし、職員自身も自分自身が使っ

てみて不便であれば、あるいはどうなのかなと思えば、そういったことをきちっと反映できるような、ある意味非常に柔軟に対応できる体制を今後もしっかりとやっていきたいと思うところです。

スマートフォンを使えるような体制をというのは、私自身がかなり広報に指示をさせていただきながら、今まで作ってきておりますので、まだ足りないところがあると思いますが、なお、何でもかんでもできるわけではありませんが、使い勝手のいい、あるいは見勝手のいいものを工夫しながら、勉強しながら、できるところから手をつけていきたいなど考えているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 今村長のほうからお話をございましたけれども、モニター制度で100%カバーできるとは思いませんし、ただ、よりよくするためにには、様々な情報、意見、要望等を収集する手段が必要だろうと思っております。

その手段の1つとして、モニター制度というのもあるのかなと。例えば、村外に大学生とか、実際インターネット見てどう思いますかとか、ある程度のターゲットを絞りながら、きちんと届いているのかなという、その成果確認でもモニター制度が使えるのかなと思っております。

本当に意見を求められるのは、メールなりいろいろあると思いますが、実際それを皆さん使ってますかと聞いたときに、有効に使っているという回答はありませんでした。というのであれば、様々な方法の1つとして、考える、検討するというぐらいの思いをお聞かせいただければ、いろんな自治体調べて、どうやったら村でやればよろしいのかなという検討をしてきて、そして今提案したら、それは考えておりませんという形の回答であれば、何で村民の声聞いて、いろいろ調べて提案しているのに、こうなっちゃうのかなという残念な回答がありますが、それを受けても、今村長のほうから今まで大丈夫だということであれば、村の方針が分かりました。

村長（杉岡 誠君） 私が申し上げたのは、委員のお言葉を使わせていただくならば、村民全員が、あるいは村に関わっている大学生も含めて、いろんな方々が既に今の状態でモニターですよということです。

モニター制度という誰かに委嘱をして、個別のご意見を最大にしながらやっていくという体制は、各自治体、特に人口規模多いところはそういうふうにしなきゃならないと思いますが、私たちは顔の見える行政ということで、できるだけ近いところでお話を伺えるような状況をつくっていきたいという考え方の中から、全ての方がモニターであるという受け取り方をさせていただいている、そういうつもりでお話を申し上げていますので、それが全くできていないということであれば、モニター制度の導入はご提案どおり非常に有用だと思いますが、今ある様々なご意見をお伺いする場を使っていない、使えていない、使いたくないという状況の中であれば、まずそういったものがお使いいただけるような、もうちょっと工夫をしていくということが非常に大事なんだろうと思います。全くできていないということではないと私は思っております。

それから、ホームページ等々を全く使っていないという方のご意見をここで申されても、

スマートフォン、ホームページを見たい、使いたいという人たちのご意見を聞いていくということが大事だと思いますので、まだ使っていない方に使っていきましょうよという勧奨の部分の話と、今使っている方に対する利便性の向上は、また違うステージの話でありますので、村としてもそこは混同しないで対策を取っていきたいなと考えるところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） ホームページに関して、先ほど説明したとおり、昨日LINEで見た方が実際ホームページをクリックしてみたら、よく分からなかった、見づらかったというご意見があったので、再度ホームページを見直ししたら、実際スマートフォンで見ると、見づらかったなあと。私は、パソコンで見るのあまり気にしていませんでした。ただ、LINE通知の方は、スマホで見る方が多い。そうなったときに、実際自分でやってみると、見づらかったなあというのが分かりました。

先ほど全村全体じゃなくて、ホームページのことでありますので、ずっと同じ平行線なので、こちらについては、村民のほうには直接電話してくれと、あと、私も行ったら直接言うよという形で、よりよい意見を何とか届けるようなことは対策していきますので、そのような声が届いたときには、対応をよろしくお願ひいたします。

では、資料請求したものについて確認していきます。

資料請求した1ページ目なんですが、村職員の他団体への役員等就任状況についてということであります。

これを見ますと、多くの組織、財団もあれば株式会社というところに、役場職員が役員等に就任しておりますが、まずこの役員就任等に当たって、これは条例で規定されているのか、服務規程でされているのか、何を基に役員に就任をしているのか、その根拠をお願いします。

総務課長（村山宏行君） まずは、資料を上げさせていただきましたが、若干の修正をお願いいたします。

これ令和6年度における職員の他団体の役員ですので、会計管理者、令和7年度の会計管理者ですので、令和6年度は別の者ということで、お願いをいたします。

その上で申し上げますけれども、全て他団体の役員ということで、主に監事ですね、監査役ということで出ております。こちらについて条例にうたっているものではございません。あくまでも業務命令ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（横山秀人君） なぜこのような形でお聞きしているかというと、業務命令という形であれば、きちんとした服務規程の中に、その役職名があるわけでしょうか。服務規程の中にその役職があるから、あなた行ってくださいねと、監査に行ってくださいねという形で行われているのか確認します。

総務課長（村山宏行君） それぞれの業務、その中で業務命令という形で村の仕事を行っているというのが現状でございますし、また、条例上とかにうたっているものではございません。

今回、ご指摘いただきました事務分掌ですか、そちらのほうにということで確認をしましたが、事務分掌での全てうたっているというものではございませんでした。

今後、この事務分掌については、しっかり記載をして、業務命令としての位置づけを確たるものにしたいと考えております。

委員（横山秀人君） 分かりました。管理職の方もいらっしゃれば、1名は管理職でない一般職員のまま、財団の監事に行かなければならぬという、本当にこの責任の取り方なりが大丈夫なのかなという不安がございます。

総務課長から、きちんと検討して服務規程等に載せるというお話でありますので、それについては、あと次年度で確認したいと思います。

続きまして、2ページの職員福利厚生事業について、今現在、健康上の理由で職員の方が何名休職されているのか、まず確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 健康上の理由ということで、現在のところは2名でございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。

数少ない、数少ないという言い方おかしいですね、すごく今様々な業務がある中で、職員の方が休職されるというのは本当に難しいのかなと思って、難しいというのは運営上難しいのかなと思っております。

もちろんそういう休職なり等にならない、前段階で、このようなストレスチェックとかがあるのかなと理解しております。

この実績の中で、ストレスチェックを当初190名行う予定であったが、実績104名と、約半数近くになっているんですが、この理由等教えていただけませんか。

総務課長（村山宏行君） 基本的に予算の部分では、まず漏れがないようにということで、多めに計上しているというところでございます。

こちらの中でストレスチェック、当然村の正職員、それから任期付職員、会計年度任用職員、全ての部分をカバーするようにということで考えておりますし、またストレスチェックについては、教職員の部分についてもこの辺は管理をされているということでございます。

少なかつたからと、実績が減ったということでの事実ではございますが、受けなかった、受けずに終わってしまったという方はいないと認識しております。

委員（横山秀人君） このストレスチェックの結果について、村ではどう判断し、そして、何かしらの対策というものを取っていきますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ストレスチェックの結果表、こちらについて所管ごとの統計は取っております。ただ、個別の、個々の職員に関するその結果表については、基本的には分からぬ形、分からぬようにしているということでございます。

当然個々の問題ということもありますので、そういった部分にいわゆるストレスチェックによらず、職場の問題等についての把握、そこには進めておりますし、また一般に残業が多い職場、それから業務が集中するような期間、そういったことで職員の過度なストレス、そういったのがかかっていないかどうかのチェック、そういったことは1年間通して、そういうことの把握には努めているというところでございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、5ページです。被災者支援総合交付金返還金ということで、ソフト事業、お金が残金が出たので、それをお返しするという事業であります。

この中の心の復興事業の中で、1,350万円の予算を取ったんだけれども、実際420万円ほど余ったので、お返しするということであります。

先ほどこの事業に関しては、すごくやりやすい、住民がいろんなことを企画してやれる事業なんですかとも、県の場合、実はお金が余りそうになら、各自この団体に追加で、何か事業が可能ですかという形で、極力このソフト事業のお金を残さないような形で連絡が入ってきます。村のほうでは、今回どのような形で、この残金の確認をし、そして第2次募集、第3次募集という形で行っていたのかどうか、まず確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村で行っております心の復興事業の間接補助の部分の事業かと思いますが、これについて予算が余った部分について使い切るような方向で何か村で動いたのか、検討したのかという再質問かと思います。

村で当初予算要求をする時点では、国に対しての申請の中で、おおむね350万円措置を認めるものということでのマックス、通常は200万円上限という中でどのくらいの団体がこの事業に参画をし、取り組むのかなということで、見込みで要求をする中で動いてきている部分であります。

そういう中で、今までのこれまでの事業の取組の経過内容、それから、新規でもしかするとあるんではないかということで予算化をしながら進めてきているわけありますが、それを全て予算がついたから使い切らなければというような考えを持っているわけではございません。

あくまでも復興予算でこれも村民の大事な税金でありますし、国民の税金の部分で復興予算としてついたもので、村としてはできるだけやりたい事業、団体さんがいれば、できるだけ多くやっていただこうということで、余裕を持った予算を取ってきたという中であります。その中で、そういうマックスの予算なりと団体数を見込んだということです。

追加でお金が余っているのでどうだということはしません。というのは、もともとその団体さんがこういった事業をやりたいという自主性を持って行っている事業でありますので、無理にそういう事業を進めるのはどうかという問い合わせはしませんが、逆に言えばこういった事業でもう少しやりたいんだという話があれば、極力それができるように、補助の変更増加などの変更は対応したいなということで来ているところであります。

それで、委員からおただしがあったように、せっかくついた予算であるので、もったいないのでということではなくて、ある中で有効的に活用する、やりたい団体がやりたい事業についてはすべからく行っていただけるような努力もしてまいりたいし、そういう寄り添った事業運営、執行に努めてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 実はこれ今度の補正にも令和6年度の実績が出るんですけども、これ令和5年度のは420万円ほど残額が出たと。令和6年度は517万9,000円の予算が残ったと。

これを返還するということです。

今この心の復興事業は年1回のPR、多分年度始めだったと思います。ありませんかということだと思うんですけれども、これは村民の意欲、やりたいことを形にする事業であります。それが4月の段階でなくても、その後いろんな検討の中で、例えば6月これやってみたいとか、9月頃やってみたいとかと、年度途中で思ったときに、今のご回答だと追加は、新しい新規はなかなか募集していないというお話をあります。これはもったいない。

県は、2次募集、3次募集、4次募集しながらも、何かないですか、何かないですかという形で県民に問い合わせてきます。村もぜひこの心の復興事業に関しては、2次募集、3次募集という形で継続的に村の方たちができる資金を紹介いただきたいなと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今再質問というか、の中では、年度当初に手を挙げなければ、もうその時点で、それ以降については採択をしないというような感じのご質問いただいたかと思いますが、決してそういった事業の進め方はしているつもりはございません。

年度当初にこういった予算化をさせていただきますが、その後年度途中であっても、こういった事業がやりたいんだということであれば、その都度相談には乗っていますので、年度当初に、例えば1か月に限り、この期間内に手を挙げてくださいという募集の仕方というのは、今まで行ってこなかったかなと思っております。

その都度そういった事業、新たな事業展開したいということがあれば、その都度年間を通じて相談に乗って、この事業を進めてきたと思っておりますので、ちょっと認識が違うのかなと思っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 私の説明が足りなかつたということで、チラシですね、募集案内とかそういうものを定期的に入れていただければ、村民が知る機会が増えるかなということです。

では、続いて17ページ、村税及び負担金等の課税額、収納額、未納額等についてということで、資料を頂きました。村税の未納額が増えているということでご説明ありました。実際、昨年と比較しますと約700万円未納が増え、令和6年度末で約2,400万円の未納額になっているということです。

数百万円ずつ未納が増えていく这样一个の村として対策を取っているのか、そして今後どのような形でこの未納額を減らす工夫というか、仕組みを取っていくのか、回答をお願いします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 税金の滞納に関するご質問です。

令和6年度における収納対策ということで、追加資料の18ページの下段に令和6年度の対策について記載をしております。

基本的には、滞納者対策検討会議という会議におきまして、現在の滞納の状況について情報を共有し、個別に滞納者の対応について検討を行っております。

(2) 番の滞納処分として、実績としまして預金の差押えを3件、これは住民税であります、実施をしておりますし、給与、預金の調査も実施しております。

(3) 番として、催告、徴収実績載せておりますが、やってみて一番効果があったのは、催告書を送付してから直接滞納されている方に電話で夜間に電話する、本人と直接お話しをするということを昨年行いました、やはり実際電話つながった方でお話をすると、納め忘れ、納め漏れがあつて気づいたと、あるいは国民健康保険税について、被災者であつても申告が済んでいなかつたために減税になつてないということで、そこで気づいた方なんかもいらっしゃいますので、やはり直接お話をしても状況をお伺いしながら、今後の納税について相談をするというのがやっぱり効果あるのかなと思っております。

現在の未納の大きな原因は、特に固定資産税、課税額の大きい事業所の滞納が令和5年度から発生をしております。実際この固定資産税の滞納のほとんどが大きな事業者の税額であります、福島県でもこの事業所に対して定期的に現地調査を行つて状況を確認しておりますし、村も経営者の方と定期的にお話をしても、状況確認をしているところであります。ただ、なかなか安定した収入を得るためにには、まだしばらく時間がかかるということありますので、県と一緒に村も状況を注視していくことあります。

その他、個別の滞納額につきましては、これまで口座振替納付というのを推奨しておりましたし、最近ですと電子納付ということで、来年から国保税、住民税の普通徴収も令和7年度からですけれども、始まっています。こういった利便性の向上もいろいろ取り組みながら、納付しやすい状況を整えているということあります。

滞納につきましては、これ以降も預金調査、それから給与照会などを行なうながら、また、国あるいは県も一緒に徴収するという、直接徴収の制度もございますので、そういったものを活用しながら、滞納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 資料を昨年と今年度提出していただいたものを見比べますと、本当に処分なりが増えております。頑張っていらっしゃるなと思いますし、また、納付方法も職員の手間がかからないような形で推奨していると、コンビニなり口座がというのは分かりました。

この固定資産税が多いとあるんですけれども、これは例えば村から補助金を出しているとか、例えば村が何か企業立地のところで土地を無償で貸しているとか、そういう形、何か村の公金が入っている会社であるのかどうかだけ確認させてください。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 当該事業者に対する交付金ということでありますが、村からの支出はございません。

以上です。

委員（横山秀人君） 自分も税務係の時に、夜間徴収とかいろいろやつたときに、なかなか担当係は大変だと思います。そのときには、課長と一緒に臨戸徴収した覚えがあります。担当係だけじゃなくて、村全体の課題ということで今後取り組んでいただければと、継続して取り組んでいただければと思います。

続きまして、21ページ、これは放射線相談支援業務実績ということになります。

これを読みますと、やはりまだ放射線に関しての村民の意識、放射能かな、高いと感じております。気にしているらっしゃるという声があると。このようなご相談に対して、どのような形で村民の不安を解消されているのか、確認いたします。

健康福祉課長（今野智和君） 放射線相談支援員の関係です。

こちらについては資料にありますとおり、年間放射線の相談数としては253件となっております。こちらについては、社会福祉協議会に委託として事業を担っていただいているとして、現在相談員として3名の方が訪問活動を中心に相談に乗っていただいているというところであります。

相談の事例の抜粋は、今委員からお話をあったとおりであります不安があるという声もあり、また検査の中で自分で整理でき、孫等も食べてくれるようになったという声も聞かれているところとなっております。

継続して、その相談の中身、内容については、多岐にわたるものでありますけれども、分からぬ数字等々があれば調べながら、訪問の中で次回にお答えする等々、丁寧に対応していただくような事業展開を継続して行っていきたいと思っています。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

253件と数値を見ますと、本当にまだまだあるなと思いますし、今体制としてきちんと対面なりで一対一でやっているとおっしゃっております。継続してこの不安等の解消に努めていただければと思います。

続きまして、22ページは、いいたてクリニックに関する受診者数の推移をご提出いただきました。令和5年に比べて、医療機関の受診も訪問診療の受診数も増えております。この少ない医療関係人数の体制で、この増えたところ、この人数をこれ以上増えると体制が難しくなってくるのかどうか、現在の状況についてご説明お願いします。

健康福祉課長（今野智和君） いいたてクリニックの受診者の関係でのご質問です。

こちらの資料にありますように、平成22年の4月オープンから現在に至るまでの資料を作らせていただいております。震災関係で休止等々ございましたが、平成28年の9月からクリニックを再開し、併せて令和4年4月から本田先生による訪問診療、往診のほうが行われているという資料となっております。

昨年の令和5年度から、人数、受診者数については右肩上がりで伸びているというのは、お話をとおりであります。現在、火曜日、木曜日ということで受診日を設けておりまして、火曜日については午前と午後、木曜日については午前中のみということになっております。火曜日の午後の診療は、令和4年、本田ドクターがお越しになってから、午後の診療も再開し、行っているところとなっています。

今後どれぐらい伸びるとどの程度になるのかというお話ではありますが、診療日の増については一般質問でもお話を聞いていただいているところでありますので、その状況を鑑みながら、秀公会と引き続き協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 実際受診をしている方から、こういうところが村にあるといいなという感想もあると思いますけれども、このようなことが改善されると、もっとかかりやすくなるなとかというそういう声のご紹介をいただければ。

健康福祉課長（今野智和君） 住民の声ということではありますが、先ほど申し上げた受診日の増というのは、声としてはいただいているので、繰り返しになりますが、一般質問でお答えさせていただいたとおり、引き続きクリニックと指定管理者である秀公会と協議を進めていきたい、このように考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） この予算なんですけれども、ずっと2,500万円という形で推移しているわけですが、例えばお金がもう少しあれば、医療の診療日が増やせるとか、この金額に関しての指定管理者のほうから何か要望等はございますでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 現在具体的な話として、指定管理者である秀公会のほうから話としてはございませんが、診療日の増、その体制の部分の話が進むにつれ、話として出される可能性はあると思われます。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして27ページ、未来へつなぐ農業支援事業であります。

今私は、資料請求したものについて質問をしております。27ページが様々な工事とか、農業機械を買ったときに上限75万円の補助金の一覧をご提出いただきました。確認であります、39人がご利用されていますが、これはもうダブリは、ダブリというか、重ねての同じ人に支出があるのかどうかという点と、あとは、これ実際導入して、どのような形でメリットがあったとか、売上げが増えたとか、この成果確認の方法についてお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 未来へつなぐ農業支援事業の件でございますが、まずもってちょっと資料の訂正をお願いしたいんですが、ナンバー11の決算説明資料の45ページでございまして、下のほうに未来へつなぐ農業支援事業ということで、力強い農業実現支援事業40件と書いてあるんですが、実際は39件でしたので、39に訂正をお願いいたします。大変失礼しました。

今ほど質問ありましたダブリがあるのかということでございますが、基本的にはダブつての申請はございません。この導入に当たっての成果の部分でございますが、まずは農業経営の発展や安定化を図ることを目的として支援してございまして、どのような成果があったかという個人的な、農家さんの成果があったかという部分は、ちょっとその辺まで聞き取り等はしておりませんが、いずれに関してもこの事業を使って収益が下がったとかということはないのかなと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） こちらの補助金に関しては、生きがい農業、外に販売しない人は対象でなくて、売上げがきちんとある方のみが対象ということでおろしいでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 一応補助対象としましては、自家消費ではなくて、販売目的と

しての補助という形になります。

委員（横山秀人君）　たくさん導入がありますので、この未来へつなぐ農業のチラシの中で、例えばこういう機械を入れたからこれだけ収量が上がったとか、いろんな形でその成果を、補助金のチラシの中に入れていただくと、そうなんだ、こういうのを使えるんだという形でより多くの方が申請できるのかなと思いますので、このチラシ広報について、次年度以降ご検討いただければなと思います。

では、28ページ、いいたて魅力向上・発信事業についての確認をいたします。

先ほど佐藤委員のほうから質問等もございましたけれども、実際農家の方、ここに参加された飯館加工の方もいらっしゃいますけれども、どれぐらいの売上げがあったのかという整理をされているのかどうかについて、つまり成果目標の中の1つが、実際どれだけ販売があった、その後注文が来たとかというところが1つの成果指標になるのかなと思うんですけども、少なくともこの売上げについて把握はされていますでしょうか。

当日、この機会に行ったときに今期売上げしたという形の整理です。

産業振興課長（松下貴雄君）　いいたて魅力向上・発信事業でございます。

売上げの部分でどのようにという話でございますが、職員も当日こういうイベント等に参加しております、その辺で、その場で売った部分の成果というか、売上げも確認はしていますし、ほぼ出店したものは全て完売しているという状況でありますので、それなりの収益はあると考えております。

委員（横山秀人君）　実際、来年以降なんですかね、参加された方がどれだけのきちんとした収益があったのかというのも、この成果の中にご紹介いただければと思います。

あと30ページ、飯館産品を使ったレシピがたくさん載っております。SNSでも見かけます。すごくおいしそうだなと思います。ぜひこちらを道の駅とか、村民の方が食べられるような工夫を村内でできないものかといつも思っております。これについて、どのような産品のレシピを、今後どのような形で生かしていくのか、確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君）　産品レシピ開発という形でございますが、まずは、これはレストランに村の食材を提供しまして、そこでまず産品開発をしていただいて、まずはいいたてフェアという形で、期間を限定して、そこでレストラン等に来場された方に飯館のメニューがあって、それをオーダーがあれば、注文があれば、提供していくという状況でございます。

道の駅で販売という部分でもございますが、いろいろ今商品開発いろいろしていまして、まずできるとすれば、ソーセージあたりからは、もしかすると取組できるのかなという部分でございまして、こちらは道の駅の経営の部分もございますので、その辺は今後検討していきたいなと思っております。

委員（横山秀人君）　飯館村でも食べられる日を楽しみにしております。

続きまして、この中で行きますと、41ページ、ごめんなさい、39ページ、農業基盤整備促進事業における令和6年度末の進捗状況ということですが、実際これはまだこの距離数なり、距離数というか延長するなりが残っているという認識でよろしいのか、あと去年の資料を見ますと客土も項目があったんですけども、実際何%の面積、延長

数が残っているのか、その説明を追加でお願いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 説明資料のほうでは、令和6年度末の進捗を載せさせていただきました。

客土について記載漏れありますと、大変申し訳ございません。今現在の状況でございますが、水路、暗渠について残された農地につきまして、今現在機能診断を行っておりまして、その機能診断の結果、水路等の補修が必要な箇所、水田の水管理用に必要とされる暗渠について、その後工事を進めていくという状況でございます。

委員（横山秀人君） 実際計画で何%残っているのか、例えば昨年の資料だと何十何%残っているとかという表記があったんですけれども、例えば用水路の工事、103キロとあるんですけども、これは全体計画の中の何%なのかというところをご説明いただきたいと思います。

建設課長（高橋栄二君） 今現在、機能診断と残された水路について、水路の機能として支障があるのかどうか、暗渠の機能として支障があるのかどうかというところを調査をしております。その調査の結果、ここは補修をしないと営農できないですね、ここは暗渠をしないと営農難しいですよねというような数字が出てまいりますので、その数字でもって、分母が固まってパーセンテージも表示できるのかなという状況でございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。昨年度とちょっとその要綱、事業の流れが変わったということで、ここが出せないということは分かりました。

村民からあるのが、基盤整備いつ終わるのかなと、その前に全部の地域やつてもらえるんだろうかという不安の声が上がっています。先にやったほうが得したんじゃないかなと。つまり用水路も暗渠も全て新しくなって、何か今わざわざ確認しに来ているんだけれども、何かおかしくないかという質問もありました。

この基盤整備事業を、村の中で進める中で、前とこれからのことはどういう形で、村が整備して村民の方に説明されていくのかについて伺います。

建設課長（高橋栄二君） 基盤整備につきましては、営農の意向、意思、実際営農をしているというところの部分は行える、さらに水路、暗渠について、営農に支障を来すところについて、そこは整備しないといけないよねという形で、進めているという状況でございます。

その当時、その当時も営農の再開の意思につきましては、それぞれ確認をしてきていたと思われます。このたび地域計画も定まったと、定められたということもありますと、農政サイドとも十分に連携を取りながら基盤整備の工事について進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員（横山秀人君） 機能診断をしたら、つまりあと飯館村で何戸残っているか、どれぐらいの面積なり距離が残っているかというのが分かるとの説明だと思うんですね。機能診断自体はいつ完了するんですか。

建設課長（高橋栄二君） 今現在、機能診断を予定している部分につきましては、水路につきましては53キロを予定しております。そのうち令和7年度が40キロでございます。あと残り令和8年度以降、プラスアルファというところ、そのプラスアルファは仮仮置場等

でございます。

暗渠につきましては、面積としましては446ヘクタールの機能診断をしてまいりたいということでございます。暗渠につきましては、今年度に機能診断を終わらせてまいると考えているところでございます。

そのうち機能診断で工事が必要な箇所と判定されたところにつきまして、国のはうと協議をしながら、計画的に工事を進めてまいりたいという状況でございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、村民に説明するときに、令和8年度末ぐらいまである程度村が行うべき、ごめんなさい、機能診断が終わって改修すべきところが仮仮置場、仮置場除いて判明すると。そこからまた1年ではできないでしょうから、例えば3年、5年というぐらいが終わるめどだという形での回答をしてもよろしいわけでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 暗渠と水路について、水路のほうは若干延長的にも限られてくるのかなと思いますが、暗渠につきましては、それなりの面積が工事として迫られるのではないかかなという推測でありますと、暗渠の部分と水路の部分の工事の終了時期については若干差が出るのかなというイメージをしているところでございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。暗渠については、モデル事業ということで二枚橋で自力施工で暗渠を行ったと思うんですけれども、これについては今後また増えていく段取りでありますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 二枚橋で行われた農業者施工による暗渠工でございますが、これもモデルというか、ちょっと実際に農業者施工でした場合に、その効果と実績の部分でその成果を見ようというところでございましたが、なかなか皆さんにお声がけをしても、自分でその費用で施工をしたいというよりは、村のほうでやっていただいたほうがという意見が、ほぼほぼでしたので、なかなか農業者施工が推進される状況にないのかなという状況でございます。

委員長（佐藤眞弘君） 横山委員、決算に係る質問にしてください。

委員（横山秀人君） 分かりました。

この村の営農再開のスケジュールの中で、この農業基盤整備事業はきちんとした形で進捗しているのかどうか、それとも遅れているのかどうかについて、回答いただきたいと思います。

それは、今度遅れているのであれば、どのような形で早く進めていくのか、事業費に確保していくのかについてご説明お願いします。

建設課長（高橋栄二君） 今の基盤整備の体制と国からのいろいろな指導等もあり、今まで一生懸命やってまいりましたし、今後も一生懸命やってまいりたいということでございます。

村長（杉岡 誠君） ちょっと先ほどのご質問、課長のほうでご答弁申し上げましたが、こういう形で住民の方に言っていいかというお話がありましたが、今総括的な話で村全体の話を担当課長申し上げていますので、ほぼ個別の行政区それぞれちょっと状況違いますので、概要としてはお話しあはただけ結構かと思いますけれども、やはり担当課の建設課に直接お問合せいただきたいということを、ぜひ議員の皆様から言っていただきた

いなと思うところです。

それから、事業計画というお話が先ほどからありますけれども、確かに計画は国に提出をさせていただいて、その中でというところがありますが、もともとの事業要綱上、昔の圃場整備のように村が全体を総括して施工発注はしているものの、根幹としては営農者がいる、営農のために必要な部分、必要最小限の部分をこの復興のお金の中で対処するというのが、国からの指導になってきていますので、ですので機能診断ということが今年から、去年からかな、追加されているような状況になっております。

ですので、計画、計画と言われると、村が昔の圃場整備のように何町歩やるんだと言っているかのように見えるかもしれません、実際は必要なところだけ対象にするというのが国の強い指導になっておりますので、そういった形で今見直しをかけているというのを、皆様にもご承知おきいただきたいなと思うところです。

以上であります。

委員（横山秀人君） 分かりました。

村民の方の問合せに関しては、建設課にきちんと問合せいただきたいという形で、お話をしたいと思います。

続きまして、資料請求しました40ページ、スクールバス運行表ということと、41ページ、下校時ということでありますが、今もなお、本当にたくさんのバスが様々な地域に行って子供たちを安全に送迎されているんだなというのが分かります。今後の見通しと現時点での課題というのをお聞かせいただければと思います。

教育課長（三瓶 真君） ただいまのスクールバスの運行に関して、今後の見通しと課題ということでのご質問であります。

まず、今後の見通しでありますけれども、現在スクールバスを利用しているお子さんは、希望の里学園とこども園と合わせて、大体通学している子供たちの8割以上が今スクールバスを使っているという状況ですので、恐らくこの流れは今後しばらく続くものと思われます。

したがいまして、村といたしましては、飯館村に住所があるということは、その学区がいいたて希望の里学園ということになります。もちろん避難先といいますか、今生活を営んでいるところで、別の学校に就学したいという方は、その希望を優先させますけれども、基本皆さんには希望の里学園に通っていただけるよう、これからも働きかけといいますか、ご案内をしていくことになると思いますので、そうしたときに通学手段を確保するということは必要でありますので、こうした形での運行というところは、もうしばらく続くものと見通しております。

それに当たって今後の課題でありますが、現在スクールバスは、村で8台所有しております、ドライバーさんが7名いらっしゃいます。スクールバスのコース決定に当たっては、やはり子供さんの体力等を鑑みまして、おおむね1時間以内もしくは1時間程度ということで、今の住んでいるところから飯館村までのコース編成をしております。

したがいまして、今後そうした希望の里学園に通われるお子さんが、例えばそうした1時間以上の遠い場所から通われる方が多くなったりしたときには、そのコースの問題で

あるとか、ドライバー確保の問題で、どこまでその対応が可能になるかというところは心配されるところでありますし、今の国の復興予算を頂きまして、40ページで行きますと一番上の民間1号車と書いてある部分、村の保有するバスと人材だけでは不足する部分については、民間委託という形での運行をしておりますが、こうした予算がいつまで認めていただけのかによっても、そうした課題を解決できるかどうかというのは変わってまいりますので、ここは引き続き国に働きかけをしているところではありますけれども、子供さんたちの状況の変化に応じて、村がどこまで、この体制のままですと対応できるかどうかというところの課題はあるかと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 詳しい現状と、そして今後の課題ということの将来的なご説明ありがとうございます。

今後議員としてもこちらのほうは確認しながら、様々な対応をしていかなければいけないんだなということが改めて分かりました。ありがとうございます。

続きまして、最後ですね、43ページ、私が資料請求した分についての最後になります。43ページにつきましては、スポーツ公園の利用状況についてであります。

去年もこの資料を頂いたんですけども、まずこの実績について、どのような担当課として評価されているのかについて説明をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ公園の利用状況ということで、担当課としてどのように評価しているかということですが、この43ページの表を見ますと、使用件数、昨年度よりも若干増えた中、それから使用人数につきましては、前年度は9,500人ほどだったと思いますが、若干落ちているところ1,000人近く落ちている、これにつきましては、使用している団体のリーグ戦とか、大会等の人数によって動くところでありますが、おおむね1万人、今回でいくと9,000人近くの利用ということでありまして、多くの利用いただいているなというところで、担当課としては認識しております。

使用料につきましても、件数に応じた形になりますが、220万円ほどということで、実際はスポーツ施設の維持経費がもっとかかっているわけでありますが、200万円程度の部分の一定の収入といいますか、そういった中であります。ある程度利用者にとっては、利用されて満足とまでは把握しておりませんが、多くの県外から、村外からの利用いただいていると認識しております。

以上です。

委員（横山秀人君） 昨年と今年に関して、ボルダリングに関しては、どちらも利用件数がゼロという2年続けてなんですか、これはどのようなものであって、今後これを増やしていくというか、何か計画等はございませんでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） ボルダリングであります。屋内コートにあるいわゆる斜面を登る競技といいますか、そういったものであります。改めてのPRとはしておりませんが、結果的には利用がゼロになっているという状況であります。

以上です。

委員（横山秀人君） 費用をかけて造られた施設だと思うんですね。2年続けて利用者がゼロ、

ゼロという形になっているものですから、今後、新たな利用方法をご検討いただければなと思います。

引き続き使用人数についてですが、村外の方、村内の方という形で分けて、こちらのほうは把握しているのかどうかについて伺います。

生涯学習課長（山田敬行君） 利用に当たっての集計といいますのは、団体名でいわゆる把握しているものですから、今回の資料出てきておりませんが、村内、村外、そういった形の利用の状況は算出できるという中身であります。

委員（横山秀人君） 多分村外の方がたくさん多いのかなと思っております。ぜひその方たちに飯館村のパンフレット等を人数分を初めから用意して、来た方に全員に配ると。そうすれば道の駅の利用とか、村内の飯樋のほうにある食堂とかという形で、行く人も増えるのかなと思います。ぜひチラシの広報、よろしくお願ひいたします。

以上ここで終わります。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は14時30分とします。

（午後2時13分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後2時30分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 午前中、佐藤健太委員からご質問があった部分について、答弁を述べましたが、若干訂正、資料の訂正と説明を訂正させていただければと思います。

資料ナンバーの10でありますが、18ページ、項目ナンバーでいうと12番、いいたて魅力向上・発信事業について説明をさせていただいたところであります。

私は、村づくり推進課も長いもんですから、少し勘違いをしておりまして、昨年ではなく、一昨年前の事業の部分で説明を申し上げましたが、この12番につきましては、これは一昨年前の数字ということで、この12番についてはまるきり項目を削除いただければと思います。25ページにも同じ魅力向上・発信事業がありますが、そこについてのみの事業でありました。

マルシェ等につきましては、一昨年前はマルシェを開催しまして、道の駅等々でやりましたが、昨年についてはマルシェ事業については、生産者が自立をして主体的にやったということで、この事業ではマルシェ事業は行っていなかったということで、私のこのナンバー12についての発言そのものについても、削除いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変失礼いたしました。

教育課長（三瓶 真君） 続けてで申し訳ありませんが、私からも1点訂正をお願いしたく、今手を挙げました。

先ほど、横山委員のスクールバスに関する質問の中で、私は村の保有するスクールバスの台数を8台と答弁申し上げましたが、正しくは9台でございましたので、訂正させて

いただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

委員（飯畠秀夫君） 私から何点か質問いたします。

資料ナンバー11番の決算説明資料でお伺いいたします。

まず、7ページの9款1項1目の消防費、下の9款1項3目火の見やぐら解体工事3か所ということで、200万円の予算と決算でなっておりました。この火の見やぐらについて、以前私のほうでもお願いしましたけれども、今20行政区とか今あるものの数と、今後も解体していく予定なのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 火の見やぐらの数ということで、以前かなり古いものがあるということで認識をしているということで、ご答弁を申し上げたと思います。

台数、ちょっと今手元に資料ないものですから、後で答えさせていただきますが、いずれも老朽化ということで、かなり物によっては、屋根が飛んでしまったというようなものとか、そういったところもありますので、年次計画を立てながら、全て解体の方向で考えております。

委員（飯畠秀夫君） 私の住んでいる行政区、小宮地区のほうも火の見やぐら、その上にサイレンがついていて、速やかに対応してもらい、ありがとうございました。また、私の住んでる小宮山辺沢のほうも暴風で上のほうが飛ばされたということで、総務課長に連絡が入っているということで、速やかにこの間行ったら解体されていましたので、速やかな対応ありがとうございました。

今後も各行政区の意見を聞きながら、小宮行政区みたく上部にサイレン等あるところは、電柱等に、そこにサイレンをつけるようなことを区長さんと相談しながら進めてもらいたいと思います。

続きまして、資料を請求しましたので、まず資料を作成していただき誠にありがとうございます。

資料ナンバー、11番の44ページ、44ページの4款1項5目除染対策事業の中の事業の概要としましては、食品放射性物質測定業務、測定検査について3,500万円の予算が計上されています。その中で1,470件、数多くの放射性物質、放射性がないか、野菜、肉、いろんなもの、果物等いろいろ検査したわけですけれども、その中で、基準値を超えたものを私請求しまして、資料を作成ありがとうございます。

この資料を見ますと、山菜等が360件で、多いもの、最大値で約5,100ベクレル、あと野菜が41、肉、野生のもの6、果樹39とか、いろいろ全部で合計449が基準値よりもオーバーしたことかなということでもらっていますが、測定した約3割近くになるのかなと思いますが、その辺を見てどのように分析しているのかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 食品放射性物質の測定の部分でございますが、山菜につきましては、やはり一番高いと言われるものは、キノコ類が一番ベクレル数が高い状況でございます。

野菜につきましては、若干高い部分があったんですが、これは全て出荷するものではなくて自家消費という部分での測定の部分の結果になってございます。

野菜につきましては、こちらの分析といいますか、この結果が出たということは、吸収

抑制剤の対策が不十分だったのかなと思っております。そのために、基準値越えの数字が出てきてしまったという形でございます。

肉につきましては、これは主にイノシシの肉でございまして、やはり高い数字になっている状況でございます。

果樹につきましては、こっちは野生のものということで、主に栗でございます。それが基準値を超えてる状況でございます。穀類ということで、こちらは主にソバですね。ソバの実を脱穀しないまま、殻がついたままで測定した部分でのベクレルが基準値を超えてると。やはりこちらにつきましても、自家消費というか、販売しないものでございまして、こちらにつきましても、放射性物質の吸収抑制剤の対策が不十分だったのかなという部分での分析としてございます。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） 原発事故からもう14年が過ぎましたけれども、まだまだ放射性物質の問題があります。先ほど言った山菜等ではキノコ類が多いということで、キノコの中でもよくアミコとかは少ないけれども、イノハナがすごい高いということを聞いております。

イノハナもまたそれを干せば、もっと濃縮して数字が上がるという。逆に、アミコとかは塩漬けすると、逆に線量が下がるということでお伺いして、私もアミコ取って、最初800とかあって、塩漬けして下げたら半分になったり、400になって、もうちょっと頑張って塩漬けやって、何日かして水で洗ったら100ベクレル下回ったとかというのはあるんですが、以前よりは下がったから大丈夫だろうといって食べる人いますけれども、やっぱり村役場では周知して食べない、人に譲らないということをうたっていますが、言っていますが、なかなかいまだにまだ線量が高い。

さっき言ったのは、野菜でももし除染した中でも、場合によってはもしかして出る場合もあるということなので、検査してやればやっぱり安心でものが出荷できますし、この事業としまして必要なものだと思うんですけども、この事業に関しましては、引き続き継続する予定があるのかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 食品放射性物質の継続という話でございますが、村としましても、道の駅等でも販売もしている方もおりますし、よりよい安全・安心を届けるためにはこういう事業は継続していきたいと思っているところでございます。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） 引き続き周知をよろしくお願いします。

続きまして、資料ナンバー11、11の47ページ、資料請求いたしまして6款1項3目の産業振興費の被災地域農業復興総合支援事業の役務費について、保険料11についてお伺いします。

その中身として500万円の中身、資料を請求いたしましたら、数多くの約150以上かな、ものをもらいました。資料の作成ありがとうございました。

合計金額が300何がしとなっていますけれども、先ほど言ったのが500万円だと思うんですよ。その残りは建物とかハウス等なのかなと思うんですが、もらったものは。トラクターとかほかの何か施設、残りはどのような形になっているんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） ちょっとおわびと訂正なんですが、すみません、今回追加資料に出しました一覧表につきましては、ちょっと施設の部分のみの一覧になってしまいまして大変申し訳ありませんでした。このほかにも機械導入しておりますので、機械導入も含めての保険代としまして支出をしてございます。

まずは、各組合だったりというところに、ハウス、施設、あと機械等を貸出ししております、まずは村で予算を取って、保険料を村が先に一括でお支払いをした上で、その後に各組合だったり団体のほうからかかった費用分を後で徴収している状況でございます。

委員（飯畠秀夫君） ありがとうございます。

これ一括して、国の事業だから村が今貸出ししているということで、一括して支払わなければならぬ、個人でかけるということはできないということでおろしいですよね。

産業振興課長（松下貴雄君） 各種団体でも保険料はかけられるんですが、一応村の機械施設ということもありまして、村の保険の組合、共済組合ですか、そちらを利用しての保険加入となってございます。

委員（飯畠秀夫君） そうなると、もし火災とか台風、天災いろんなものありますけれども、その中でそれが台風等で壊れた場合は原状回復、負担なしで戻る保険なのか、どんな形の保険に加入しているのかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） こちらの部分、村の行った事業ということで、市町村共済にかけてございます。掛金も全国の市町村が加入する保険ですので、非常に掛け金安いんですね。ですので、各個人でかけるよりも格安で料金が済むということもありますし、また、万一の火災であるとか、風水害、そういう場合の分については、村の財政で保険の涉外交渉して、そこで損害を見積もりながら対応していくという状況でございます。

委員（飯畠秀夫君） 続きまして、資料請求しました26ページ、資料ナンバー11の47ページの被災地域農業復興支援総合支援事業と同じく、備品購入でトラクター8台ほか、田植機とかほかとなっていることで、分からぬで資料請求したところ、資料をありがとうございます。

これ佐藤健太委員からも質問ありましたけれども、これ私資料また請求しましたので、もう少しお聞きいたします。

この機械等4億5,000万円の中身、七十数台のトラクター、機械等、いろんなものがついていますけれども、七十何台、この金額見ますと、負担区分で交付金が3億円で、村市町村費ということで、1億1,200万円、細かい何がしありますが、1億1,000万円の市町村費というものがありますけれども、村が負担しているところでよろしいでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 昨年度、機械導入した部分でございますが、全体事業費でしまして4億5,000万円ほどの総事業費となっておりまして、市町村負担ということで1億1,200万円ほど支出してございますが、こちらは全てあと特別交付税で措置されるということになってございます。

委員（飯畠秀夫君） この備品購入、今一覧は全てこれは振興公社のものなのか、また、この機械は何に使うか、これ稻作だけなのか、ほかの野菜等で使うのか、大きな目的をお伺

いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 機械導入に当たってということなんですが、一応振興公社に村から貸付けをしている状況でありまして、一応振興公社での今後の水稻だったりということでいろいろ計画がありまして、まずは稻作、水稻の部分とあとはソバのほうも今後検討しているということで、ソバに対応した機械も入っているという状況でもございます。

あとは、牧草もちょっと今後検討しているということで、そういうふうな利用目的というか、利用計画に沿った形での機械導入という形になってございます。

委員（飯畠秀夫君） 稲作とソバも作るということで、なかなか大きな機械があるのかなと思いましたけれども、この機械、私ら産業厚生委員で昔の三宝製作所のところに機械がありましたが、以前に買ったものを見に行きましたが、この機械をやればすごい数の機械等々があると思うんですが、これは定期的に整備等をきちんとして、村が先ほど貸し出しているということだったんで、この三宝製作所に入らないものとかは、産業振興課でどんなふうに把握されているのか、お伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 先日産業厚生常任委員会のほうで、機械の確認ということで関沢のほうで倉庫に入っているものを確認していただきましたが、倉庫にないものにつきましては、今現場のほうで作業機械として使っているという状況でございます。

委員（飯畠秀夫君） 使用しているのは分かるんですが、それをきちんと整備等、また記録等つけておいたらいいんじゃないいかということで、多分議員のほうからも言ったし、それをちゃんときちんと雨ざらしにしないで、きちんと保管するべきということでしたので、台数が増えたし、振興公社も多分貸出しというか、振興公社自体貸しているんだと思うんですよ、建物自体。その辺どのように村として把握しているか、お伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 機械の管理というか、ほかの部分でございますが、振興公社でもそういう雨ざらしというか、しないようにということで、今倉庫を建設する計画をしている予定でございます。

委員（飯畠秀夫君） 多額の機械等なので、定期的に検査等お願いいたします。

続きまして、同じく資料ナンバー11の49ページ、ほかの委員もいたしましたけれども、49の6款1項7目鳥獣対策事業について、下のほうの有害鳥獣の捕獲頭数、実績は数多いと私も見ておりますが、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、アライグマ、カルガモ、タヌキといろいろな野生動物が捕獲されたということで、問題はイノシシ、最近やっぱりニホンザルで、私の行政区でも猿の被害で行政区だけではなくても、会うたび今までい館でお世話になっているんで、出荷している人がもう飯館村で野菜作るにも猿がいるんでは、作ったってせっかくお金かけて、高い肥料をあげて作っても、どうにも、すぐさっと来て昼の間に持っていくかれる、食べられる、村で議員も何やっているんだと確かに本当に叱りを受けました。

その中で、私のほうにも苦情等、苦情というか、これ当たり前のことですけれども、猿がいたとか、多分たくさん来ると思うんですけども、どのような猿の苦情とかは、実際電話来ていますか。

産業振興課長（松下貴雄君） 猿の被害対策ということでございますが、基本的には鳥獣対策実施隊の活動もやってございますが、それに加えまして猿駆除プロジェクトチームというのを編成しております。その中で、各種班を決めまして、パトロールを実施しております、それで猿の被害の防止に努めているところでございます。

また、個人的にサルの被害がある部分につきましては、その都度実施隊と連絡調整をしながら、見回り等もしている状況でございます。

委員（飯畠秀夫君） 私は、この小宮山辺沢地区に住んでいますけれども、山辺沢地区のところで言われたのは、すごい猿がいるんですよ。自分のところにも来ますけれども、ボスザルが本当に二、三十四連れてきて、もう威嚇して危ないと言われたんですよ。木搖らすだけだったらしいんですけども、本当にもうボスザルが近くまで来て威嚇するということを聞いて、役場にも電話したということをお伺いしたんですけども、それは聞いていますか。

産業振興課長（松下貴雄君） そういう連絡をもらったという、被害の状況については把握をしているところでございます。

猿につきましては、今、国の事業を使いまして、猿に発信機をつけて猿の行動の把握などもしているところでございます。

委員（飯畠秀夫君） その件に関しては結構あるんで、車にやっぱり花火を鳴らせば、猿はもう慣れて、猿が逆に怒る、車で危ないから離れて帰ってこようと思ったら、田んぼ、畑にいて、車を追いかけてくると言っていましたので、役場のほうではかみついてとか、何か人に被害がある前でないと動かないのかまでちょっとと言われたんで、これもし把握しているんであれば、どうにか対応してもらいたいと思うんですけども、今課長の答弁でニホンザルの生育状況調査業務かなと思うんですが、49ページのニホンザルの調査費用に470何がしの計上されています。この実績をお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） ニホンザル生育の実績ということでございますが、こまい数字はちょっと持っておりますが、一応飯館村には数十までいきますか、そのぐらいの猿の群れがあるという結果の報告を受けております。

それに基づいて、猿の行動のどの辺まで群れが行動しているのかと、行政区をまたいで移動しているのかという部分での成果という部分は持ってございます。

委員（飯畠秀夫君） この調査ですけれども、猿に何か首輪をつけて、猿がどこにいるか分かるようにするということで、前もって事業をしていると思うんですが、村でどのぐらい今把握しているか分かりませんが、自分が今言った悪いことをする猿の数分かっていいなからつけるんだということで、業者がこの予算だと思うんですが、多分自分のところと、八和木前田のところかなと思うんですが、この事業。そこでどのぐらいちゃんとあって、もし分かれば前にも言ったと思うんですが、ついていれば、ここに今猿いるよと分かれば、ある程度の対策も自分らもしやすい、休んでいても今猿来るから逆に待っていようとか、何かできるわけですよ。

猿が一気に来てあっという間にもう二、三分内で済む、あっという間にみんなで来て、食べてあっという間ですから、本当に。結果が分からないということですけれども、課

長、どのぐらい今これつけていて、どのぐらい今村全体で頭数を把握しているのか、後ほどでいいので答弁を、お知らせお願いたいです。

村長（杉岡 誠君） 今の数字の件については、後ほど担当課に調べさせたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、調査の件は、今のご質問の趣旨からすると、有害鳥獣を駆除する調査だろうという話ですが、片や保護鳥獣だと、ニホンザルですね、という部分もありまして、村では保護鳥獣の中の一部その有害鳥獣を、適正な数駆除をするというのを、県に計画を提出して認めていただいた分だけを駆除をしている。

1年間で例えば数百頭駆除をして、さらにプラスというときには、また計画を追加で出したり、変更を出したりしながら、県の許可をもらわないと実は駆除できないとなっていますので、ちょっと制度上私たちが見て、やっぱりちょっと有害だなと思っても、思うだけでは駆除はできないという部分がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、群れがどこにいるかという把握をするというよりも、群れが大体100頭を超えると分裂をしていくこともありますので、そういう大きな群れの動きがどこの辺にあるのかというのを、全体的に把握するのが調査の目的と私は聞いていた気がします。村の広報、広報の後に必ず鳥獣関係のやつありますので、その中に村の中の猿のマッピングといいますか、群れのマッピングを載せたことがあるかと思いますので、ちょっとそちらのほう過去の記事探したいと思いますが、委員の皆様もご覧いただきたいと思うところであります。

以上であります。

委員（飯畠秀夫君） 捕獲のためじゃなくて、今調べているということで、自分も見たときがあるんですが、猿が捕まってやったと、やったというのは失礼ですけれども、雄だから逃がさなきやいけない、この調査は雌の親でないと駄目だということでおっしゃっていましたけれども、雄捕まったけれども、しばらくしたら逃がしましたけれども、調査してこれからどうしていくのか、全体的を見て、被害があれば。

ただ、今配っている牧柵、イノシシよけをやっても、猿はもう全然ほとんど効き目がないと、ほとんどの方から言われております。本当にちゃんとやれば効き目があると言えれば別ですけれども、今のサルあつという間にぴょんと来るので、もう一瞬電気来ても、もう慣れっこになって、あそこにおいしいものがあれば少しぐらい電気が来ても食べちゃう。もう今これから収穫する米だって、もういっぱいしゃぶられて、米作っても米が倒されて大変だという被害を聞いています。

やはりこれどうにか何か違う、何かいろんな犬とかいろんなこと、研修等もするということだったんですけども、村としてこれ一番大事なやっていかなきやいけないと思うので、ここに予算を何か取って、いろんなほかの自治体も見ながら、やっていくべきだと私は思っております。すみません、今村長の答弁あったんで。猿に対しては、多分村長もいっぱい、たくさんの方から言われていると思うんですけれども。

村長（杉岡 誠君） 予算を取って、しっかり対策すべきだというご質問、そのとおりだと思

いますので、私担当時代から鳥獣被害対策、震災前はこういう予算を取っておりませんので、自治体を条例に位置づけながら、日常的にちゃんと見回りをしていただくための報償費も取っていますし、駆除いただいたイノシシ、猿1頭当たり幾らという報償を出しながら、対策を取らせていただいている。

これ実は、近隣の市町村もそういう取り方をしておりますので、一時期例えばイノシシの報償費が近隣よりも低かった時期があるんですが、その辺も併せさせていただいたりしながら、必要な対策を取っておりますので、国の事業を活用させていただいておりますけれども、しっかり対策を取っていきたいと思っております。

あと、猿対策はしっかりやっていきますが、やたらめっぽうといいますか、全て駆除できるわけではないということがあるのと、もう一つ柵対策については、前も申し上げたかなと思いますが、適切に柵が設置されてない事例が相当あると、一般質問の中でもそういうご質問あったかなと思いますので、前は福島大学の生徒が見回っていて、こういうやり方をきちんとやりましょうとやったり、あるいは今専門の県の方にお願いをしていますので、ご指導いただくようなこともちょっと検討しながらとご答弁申し上げたかなと思いますので、柵があれば入ってこないんではないんですね。

柵の近くに高い木があれば、電柱があれば、のり面があれば、簡単に乗り越えてきますし、電線に電気が通っていればびびっとくるかというと、必ずしもそうではないと。きちんとアースを通らないと、電線だけ触ると全然通電しないこともありますので、私たちが感覚値で持っているものと、しっかり適切に設備として折衷する方法そのものについても、少しちょっと勉強といいますか、いろんな周知の仕方を検討させていただかなければならぬかなと思っているところであります。

以上であります。

委員（飯畠秀夫君） 今村長から答弁もらったので言いますけれども、今適切にやれば防げるかもしれないということだと思いますけれども、電気の流れるパターンも2つあって、足が地面に着いていて、触ればアース、マイナスが地面に着いていて、猿も地面に着いていて触れば電気が来る。

もう一つは、線が1本、2本、3本、4本いっぱいありますけれども、プラス、マイナス、プラス、マイナスで同時に触れば出るというパターンがありますけれども、最後のほうだと直接触れば多分強い電気が、8,000ボルト、1万ボルトが来ると思うんですが、自分らはもらっている地面に着いて触れば、自分らも触ってくるのかなと思って触ったら、ここまで来ましたけれども、やっぱり猿強いなと思ったけれども、どちらのほうが猿効果にいいのか。2種類多分配布していると思うんですよ。電気今までやってきて、どちらのほうが防ぐ、猿に対しては、イノシシでなくて、どちらのほうが効果があるのか、分かれば。

産業振興課長（松下貴雄君） まず先ほど質問ありました猿の生息の状況でございますが、今飯館村の猿の群れの数でございますが、13の群れがあるという調査結果になってございます。その13の群れの中で、13の群れがあるんですが、頭数にしますと約780ぐらいの頭数がいるという経過調査になってございます。

今ほどありました電気牧柵の部分での、何段が一番ベストなのかなということの話なんですが、いろいろ最初は2段で始まってきてまして、今結構住民のほうからは3段、ワイヤーメッシュを張った上に、3段の電気牧柵の要望が今多くなってございますので、3段のほうが効き目があるのかなという状況で認識しているところでございます。

委員（飯畠秀夫君） 3段というと、地面に着いて流れるパターンかなと思うんですが、違うんですか。ワイヤーメッシュの上につけて。お願いします。

総務課長（村山宏行君） 私駆除隊もやっておりますので、ですけれども、まず張り方なんですが、基本的に飯畠委員おっしゃったこの2つのパターン、どちらも機械は一緒でございます。張り方の差ですね、その3段の全体をプラスにして、アースを取ってやるパターンと、それから真ん中の線1本だけを、要は猿も慣れるので、それをならないように真ん中だけ独立線にしておいて、そこで2つを触ったときになるように、それは張り方でございます。

一番猿に入られるというのは、先ほど村長からありましたように、周りの状況ですね。土手があったり、あるいは高い木があったり、あるいは電柱があったりということで、乗り越える部分が見つけられると、そこから入りますし、なおかつその張り方にもよります。一番は管理です。どうしてもアースの部分が重要ですので、ですので、例えば夏場葛っ葉なんかもずっと絡まって、アースになってしまふと、全く効かないんですよ。それをやはり管理をしっかり行った上でというのが前提になりますので、その部分、猿の場合は知恵比べになりますので、その分しっかり管理を怠らないということが一番なのかなと思っております。

委員長（佐藤眞弘君） 飯畠委員、決算に係る、決算に関する質問でお願いします。

委員（飯畠秀夫君） 分かりました、今ちょっと熱くなっちゃったんで。丁寧に対応をお願いします。

続きまして、これはナンバー11の資料で、52ページの林業総務費についてお伺い、失礼しました。50ページでした。50ページの林業総務費の福島森林再生事業についてお伺いします。

区分が委託料ですか、12番の、同意書取得と事業実施計画作成業務とかいろいろあるんですが、この中で、同意書取得で大きな金額があるわけですが1,500万円、これまた次年度に行けばまた2,900万円、この同意書取得というのはどのようなものなのか、お伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 同意取得ということで、どういうことなのかということなんですが、森林整備に当たりまして各地権者さんの山が、個人の山があります。その方々からこういう事業をやってもいいですかということで、それに伴う同意をいただいて、それで森林再生事業を進めているような状況でございます。

委員（飯畠秀夫君） ちょっと金額が大きくて、これ見ると関根・松塚、伊丹沢2行政区で、同意書を取るだけなのか。同意書を取って何回か足を運んで、この面積に応じて、地権者に何か面積に応じて、借りたり、何かお金を支払うのか、同意書に関して。お伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） その同意取得の部分でございますが、山ですので、エリア的にもかなり大きな広範囲での面積での部分になりますて、かなりの地権者がいるということもありまして、それに係る、同意取得に係る費用となってございます。

その後に、この年度別計画というのも作成しないと森林整備ができないということもありまして、まずは各所有者からの同意を得て、それにあと契約まで行くのかな、作業してもいいという契約書まで多分取っているような状況でございます。

委員（飯畠秀夫君） 令和6年度は、関根・松塚、伊丹沢、そして令和7年度は宮内、大倉とありますけれども、これずっと続くと思うんですけども、その後はどこの行政区に行く予定なのか決まっているのであればお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 一応村のほうでも地区を、地区割りではないですが、いろいろ計画を立てた上で同意取得をしながら、森林整備を進めていくという形になっていまして、今後もここに載っていない行政区だったり、その地区に対しての森林整備を今後広げていくような状況となっております。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） 続いて、同じナンバー11の56ページ、商工業振興費の7款1項2目の企業誘致事業についてお伺いいたします。

商業施設太陽光システム設置工事という、設置システム工事であります3,500万円、この工事についてお伺いしたいんですけども、ハシドラッグさんのところに上がっている太陽光だと思うんですけども、売電はしていないと以前聞いたんですけども、売電も一応できる状態になっているのか、完全に自社消費だけの契約になっているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村の商業施設の屋根につけた太陽光パネルであります。

日中の電力全て店のほうで使い切るというようなことでありまして、売電にはなっていない状況です。

委員（飯畠秀夫君） 私もハシドラで見てから結構買物行くんですけども、太陽光ちょっと見えないなと思っていたら、あれ太陽光ってもしかしたら屋根に対してべた付けの設置なんでしょうか。よく飯館村は雪が降るから斜めにしないと、もったいないとは思うんですが、ちょっと太陽光見えなかつたんで。

産業振興課長（松下貴雄君） 太陽光パネルの設置状況ということですが、屋根にべた付けではありません。柱を立てた上でのパネルを設置してございます。

ちょっと周りの壁が、壁というかが高いので、外からはちょっと見えない状況にはなってございます。

委員（飯畠秀夫君） なっていれば結構なんですが、もし冬場でなっていればもったいないなと思って、お聞きしました。ついでというか、その下にもそれに伴う土地の公売費として7,000幾らの予算と決算がありますが、これ飯館村の土地にしては高いのかなと思って今見たんですけども、面積は一反歩幾らぐらいありましたっけ。

産業振興課長（松下貴雄君） 商業施設整備に係る土地の購入ということでございますが、旧Aコープあったところに、そもそも農地があったんですが、そちらのほうで地権者は6

名の方になります。

筆数でいいますと、5筆でございまして、面積の合計にしますと6,449.98平米の面積でございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は15時30分とします。

（午後3時11分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後3時30分）

委員長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はございませんか。

総務課長（村山宏行君） 先ほどご質問ありました飯畠委員からのまず火の見やぐらの数ですが、現存で確認したのが26基でございます。新しいものも若干はありますが、ほとんどが30年以上たっているものと認識をしておりまして、こちらについては、いずれも計画を持って解体と考えております。

続いて、先ほど産業振興課にありました商業施設の土地購入についてございます。

地目が登記上田んぼというところもございましたが、現況全て宅地ということで、近傍の鑑定評価行っております。その上での売買ということでございますので、他の部分に比べて高額になっているというご指摘ではございましたが、全て鑑定評価に基づくものでございます。

以上です。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど飯畠委員からありました土地購入の部分での質問でございまして、所有者6名と回答しちゃったんですが、実は3名でしたので、訂正をお願いいたします。

委員長（佐藤眞弘君） 質疑はございませんか。

委員（佐藤八郎君） それでは、ナンバー11の13ページ、企画部の実績8件ということで592万5,000円というのがありますけれども、内容と実績、各団体による、それから課題、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさとの担い手わくわく補助金の実績についてというご質問であります。

追加資料の4ページであります。

4ページに各補助金の実績一覧を記載してございます。9実施団体ということでありまして、その中でわくわくマルシェ実行委員会から、モノからはじまる実行委員会までの9団体ございます。

内容につきましては、ここにありますように、事業概要、目標成果を示しております。1つ目には、もりの駅まごころを会場としたマルシェイベントの実施、2つ目、ふらつとについては三千本桜、大雷神社の桜のライトアップとキャンドルナイト、それからゲストハウスCOCODAについては、牧場を会場としたイベント実施、動物とのふれあいイベント、4つ目が道の駅を会場としたスーパーカーイベントと動物のふれあいイベ

ント、5つ目のサクラ・シスターズについては、福島もも娘のライブイベント、それから東京都のバンドの演奏など、6つ目の団体が秋祭りと同時期開催でのアカペラの交流イベント、7つ目のふらっと2つ目が、綿津見神社紅葉ライトアップのイベント、そこを会場としたYaeさんのコンサートイベント、8つ目が飯舘宝探しの会のランチということで移住者、親子などを対象にした料理教室、9つ目がモノからはじまる実行委員会のものづくりイベント、山の向こうからの実施ということで、それぞれが目標を地域活性化、農作物の認知向上、若手親子、移住者の交流、それから村外来場者向けのP R、台湾移住者等々との交流などなど、目標を掲げながら実施しているイベントでございます。

来場者がそれぞれの事業所の努力によって、少ないところですと11人ほどから、多くは500人、1,300人という事業もありまして、かなりのにぎわい、事業成果があったものということあります。

これについて、それぞれの事業の目標を掲げて、先ほど申しました目標を掲げておりますし、それぞれの目標に沿った事業成果が十分に発揮できたものだと担当課としては認識をしているところであります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 9団体のようなんですかけれども、これはそれぞれが、ふらっとが1と2、2回やっていたのか。8団体か。それぞれの団体に対しての補助額がそれぞれ違う中身なんですけれども、これは何かそういう基本的に計算なり、何か見積りなり、事業実施の何か出されて、その中の額面になるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれこのわくわく補助金事業を行うに当たって、それぞれの団体からその事業を実施して、見積りというか、予算計画を出していただいております。

この事業、上限額を100万円としているものですが、基本的にはそれぞれの団体ができる範囲で自分たちが行いたい事業の中身に沿った計画ということになりますので、特別このぐらいのもの、事業でなければということは、村としては言ってはいない。その中で、自分たちでできるだけの事業展開ということで行っていただいているものであります。

あと、資料若干訂正させていただきますが、4ページで追加資料提出しておりますけれども、下から2つ目の飯舘宝探しの会の一番右の事業成果の中で、黒ポチ2つ目の2段目、村公式S N S職と暮らしで公開となっておりますが、この職は、仕事ではなくて食べるほうの食、食と暮らしということでありましたので、1文字訂正をお願いできればと思っております。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） それぞれじゃかかる経費については、問題なく実施団体で赤字にならない中で、間に合ってやっていると。必要経費において言えばということになるのか、何か聞くところによると、いろいろ私も行って参加したときにいろいろ感じているんですけども、それあって1,300人から11人まであるという話もありますけれども、内

容にもよりますから、何とも言えないんですけれども。

ただ、今日午前中とか先ほどもいろんな議論あったんですけども、どうも観光なり、こういうイベントが、ばらばら化してるという、飯館村はね。今頃行けば何があって、どこで何が話されていて、どこでどんなことがあってという、飯館を総合して見られないというか、そういうのがあって、この事業もよく分からぬうちに終わっているということですけれども、課題としてはどんなことが、それぞれ実行委員形式でやっているのか、主催実施団体で全てやられているのか。この中に行行政はどういうふうに関わって、総括なり、まとめなり、次年度に向けての課題なんかを拾い上げているのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれの団体の組織の体制の在り方がありますが、任意組織ということありますので、いろいろなパターンが、実行委員会形式もあれば、しっかりとした組織、組織という形で何名かが中心になって、組織をつくって行っているところもあるのかなと思っております。

今ほど佐藤委員からご指摘がありましたように、なかなか周知について、徹底されていないんではないかという部分、その部分について特に今まで指導というか、助言といいますか、実際に事業やるに当たっては、多方面に集中しながら、できるだけ多くの人数を募って、行っていただきたいということで、できるだけ早い段階での計画書の提出申請をしていただいて、早い段階でのチラシ広報等による周知をお願いしたいということで、昨年、一昨年からも引き続きそういったお話をさせていただいてきたところであります。

ただ、実行委員会なりその団体の進め方において、自分たちの組織体制なり、準備についてなかなか手間取るとか、あとは申請、書類作成についてちょっと手間取るという部分でぎりぎりになったという事業団体も多いのも現状であります。

今後、先ほど佐藤健太委員からもあったように、すばらしい事業であるのでどんどん広めていったほうがいいというお話もいただいたところであります。引き続き、周知徹底について、早期周知について徹底を図って、できるだけにぎわいをつくってまいりたいと思っております。

あと、にぎわいのつくり方ですが、それぞれの団体、まずはやってみてくださいということで、いろんなアイデアがあるかと思います。ちょっとそこで縛りの1つでもかけるとなかなかせっかくのアイデアが生きないという部分も考えられますので、まずはちょっといろんなばらばらのように見えるかもしれません、まずは村民なり団体がやってみたいという部分について、行政としては精いっぱい支援をして盛り上げ、村の全体の盛り上げをつくっていきたい。その中で、できれば団体同士のつながりとか、そういういたものも含めて事業発展していければ、なおありがたいなという考えでいるところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今課長が言うようなことを目的とするならば、やっぱり実施団体と村役場がもっともっと、例えばこの間やられたスーパーカーイベントなんか、もうくまなくいろんな場所に車が止められたり、いろんなことで並んだり、いろんな普通の生活の人

が邪魔になるようなことがいっぱいあるんですけれども、そういうものをちゃんと待機場なり、ある一定のところの駐車場からマイクロバスで送り迎えするとか、いろいろなことを相談して、全体的にはそこを場所として貸してやるんであればやるよう、やるんならやるというようにちゃんとすべきだと思うんですよね。もうめちゃくちゃで。

だから、あとで花を飾った道の駅の、いろんなところに花を飾ったり何だりしたのも全部なくなっちゃったりね。それはしようがないよね、あの人だからでもう勝手にどこでも歩くしね。いろいろやるから。

だから、整理とかして場所を取るなら取る、ワゴン車出して送り迎えするんならするとか、規模と相談によりますけれども、その辺を、今は例えばスーパーカーの場合を言っているだけで、各行事そういうこと言えると思うんです。だからもっと規模を大きくしてやるんであれば、福島市の花見山みたいにはできなくても、そのミニ版ぐらいの考え方というのはある程度しなくちゃなんないのかなと。もっともっと増やしたり、もっともっと飯館の人にも来てもらうような形にしたらということで、思うんですけども。

その辺はこの実行に当たって、実施団体との打合せとか、そういうものが反省する中で、そういう声が出ているのかどうか。それとも、この場、今回限りということなのか分かりませんけれども、そういう点ではどんな話になっているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれの団体の実施事業に当たっては、事前に計画を提出していただき、その中で、特に佐藤委員からあったように、近隣の住民に迷惑が被ることのないように、そういった部分は十分に注意して、その対策を考えながら、実施をすることということで、協議、指導、助言はしてきているところであります。

ただ、実際、今ほどあったように、実施事業をやってみたところ、結構にぎわいがすご過ぎて、少し迷惑がかかったというような声も聞いているという実態もあるところであります。

引き続きそういった部分につきましては、やはり村の補助事業で認めてきたという事業でもありますので、今後そういった事業が継続する方向でいるのであれば、引き続きしっかりとした指導はしてまいりたいなと思っています。

以上です。

委員（佐藤八郎君） スーパーカーのお話で、去年まで私もやられてずっと見には行っているんですけども、去年まではゴムマット敷くことないところに、今回はゴムマット敷かないと駄目だと言われたとか、それは役場の職員から言われたということで、何か協力団体というかやっている人から言われたんだけれども、私は分かりませんけれども、確かに去年までゴムマットなかったです。今年はゴムマットあったと。

ゴムマットあるかないかで、ああいう車は相当差があるんだそうですね。ゴムマットあるところで写真撮りたくはないんだそうです、本当はね。とかっていろいろあるみたいなんです。私は感覚としてよく分かりませんけれども、そんな声もあったのでね。十分打合せが足りなかつたのかなと、1つ感じたもんですから。

明細にわたって、何か細川牧場で、あの会場でも舞台が不安定だとかという話もあって、何か舞台を落ち着かせるのに、現地の人が何かいろいろ当てがってやったとかという話

もあるし、あれも川俣の方々来て披露したり、いろいろ参加されているので。

だからその辺、もう少し何か打合せが足りないのか、その辺は分かりませんけれども、後から聞いた話なんですね。十分その辺配慮して今後やるんだとすれば、危険のない安心・安全なイベントにしていく。なおかつ、みんなが車でひどい目にあったり、いろいろしないでやれるような。

深谷街道というか、車、何百台ずつと並んだりいろいろしますけれども、それは開催時間との関係で並ぶのしようがないんですけれども、だから、毎年いろんな意見あるようなので、十分打合せして進めたらと思うんですけども。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今佐藤委員から例に取ってということで、スーパーカーの話も出たところですが、スーパーカーイベントに限って申しますと、この事業については、昨年までもやってきた事業で、今年も引き続きのようなスタイルであります。まず最初に、事業実施主体が今回行う事業実施主体ではないところから話を伺ってきたところであって、最終的に昨年と同じ実施主体が実施をしたということで、実際の申請については、イベントの1か月を切るぐらいの申請だったかなと記憶しております。

ただ、会場について、ゴムマットとかの話もあったということありますけれども、基本的にそこの施設管理は、今産業振興課に移っているところでありますが、昨年まで普通にスーパーカーが道の駅の裏のスペースに止まって、止まらせていたということもあります。

ただ、私も専門ではないので、その施設の構造上、その道路といいますか、インターロッキング張りなっているところでありますけれども、そこについて重い重量物が、重い車等が載ると、インターロッキング等がかなりゆがみを生じてしまうということで、何回も何回もそこに車が入り込むと、傷んでしまうことがあるので、保護が必要だということが今年になって、今年の施設管理者のほうで、技術者のほうできちんとそれが分かったということもあって、そこに車を乗り入れるんであればそういうものが必要、でなければ駐車場を使って開催していただければ問題ないんではないかという話をしてきたところでありますて、その中で実施者が駐車場だけでは心もとないというか、足りないので、やはり道の駅の裏に車を並べたいと、そうであれば、その場所を傷めないように、そういうマットの保護が必要であるということで、それを実施者が、実施主体が、あればマットを敷きますよということで、そういう事前の協議の段階で、そういうものが必要だというお互いに確認をしながら実施してきたという経過があります。

これまで、下の施設の構造が分からなかったと、しっかり把握していなかったというこちらの部分もありますけれども、今年度はそういった形でしっかりと事前に確認をし、施設が傷まないような準備をしっかりとした中で、開催をしてきたということで、事前に実施事業団体とのそういう打合せは十分にしてきたつもりであります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） この資料で見ても分かるように、一番、数というか、参加者、来場者が多いということなので、やっぱりやるほうも来た方も含めて、いい勉強だったと。来年

も来ようとか、もっと誘ってこようとかとなるように、なったら一番いいことかなと。なおかつ、駐車場なんかも、もっともっと広い範囲に用意してやれたらなと思いますけれども。

何せすごいイベントで、川俣から上ってきても、道路脇にカメラマン、何十台も構えていて、走る車を撮りたいというファンの方々がいっぱいいるようなので、私らびっくりしているだけですけれども。そういうことで、ぜひ十分な打合せの中で、楽しいイベントに、それぞれがなっていただきたいと思います。

次に、ページ16ページの地域おこし協力隊、企業雇用型で2,442万6,949円ということでありますけれども、これについて成果と課題を伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊の活動内容、成果、課題であります。

追加資料の15ページに提出をさせていただいております。

フリーミッション型では2名の方、それから企業雇用型、パートナーシップ型としては6名の方が地域おこし協力隊として、前年度活動をしていただけていたところであります。

それぞれフリーミッションにつきましては、それぞれの方が自分でこういったことを行いたい、こういったことで村にも貢献しながら、地域の一員として活動したいということで、任期中の主な活動として、1人目の方はラテアート、コーヒーや食堂等を行っていただいた。

2人目の方については洋菓子店をオープンをしていただいたということで、このフリーミッションの1名の方については、本人の事情によって、県外に転出ということで、残念ながら村に定住ということにはなりませんでしたが、最初に村に移住をしてきて、村で定住をして、そこでずっとやっていくんだということで考えてはおったようあります。ただ、それぞれの事情がありますので、そういったことでの転出であります。

2人目の方については、1年目はいろいろ勉強しながら、2年目、3年目にかけて店を開けたらいいなということでありましたが、思いのほか話が前に進んで、最初から、途中からもう店舗を開くまでに至ったということで、まさにどんどん自分の活動範囲なり、店舗のものを広げていきたいということで頑張っていただいているところであります。

また、企業雇用型につきましては、5社ですね、5つの企業で6名の方が活動しております。なかなか始まったばかりで、どのような活動ということで、模索しながらやっていただいているような状況も見受けられますが、しっかりとそれぞれの企業の中で、自分が担う役割を見つけながら、活動していただいているものと思っているところであります。

今後の課題としまして、フリーミッションにつきましては、しっかりと自立をして、起業をして、村にそのまま定住、そしてもっともっと拡大、広めていただきたいという思いもありますし、企業雇用型については、そのまま3年もし勤めれば、そのままその企業に正社員として就職、勤めていただくか、または独立をして、村のほうで自分で何か業を持って定住していただく、そういうことも求められているというか、村では求め

ているということでありまして、しっかりと村に、そして地域に根差した活動を継続して続けていっていただきたいというものが課題としてあるのかなと思っているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　よく村民で関心のある方から聞かれるんですけれども、この方々は任期が何年あって雇用されているのか、役場職員でもないし、任期付職員でもないし、ただの協力隊なので、国からの月給制なのか、報酬制なのか、いろいろ聞かれているんですけども、雇用の地位というのはどういう形なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　地域おこし協力隊のフリーミッション型につきましては、村との直接委託契約を結んで行っているものであります。

フリーミッションということで、自分の希望する、こういったことをやりたいという業務内容であります。その業務について村で委託をするという形で進めております。

また、企業雇用型につきましては、企業と村が委託契約をしておりまして、企業に委託費を払って、企業が地域おこし協力隊を採用して、雇用して、給料という形で支払っているという状況であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　どちらも給料が、フリーミッションは村が委託なので、そこから給料払うと。企業型は企業が給料払うと。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　フリーミッション型については、村が給料を払うんではなくて、委託費を払って、その委託費の中で自分で活動しているという状況です。

企業雇用型については、企業さんが給料の形で払いますが、村と企業が委託契約を結んでいるということであります。

期間については、最大3年ということであります。1年ごとの業務委託契約という形で進めているところであります。

委員（佐藤八郎君）　例えば幾らの給料だか分かりませんけれども、委託する中身は給料だけじゃなくて、事業内容を含めて、金額に基づいて違ってくるわけでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　業務委託費の内容については、給与見合分のものと、活動費ということで、2つに分けてそれぞれ活動していただいているところであります。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、それを認められると、3年とかは委託された中の給料と、活動費はまた別個予算で出て働くということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　業務委託費の中に、給与見合分と活動費が含まれているということで、委託事業としてお支払いをして、その中にフリーミッションであれば、自分の給与見合分といいますか、その分と、実際に動いた経費として使った活動費、例えば何か物を買ったとか、あとは住宅料を支払ったとか、そういう部分について充てるということになります。

企業については、やはり企業からその雇用者、協力隊に対して払う給与見合分と、実際に経費として何か村のPR活動に使ったとか、何か実際活動した部分についてもそれは精算として払うということ、業務委託料の中で精算という形になるかと思いますが、そ

ういったことで実際に使った部分、その部分は活動費として精算をするということで、給与見合分はしっかりと、月額ですか、年額幾らということで決まっておりまますし、活動費については上限幾らという年額であります、その中で活動費として使った分、その部分をお支払いするというような精算の内容になっております。

委員（佐藤八郎君） これ国策で全国的に、いろんな自治体の中で地域おこし協力隊が活動されていて、それが全国的基準の中で基準が決まっているのかどうか分かりませんけれども、町村と市と場所によって違うのか、事業によって違うのか分かりませんけれども、いずれにしろ基本的には、こういう方々は大体役場職員等に見合った給料を頂けるのか、その地方地方の労働者の単価と同じなのか分かりませんけれども、一定の基準はあって、そういう方々が活動した場合は、交付金で村に入ってくるんでしょうから、そういう流れなんでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊、この制度について動いている分については、全国的に一律で同じかなと思っております。

ただ、自治体によっては、その自治体の単独の費用を上乗せなり、そういった部分がもしかするとあるのかもしれません、村としてはこの事業で認められる事業の内容そのままを適用して、その活動費なりに充てているということで進めているところであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、企業型のほうを聞きますけれども、合同会社、例えばあがべごに井口さんという方が入れば、1人分の委託費がこの合同会社から増えるわけですから、あがべごの経営の中で井口さんに払っていくようになるのか。どういう関係になるんですか。これに村がどういうふうに予算的に関わって払っていくんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業雇用型につきましては、それぞれの企業の給与の支払規定があるかと思いますので、その規定に基づいて支払われているものと思っております。

村からの委託費の中には、定額というか、決まった金額でここまでお支払いできますよということで業務委託で行っておりますが、企業によってはそこまでの金額は給料として支払うことはできないという企業も中にはあるかと思います。それは企業の中の取決めで、それぞれの雇用スタイルでしっかりと管理してもらっていると認識しているところであります。

委員（佐藤八郎君） 所属企業で一人一人が給与体系、金額が違うと理解していくいいんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたように、企業の中のルールがあるかと思いますので、企業の雇用条件がどのようにになっているかによって、変わってくるかと思います。これは企業雇用型についての話でございます。

委員（佐藤八郎君） それとの関わりで、村民がこの中に関わって一緒に働いてるという雇用状況はあるんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊につきましては、住民票全て村のほうに移動していただいておりますので、全て村民ということになっております。

委員（佐藤八郎君） この方が、既存の村民の方は関わっているんですかと、一緒に働いたりしているんですか。

村長（杉岡 誠君） フリーミッション型については個人事業主、個人起業家になりますので、そこで雇われている人がいれば、村民が雇われている場合があれば、一緒に働いているという話になるかもしれません、追加資料15ページでお示しした上段のお2人については、個人事業主で1人で、ワンオペという言い方しますが、1人でなさっていますから、一緒に働いてる方はいなかつたかなと思います。

それから、下の企業雇用型については、例えば1番目のがべごは、雇用主といいますか、は今や村民として長年の歴史を持ちますので、その方が村民といえば村民ですし、事務的にも村民の方が関わっていると私は聞いております。

2番目のMKファームさんについても、やはり社長さん村民でしたので、今はちょっと違いますけれども、村民の方が関わっておりますし、3番目の結い農園さんは、当然結い農園そのものが村民の方々でつくられた団体になりますので、一緒に、給与としてもらっているかどうかは別として、ほかの方々と一緒に同じようなことをされている。4番目の方も結い農園ですね。

5番目のサクラ・シスターズさんは台湾のアイドルをコーディネートしていますので、その中の1人が地域おこしにまた別途なっているかと思いますが、この方はどちらかというとコーディネートする側の立場ですね。プロデューサーみたいな立場です。

6番目の二瓶刃物さんについても、ご夫妻がもう既に村民でありますから、村民の下でお働きいただいているという形になります。

ご質問の趣旨は、この地域おこしが例えば企業雇用型と同じ給与体系で雇われているほかの村民がいるかというご質問だとすると、ちょっとそれはないかも知れないと。ただ、全体的に全てを把握しているわけではないということで申し上げておきたいと思います。

以上であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 若干先ほどの私の説明で違っていた点があります。

フリーミッション型については、全て村に住民票を移してもらっていますが、企業雇用型については、村の中にある企業にて働くということで、まだ村民、住民表移していないという方もいるという状況もありますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 認定期間は、この最初の申出どおりということになるのか。追加というか、希望あれば、また再任ということになっていくのか。この任期の中でそれなりの成果を上げてやっていくことになるのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 任期については、最長3年ということではありますので、それを3年過ぎた後にさらに延長で3年ということにはなりません。

委員（佐藤八郎君） じゃあ次に、心の復興事業に入ります。

これも5団体かな、あって、この団体の成果と課題をまず伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 心の復興事業の補助金の活動内容、成果、課題であります。追加資料の16ページに示させていただいております。

ここにありますように、5団体の活動を行っております。

1つ目の団体がいいひでネットワークさんで、村内や避難先の村民が気軽に集える交流の場を創出するということで、運動教室、料理教室、体験教室などなどを計57回行っていただいております。

2つ目の団体がきつつきの会ということで、元気に帰村するための健康増進及び地域間交流事業を実施するということで、健康体操、ヨガ教室、被災地視察研修などを行っていると。それぞれの事業成果、回数等については右の欄のとおりであります。

3つ目の団体が二瓶刃物さん、日本古代製鉄方法の解明をテーマにして、村の伝統文化、歴史に関連づけながら村民の交流の場を創出していただいたということで、製鉄、刀鍛治の講演会やイベントの実施を行っているということです。

4つ目の団体がふるさと飯館で、自分らしく生きよう会であります、帰村者が元気で健康的に過ごせるよう運動教室や交流会を実施していただいております。ピラティス交流会、ポーセラーツ、体操体験教室、料理教室などを行っていると。

5つ目が長泥復興組合であります、村内唯一の帰還困難区である長泥地区を花の里として復活させるために、景観美化活動を行っております。地区の景観維持管理作業と植樹祭、それから記録看板の作成などを行っていただいたということで、それぞれの団体がその事業を目標を持って取り組んでいただいたという内容であります。

心の復興事業につきましては、コミュニティー形成が今十分になされていない状況下において、被災者的心、心身のケア、あるいは孤立防止が重要となっているということ、課題に対し、それぞれ被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、つながり、生きがいを持って前向きに生活することを支援するための事業であります。

そういったことでわくわく事業とは若干違うんありますが、そういった被災者特有の前向きにみんなで進んでいこうという事業の内容で、それぞれの団体がそういった前向きな方向性、地域とのつながり、交流事業、そういったものに特化して、行っていたいているということであります。

この事業成果、右の欄にそれぞれ書いておりますが、それぞれが実施回数なり、参加者数、結構な人数を参加していただきながら、この事業内容、目的に沿った成果を出していただいているなということありますので、課題等につきましては、こういった事業につきまして、この事業ですね、さらに発展していただければという部分もありますが、この一番下に、16ページの一番下にありますように、これは復興庁による先般のヒアリング時の指摘ということでありますけれども、多くの事業で復興事業から一般政策への移行や、持続可能性が焦点となっているというご意見をいただいたり、高齢化、住民ニーズに応じた柔軟な対応が求められていますよという話をいただき、また3点目として持続可能な運営を見据えて、各事業が一歩ずつ自立運営に移行できるよう、引き続き取組の方向性を明確にしなければならないというような国からのご指摘もありますので、そういったご指摘をそれぞれの団体に村からも伝えながら、自立なり、それから新たな展開なり、そういった方向に向けて努力していく必要があるなという課題を持っているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） いいたてネットワークはいいですけれども、きつつきの会というのは、避難前に川俣にあった自治会とは全く違うものなのかどうか。

ふるさと飯館で自分らしく生きよう会って、これ団体名というんですけれども、こんな長い団体なんでしょうか。代表的な組織はどんなことで、年間行事とかいろいろどういうふうに持つていらっしゃるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどあったきつつきの会につきましては、もともとは川俣の自治会かなという質問であります。その流れで、その後もきつつきの会というようなことで、代表者は代わったようですが、継続した取組をしていると認識しているところであります。

あとは、4つ目のふるさと飯館で自分らしく生きよう会ですが、これは任意組織で、ここ最近出来上がった任意団体ということであります。実施回数等につきましては、この右の表にありますように、ピラティス教室実施で23回、ポーセラーツ体験教室実施が3回、そのほかに料理教室ということで行っておりまして、参加者は延べ427名ということで、かなり交流に寄与した活動だったかなと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 避難会場になったとき、村に申し上げたんですけども、県内の避難先でいろんな自治組織あって、その継続はすべきだと言ったんですけども、結局残ったのは永井川ときつつきもそこで終わって、南相馬は今もあるのかな、そのぐらいで、何できつつきの会だけがこういう事業認められていくのか。ほかもやれば、こういう認められていくのか分かりませんけれども、それが、その辺はどうなんでしょうね。今もある南相馬、永井川はここには入っていないんですけども。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほども若干課題の部分で触れたところであります、基本的にはこういった国の復興予算、そういったものではなくて一般政策への移行、あとは各事業が自立運営に踏み出せるようにというようなことでの指導もあるところであります。

そういうことで、村で強制的にそういったものを進めるということではありませんが、それぞれが自分の足で踏み出すという、そういった努力の成果で、この事業には申請等はないのかなと思っております。

また改めて、こういった事業活動を使って、いろんな事業を進めたいんだということであれば、それは当然村としても相談に乗って、こういった事業の内容について、検討していきたいということでおりますが、いずれそういった復興予算というのはいつまでもあるものではありませんので、それぞれの組織が自主自立を目指して活動していただくというのが、国で言っているところの理想になってくるのかなと思っているところであります。

## ◎散会の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 本日の委員会の終了時間は過ぎております。

まだ質疑のある方がおりますので、明日も引き続き総括質疑を行います。午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日の質疑はこれで終了します。

ご苦労さまでした。

(午後4時17分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月2日

決算審査特別委員会委員長 佐藤眞弘



令和 7 年 9 月 3 日

令和 6 年度飯館村決算審査特別委員会記録（第 3 号）

令和7年9月3日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	佐藤眞弘君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	佐藤一郎君	飯畠秀夫君	横山秀人君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	中川喜昭
総務課長	村山宏行	村づくり	佐藤正幸
住民課長 兼会計管理者	荒真一郎	推進課長	
産業振興課長	松下貴雄	健康福祉課長	今野智和
教育長	高橋澄子	建設課長	高橋栄二
生涯学習課長	山田敬行	教育課長	三瓶真
農業委員会 事務局長	松下貴雄	選挙管理委員会 書記長	村山宏行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	糸田文也
書記	羽田一		

## 飯館村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤眞弘君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（佐藤眞弘君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名などを示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。

また、答弁についても同じく簡潔明瞭に答弁するようお願いします。類似、繰り返しの質問は極力避けてください。

委員におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力お願いいたします。

これから質疑を許します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 昨日、佐藤八郎委員から、地域おこし協力隊の要件等について質問があった際に、フリーミッション型ではなく企業雇用型で、飯館村に住民票を置かないで地域おこし協力隊でというふうな、追加の答弁を申し上げたところであります。再度要綱それから協力隊の住所要件、そういったところ、住所、住民票を確認したところ、基本的に全てフリーミッションであっても企業雇用型であっても、飯館村に住民票を置かなければならないということになっておりますし、現在の地域おこし協力隊についても、全て村に住民票を登録されているという状況でありましたので、昨日の追加での答弁の部分、訂正をさせていただきまして、私の答弁の部分については削除をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 今日もよろしくお願いします。

では、最初の答弁で正しかったということになりますので、了解しました。

昨日、3点にわたっていろいろ聞いたんですけども、原発事故が起きて15年を迎えるに当たって、原発事故前のような職員と住民の関係はどのくらい変化しているのか、動向を見ながら質問をし、答弁をいただいたんですけども、職員と住民の関係でどれだけ地域で関わりがあるのか。どうも村民の中でずっと歩くと、「大体時間になれば村から職員はいなくなるんだべな」という方々がたくさんおりますので、私は聞かれたときは、いや、そういうことではなくて、事情によりますけども、いる方はいるし、そういう状態ですとは言っていますけども、どうも住民の中には、職員の姿は仕事以外の時間は見えないというのが実態のようです。その辺では、職員がコミュニティー担当とかいろいろ努力されている、また仕事での関係で時間外でもというのも聞いておりますけれども、その辺はどういう変化が14年たった、13年たった中であったのか、まずお聞きしておきます。

総務課長（村山宏行君） 職員と住民との関わり、どのように変わったかということでございますが、ご質問にもありましたように、村の職員全てコミュニティー担当職員の配置を

しておりますので、各行政区とのつながりというのは、極力つながるようにということでの配慮はしているということでございます。ただ、当然全村避難になりまして、一旦村を離れている。また、子育ての関係とかで住居を福島あるいは伊達、そういったほうの、子供たちの教育ですね、その部分を優先して移したという職員も少なからずいるということがありますので、今現在多くの職員、避難先から村の役場に通っている状況でございます。

では、一方村民はどうなのかというと、やはり帰村されている村民、全部含めても1,500人ということでございますが、大方の方は、やはり避難生活を続けていらっしゃるということもありますので、一概に役場職員のみがとは言えないかなと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 同じ原発の被害者なので、どっちがどうだという話じゃないんですけれども、やっぱりそういう不安とか不満を持っている方はいるとということだけは知つておいていただいて、極力、どうも昨日の三つの事業、これ委託して丸投げしてやってもらえばいいんだ的なものもあって、そこに職員が自主活動として、仕事じゃなくてどれだけ参加しているのか、昨日ちょっと聞いたんですけども、きちんと答弁されなかつたので、その辺も含めて、やっぱり参加した住民からすれば、担当の職員が来ているだけだなみたいに見えているんですよね。だから、その辺ではいろいろ工夫されたらいいんじゃないかなと思います。

あと、最後の3点目の部分で、川俣のきつつきの会は予算できて活動をやられる。南相馬はどうなっているのか分かりませんし、永井川も予算的にはどうなのか分かりませんけれども、私も何年かの間に、質問として松川とか飯野とか、そういう住民が、村民の方がいたら、そういう自主的な自治組織を立ち上げて、いろいろやっていったらいいんじゃないのかということで提案もしたことがあるんですけども、そういう点ではそういうものが設立されたりした場合は、きつつきと同じ同等の扱いにされるのかどうか伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 経費の部分ですね、令和6年度の予算で見えていたのがきつつきの会ということあります。特段この住民の活動、自主的な活動に対して、村ではこういった形で支援を行っているわけでございまして、新たに行うものについての規制というふうなものは設けておりませんし、当然避難先あるいは新たな自治会等でそういった活動を行いたいという場合についての予算措置は、こういった事業で対応しているというところでございます。

また、永井川のカフェなんかは、予算的には使っておりませんが、独自で活動を行って、そして広報等にも掲載をしながら様々なことをされているというふうな認識はしておりますので、そういった活動で、もし村の支援が必要という場合であれば、こういった事業を利用いただければと考えるところでございます。

委員（佐藤八郎君） 実際立ち上がりれば、今の答弁だと、ものによりますけれども、必ず支援することにはならないかも知れないけれども、相談に応じてやっていくということでおいいんですね。

村長（杉岡 誠君） 基本的に総務課長が答弁したとおりですので、委員おただしのとおりかなと思いますが、永井川カフェ、あと南相馬の同級会、きつつきの会、それぞれ村外で活動いただいている中で、高齢の方々もたくさん参加されておりますから、いわゆるサロン活動というような形で健康維持ということをしていただきたいということで、社会福祉協議会等々を通して、そういう支援ということも村としてさせていただいております。これは、この復興事業が使えるかどうかというご質問かもしれませんけれども、村としては様々な形で、村外にいらっしゃるからどうということではなくて、やはり皆様の健康寿命を延ばしていく、健康を延伸していくということは非常に大事だということで、別の形でも支援しているということを申し述べさせていただきたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 自主組織を立ち上げて、そこに職員も、仕事以外の時間を使ってコミュニティーを深めるというのは、非常にやっぱり同じ飯館村を復興や再生させようという思いがあるんですから、そこは大事だなと思っています。

次に移りますけれども、45ページのふるさと再生推進事業ということで、これ404万円というあれですけれども、これ事業目的がいかに達成されて、成果なり課題はどういうふうに整理されているのか伺います。

産業振興課長（松下貴雄君） ふるさと再生推進事業ということで、こちらは道の駅の南手農地の維持管理に係る事業でございます。ここら辺の成果ということでございますが、今振興公社に委託をしておりまして、景観作物等の栽培をしていただいているというふうな状況でございます。

課題といいますか、追加資料の35ページに、成果と課題ということで一覧を載せていただいております。令和4年度から花の栽培、景観作物ということで栽培を実施しておりまして、それに加えて水稻の作付も始まっているような状況でございます。今後の課題につきましては、取りあえず令和7年度までの一応事業の契約というか、事業を継続しているんですが、令和8年度以降につきましては、その花畠を今後どうしていくかと、今の農地中間管理事業の中で管理していくのかという部分が、今議題として挙がっているような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 地区の方もそうですけれども、いろんな方が、この部落には議員がないのか、何だこのざまはと、毎年毎年言われて今に至っていますけれども、いつ来たらちゃんと見られるのかもあれだし、内容的に機械が放置されていたり、いろいろあって、苦情が多いんですね。中には、花がきれいだという人ももちろんおりますけれども。だから、成果と課題ということでありますけれども、課題について来年度も実施していくとなれば、どういうふうにするのか分かりませんけれども、最初スタートした頃は、年間通して冬以外は何かされているような状態にしようというのがあって、最初のほうは取り組まれたと認識しているんですけども、何かそういう状況で対応しているんですけども、皆さんというか役場なり実施主体となる公社には、どんな状態で感想なり評価を受けているんでしょうか。

副村長（中川喜昭君） 南手農地の部分でございますが、今委員からお話をあったように、当初

は10ヘクタールヒマワリで、最初の年ですか、全面的に咲いて、すごい景観だったなどというものが最初のすごいインパクトがあったところですが、その後、やはり田んぼという、水田地ということで、なかなか作物が作れない状況と、やっぱり花の種をまいても水分でやられてしまうという状況で、なかなかその後うまくできなかつたということで、その当時は建設業者の方々にお世話になりながら委託をしてやっておったわけですけれども、なかなかうまくいかないということで、何年か前から公社で委託を受けてやってきているという状況であります。

ただ、ご覧のとおり半分は水田の作付が始まって、残っている部分については景観作物というような形で、当初の方向性で考えているところがありました。それで、やはり花を咲かせるにも、水田ということで湿気があるものですから、うまく咲かないということで、周りに明渠を掘って水位を下げるとか、あと土質的にも花が咲くようないい状態の土ではないということもあるって、その土壤改良なんかも進めながらやってきているということで、去年、今年とその成果は少し現れてきているのではないかなどは評価しているところでございます。

今年度で、一応あそこの南手農地の部分が、村と地権者との契約が終わるという部分もありますので、今後どのような形でそこをやっていったらいいのかという部分を、先ほど産業振興課長からありましたけれども、今その協議をしているというような状況でございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今副村長からあった答弁のとおりだと見ていますけれども、例えば花、何かやる場合、やることに対しての専門的な指導なりなんなりは受けていないのかどうか。最初から私は、大雨やいろいろ来たときは必ず水の中になる農地だと、だからふさわしくない場所だと最初から言っていますけれども、それを延々と、最初は壮大な、中を散歩してぐるぐる歩くぐらいの計画、そんなことから始まって今に至っていますけれども、やっぱりきれいな水稻で全部埋めたほうが私はすばらしいのかなと思っていますけれども、まして河川工事があったり、あの入り口、産業道路に関しての変化もある機会なので、この際きちんとされたらいいのではないかと個人的には思っていますけれども。

村長（杉岡 誠君） 今、全体的に水稻にしたほうがいいのではないかというご提案もいただきました。3年前だったかなと思いますが、行政区の総会の折にも、復興計画の上でお花畠の構想がありますが、一つ村民の方々の心に響く風景としては、水田の風景というものも景観の一つとして皆様に見ていただけると思いますというようなことで、ご了解をいただいて、10ヘクタールの約半分を水稻にさせていただいて、約半分については、今キバナコスモスがついこの間まで咲いていたと思いますが、いろいろ工夫しながら花畠ということで半々にしております。

それから、県道の北側についても、地元の皆様と協議をさせていただいて、振興公社はそちらは水稻作付させていただいておりますし、これからは市の沢も含めて農地の集積をするというような話も聞いているところです。やはり、農業景観といいますか、しっ

かり収益性が上がるもの、あるいは地元の皆様の心に響くようなものをしっかりと作っていくということは、農地ですから非常に大事だと思いますし、振興公社の方針としてもそういうことがありますので、地元の皆様といろいろと協議をしながらこれからやってくべきだなと考えます。

お花畠を作っているところは、ちょっとレベル的にはもう水田の水路よりも高いところに地面がありますので、もしかすると畠作ということで、花もあるかもしれません、やはり出荷していくことができるようなものをしっかりと皆様と協議しながら考えていくというのが、もう一つあるかなと考えるところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） もしやるのであれば、やっぱり相当な高さ土盛りをしていただいて、今度の産業道路との関係もありますけれども、やっぱり道の駅の前ある程度の部分は、そういうふうに景観で力を入れたいというのであれば、それはそれで土台を上げて、専門家の知恵をいただきてきちんとやるべきだと。

本当に、再建は公社の皆さん、その前は市外業者の方々が、あんなに苦労の苦労なんですよね。だって、最初から苦労しなくちゃ作れないところに作っているわけだから。やめろと言っているのにやっちゃんこだから、何十年も。そんなの無理だって言っているの、天の雨止められないんだから、絶対災害、水浸しになると言っているところに無理やりやって、労働者の皆さんは本当にとんでもない苦労をしながら、褒められもせず、悪口言われ言われやっていなくちゃならない。そのように追い込んでいるのは行政ですからね。だから、それが私耐え難いので、もう面倒くさいから水稻のほうがいいのではないかと個人的には思っていますけれども、ただ、今村長の答弁を聞けば、いや、違う部分もあるだろうというので、そこは大いに期待をして、この件は終わりますけれども。

49ページの農業再生協議会補助金について、内容と実績と、今後の課題をどういうふうに克服していくものなのか伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 今質問ありました、飯館地域農業再生協議会の件でございます。  
追加資料の36ページに追加資料として記載させていただいております。

再生協議会の業務内容ということでございますが、再生協議会の業務につきましては、まず経営安定所得対策の部分の推進だったり、それに対する事務という形の中身となってございます。一番の業務内容につきましては、細目書の整理だったり内容確認、発送業務を業務としてされておるところでございます。主に水田関係の業務という形で事務を行っておりまして、一応今回の決算額の500万円につきましては、県からの補助を活用しての事業となっております。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） どこで問題にしていいか分からないので、ここは人件費なので、今課長が言うように人件費云々について言っているわけじゃなくて、この目的の農地の利用集積、耕作放置地の再生利用、担い手の育成確保という目的に対して、全体としてどうなのかと。確かに、今県が入って、農地の利用集積なんかも大分進められて、各地域の農業者というか地権者の協力があって大分進んでいますけれども、問題は借手のない農地

が、震災前は飯館の方々は、までいに丁寧にどんな土地でも耕し、作物を作つて暮らしてきました。15年たつて、これからそこまでやろうという動きには、全体的には、避難している村民の方々、相当私何十年かの間にお話を聞いていますけれども、そういうつもりはないんですね。震災前のような、自分の土地だからとでかそうとか、後継者も納得しながらやっていこうという動きには全然なつていません。だから、どうしようというのが、今の全体的な悩みとしてのしかかっていると。家族間では、親の代にちゃんと決着つけろみたいな話まで出ていると。売るか、国に返すか、放棄するかという話までいっているぐらい、この集積にならない土地、借りようがないような土地のを、村はどういうふうにして再生利用に結びつけて、そして担い手育成の中でそういうところを、震災の前のようにそっくりいかなくても、それに近いものにする気いるのか、伺つておきます。

村長（杉岡 誠君） 飯館地域農業再生協議会の項目での御質問ですので、ちょっとそちらで申し上げますが、再生協議会は、昔でいうところの水田協議会ということで、水田営農が飯館村震災前は700ヘクタールぐらい、699ヘクタール、約700人の農家さんで水田農業やっていましたので、転作も非常に多かったわけですが、その通称転作奨励金というものをもらって、ちゃんと配分する組織として水田協が動いていて、震災で避難した年かその翌年ぐらいに、名前が飯館地域農業再生協議会と変更して、機能的には同じような機能を持ちながらも、避難中も含めて、ずっと協議会は維持をしております。

こちらは、飯館村が事務局を今持っていますが、もともとは農協さんで事務局を持っていただいたり、今協議会長は農協さんから出ていただいておりますので、農協さんと役場と、そして地域の農業の方々が三位一体で進めていく協議会という形でできております。

今、委員おただしの村の中の農地の利用そのもの全体の話を、再生協議会の中で全てやっているわけではありません。むしろ、営農再開、今まだ手がついていない場所といふんですか、保全をしてきていただいているところをどう活用していくかというのは、どちらかというと行政マターとして、農業委員会、飯館村役場、あと県の農業振興公社が入りながらやらせていただいている、そこで作付が再開されたものについては再生協議会で、じゃあこういう転作の奨励金もらえますよと、あるいは作付の品目を考えるに当たって、こういう事業があるので、こういう品目をやりませんかというようなことは、再生協議会でということで、いわゆる農地を守るといいますか、農地の利活用の前段階は行政でいろいろと仕組みを考えながらやっていて、作付が始まると再生協議会という、ステップが分かれているというところを、まず1点申し上げます。

それから、今ご質問の農地の買い手がまだついていない農地をどうするかというのは、まさしく飯館村として非常に大きな問題なので、今水田農業をメインでやっていて、大規模の集積をどんどん進めています。これは全国的にも、あるいは浜通り、被災地の中でも相当な部分を村としてはやっていると思いますが、今年度末までに900ヘクタールの農地集積ができるですから、これは非常に大きいわけです。ただ、そこから漏れてしまっている農地も相当数ありますから、要は、じゃあそこで水稻以外の作付、畑地も

ありますので、どういう品目が収益化ができるいいのかということを、実は産業振興課にもプロジェクトとして、あるいは農協さんにもいろいろご相談しながら、どういう品目がいいのかということを今いろいろ試しているといいますか、探っている状況です。

一つ、新年度の令和7年度の事業ですが、綿ですか、綿花というものを、これは取引先がいるものですから、そういうものをやってたり、あるいは前から11区の皆様には菜種を作っていただいて、そういう穀類をやっていただいたら、あるいは前田行政区さん中心としながらソバの作付ということで、比較的大型の機械で大規模にできる農業というものを探りながら、片や小さくてもできるような、収益ができるような農業もということで探しておりますので、私集落に行くたびに、あるいは行政区長会、あるいは行政区ヒアリングに行くたびに、農業のプロは農家の皆さん、行政区の皆さんなので、役場でもいろいろ考えるけれども、ぜひ皆様からもアイデアを出していただきたいと。こういう品目だったらできるんじやないか、こういうのをやるんだったら俺も手伝おうかな、そんなお言葉をいただけすると、村としても非常に動きやすいので、村に全てを任せるというよりは、ぜひアイデアを出していただきたいというお願いも申し上げておりますので、そんなことで村民の皆様と一緒にあって、土地活用、土地利用、土地の価値を上げていく取組をさらに進めていきたいと考えております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　名前が変更されて、農業再生ということになっているので、今現在で畠地はどのぐらい、牧草地どのぐらい、水田どのぐらい、集積されたものがどのぐらい、放棄地としてはどのぐらいという実態はつかんでいらっしゃると思いますけれども、それが令和6年度の中ではどのぐらい変化されて、今後の形として今村長が言う綿の花とかソバとか菜種とか、いろいろ苦労されて、農協なんかでも相談されているんでしょうけれども、この全体像をどういうつかんでいらっしゃるのか、まず聞いておきます。

村長（杉岡　誠君）　ちょっと細かい数字は、後ほど課長に調べてもらってご報告をしたいと思いますが、水田の面積は大体1,200ヘクタールあるかと思います。そのうち基盤整備水田が900ヘクタールぐらいあるかと思いますが、ほぼその基盤整備水田の面積と同じ面積を、令和7年度末までに集積が終わると。逆に言うと、残りの300ヘクタールぐらいについては、まだ集積化はされていない状況になるかと思います。それ以外に、採草地を含めて畠地と呼ばれるもの、畠地・採草地が多分1,200ヘクタールから1,500ヘクタールぐらいあるんじゃないかなと思いますが、こちらは畜産、特に和牛の繁殖をやっている農家さんがメインとなって草地利用をしていただいているところが、営農再開として面積としては相当あるかなと。

それから、菜種については、ほとんど水田でやっているかと思いますが、一部畠地でもやっていると思いますけれども、畠作で面積的に多いのは、多分ソバだと思います。前田行政区さんだけで20ヘクタールぐらいあるかと思いますが、村全体でたしか最大で80ヘクタールぐらいになっていたかと思いますので、ソバの面積が相当多いということです。ただ、畠地1,200ヘクタールぐらいのうちの中のせいぜい100ヘクタールぐらいの利用となるかと思いますので、そうするとまだまだ1,000ヘクタールの畠地があるということ

とですので、そちらの作付についていろいろと考えているというところです。

バイオマス燃料といいますか、バイオマス資源として作付するものもあるやなしやということで探ってはいますが、いかんせん補助金目当てでやるような農業では、基本的には回っていかないので、採算性が取れる、ちゃんと販売物として買ってくれるところがいる、しっかり大きく買いますよというところがいるようなものを探って、経営ができるような、そういうものを探っているという状況になります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今、村長大分努力されて、結果的にも。これ、原発事故が起きてからずっと言っているんですけども、事業をやったりなんだりしない限りは、除染で壊した暗渠は、加害者が直す気がないと。何が事業再開したり、何かやろうとすれば、暗渠も事業に入ってくるけれども、それ以外の畠地やら使わない水田については、暗渠は地下にあるものですから、器物破損したまま国は一向に予算をつけようともしない。村長もそれを要求しようともしないというのが、この15年の流れです。普通、農家なり我々国民のものを器物破損で壊せば、弁償するというのは当たり前の話ですけれども、ですから、なかなか暗渠までしなくちや再開できない農地を持っている方は、とても大変なんですよ、そこまで考えていくにも。ですから、いろいろな面で、やっぱり壊したものは直して返すというのが常識だと、ぜひ国に申し上げていただきたい。地下にあるから、見えないから、再開しないんだから、壊した暗渠は直すことないという理屈は、私は通らないというのが世の中ではないかと思っていますので、ぜひそのことを含めて、この農業再生、土地の再生に向けてやっていただきたい。

次に、52ページにおける森林環境譲与税のことについて、内容と実績を伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 森林環境譲与税についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、追加資料の37ページに、事業の成果といたしまして一覧を載せてございます。

こちらの事業の中身でございますが、基本的には林業に関する専門的な知識を職員があまり持っていないということで、そういう林政に係る部分のアドバイザーの部分をいただくということでの委託契約になっているところでございます。一応その事業の中では、まず森林の經營管理制度に関する内容となっており、さらには2つ目として森林環境譲与税を活用した事業に関する事、3つ目には森林整備の事業の実施についてのアドバイスをいただく。さらには、4つ目として治山林道事業の実施に関するいろいろな検討をいただいているところでございます。5つ目には、伐採届だったり小規模の林地開発等の様々な届出がありまして、その内容についてのアドバイスをいただいているような事業となってございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 6番目まであって、ずっと全部読みますと、かなりいろいろなことをやられているということですけれども、実際75%を占める飯館村の森林が、緑豊かな飯館村の森林が大変な状況でありますけれども、この事業の成果をずっと続けていけば、どのぐらいの豊かな元のような、自由にできるような自然界というか、自然の森林環境に

なるんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） その森林の豊かさというもの、村民の魂そのものですし、私たちが大事にしてきているものだと思いますが、その豊かさというその言葉の中には相当なものが含まれているんだろうと思うところです。山菜やキノコ、そういったものが取れるということだけでなく、森林浴であったり、森林を目にすることによる、何というんでしょうかね、心の豊かさを育てていく、あるいは安堵を得るという部分も含めて豊かさだと思いますので、それら一つ一つの指標を行政が全て持っているわけではありませんので、どれぐらいかと言われると非常に厳しいところがあるかと思います。

ただ、森林施業という中で、農地と同じで、未除染地も含めてちゃんと線量管理をしながら、線量調査をしながら、手をつけられるところは手をつけていくと。震災当初に放射性物質の暴露を受けて、表面が汚染されたという認識、あるいはそういう頭で私たちは止まっている部分がありますが、そういった木材の中で伐期が来ているもの、そういったものをしっかりと間伐をしたり、あるいは広葉樹林帯に戻していくために全伐ということもやっておりますが、そういったことを進めることで、山が新しい木々をまた育っていく場所になっていくというのは非常に大きな部分だと思います。以前は、切った木については、切捨て間伐ということで現場に置くしかなかったものが、飯館みらい発電所が稼働することによって、そういった放射性物質がついたものについても、二重バグフィルター方式で決して放射性物質を外に出さない形での燃焼材として使いながら、発電事業として有価物として買ってもらえるということになりましたので、森林をお持ちの方々、山林をお持ちの方々には、幾ばくかのお金がちゃんと下りるような仕組みにも今なってきているところです。

山を手つかずでそのまま置けば、放射性物質の半減期を待つのみとなりますが、やはり上にある木々そのものについては、適正な除間伐、全伐を進めることによって、しっかりと次の世代にとって使える木々になっていく。あるいは、木材として使えるかどうかは別としても、CO<sub>2</sub>を減らしていく森林の吸収減として非常に大事なものとして育っていくと考えておりますので、まずそういったベースになるものをやりながら、その先に村民の皆様それが求める、あるいは今まで大事にしてきた豊かさというものが、次のステップとしてどうしたらしいのかということをまた一緒にになって考えながら前に進んでいくことだと思うところです。全てについて答えがあるわけではなくて、私たちが自らの努力で、村民の皆様と一緒に前に歩むことによって見いだしていくものがたくさんあるだろうと思うところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長が言うように、そう簡単なものではないので、それは分かります。

山の、既に放射性物質もどのくらいの深さに吸着しているかというのも、場所や地質によって全然違ってくるので、非常に大変な状況だなと思います。それは、加害者の国は完全に放棄して、やろうともしないわけですから、そういう流れの中ですから、ただ困っているのは、村民である森林の地権者の人は、どうするんだと、バイオマスやるからといって、あれを彼ら3町歩とか5町歩任せたら全部やっていただいて、自分らは山

の再生で新しいものが生まれ育っていくのを見られるのかと。そのための費用は、どのぐらい私たちが負担したり、私たちにどのぐらい入るんだかがさっぱり見えませんけれども、どうなっているんでしょうかとよく聞かれますけれども、その辺はどの森林お持ちの村民の方に、どのぐらいの数字や、具体的な申請方法なり含めて周知されているのか伺つておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） ちょっと今、数字的なものを手持ちございませんので、後ほど時間をいただいて回答いたします。

村長（杉岡 誠君） 森林材、木材がどれぐらいのお金に変わるのがという、ちょっと周知については、多分それほど全村民に対してしているわけではないと思います。当初、ふくしま森林再生事業で、二枚橋地区とか佐須地区から始まったときには、国費で村がやりますので、要は地権者さんからは一切お金をいただかずに森林施業というのを進めさせていただいております。その流れは今も変わりませんで、個人から負担金をいただくような形ではやっていないということで、村側が国費とかを使いながら、施業を委託といいますか、そういう事業者さんに委託をしてやらせていただいております。

その後、飯館みらい発電所が稼働することによって、森林材を有価物として買いますということになりましたので、その収益分を、当然地権者さんに、経費を差し引いて事業者さんから還元をするというような話を聞いておりますので、ちょっとその辺の数字についてはまた調べさせていただきたいと思いますが、前はただで山を切らせてくださいと、管理できていないところを切らせてくださいと。でも、今は有価物として切らせてくださいという、こちら側からお願いをさせていただいて、昨日のご質問にもありましたが、同意取得ですね、同意をいただいたところを切らせていただいて、そしてお金として幾ばくか還元させていただくというのが、今の流れになっているかと思います。

ちょっと周知ということに関しては、今ここでお話ししたようなことを、じゃあ全村民皆さん知っているかというと、そうではないと思いますので、次のステップとして、そういう動きがやっと今サイクルが回ってきましたので、周知をするタイミングなども検討していきたいなど考えるところであります。

以上であります。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど八郎委員からありました、村内における営農再開の面積ということでございますが、令和6年度実績ベースで申し上げますと、田んぼであれば約520ヘクタールの営農再開をしてございます。そのうち397ヘクタールが農地集積のほうに交ざっているというふうな部分でございます。畑につきましては、約180ヘクタールの営農再開をしていると。うち、農地集積の部分では、約120ヘクタールの集積となってございます。牧草地につきましては、約70ヘクタールの営農再開を実施しております、うち50ヘクタールが集積されている農地となっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 後で資料ください。

森林の再生が、やっぱり全面積の75%、もちろん国有林も多いんですけども、国は国有林をどういうふうに再生させようとしているのか、村にはお知らせあるんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 国有林の今後の再生の部分でございますが、国有林につきましても、森林整備をやるというふうな形で、国からも説明がありました。先日でございますが、帰還困難区域の中でも今後は整備を進めていきたいというふうな説明を受けているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 私ども飯館村で、帰還困難区域と19行政区を私たちが決めたわけじゃないんです。加害者たちが勝手に決めて、今度事業やるときに、そういう区分けをしてやってくるというのはおかしいと私は思いますけれども、例えば医療一つ取っても、帰還困難区域がこれから10年間無料でしょう。私どもは来年か再来年有料化になるんでしょう。同じ被害を受けた村民が、区域が、国が、加害者が指定したもので、全て上で決めてくるということ自体、私は公平公正じゃないと基本的に思っていますので、今の森林再生もそうですけれども、村長その辺ね、長泥がどうなればいいというだけじゃなくて、村全体がきちんと一緒に歩めるような形にするのが、震災前の復興や再生につながる基本でしょう。そこはきちんと相談すると、家は家で置いても、今度家の付随のものを、国の言われたときに壊さなかったものをどうするかというのと、あとはその山、裏山なり含めてどうするかというので、悩んでいる方が相当いるんです。家庭内でもめごとにになっている人もいるんです。そこはやっぱり村がちゃんと、國の方針はこうだ、村の方針はこうだと具体的に示していかないと、悩んだままいればいいんだというやり方は、私は行政としては間違っていると思います。なぜなら、村民のために働いているのが行政職員ですから、そういう意味では、そこはきちんと周知して、納得いく見通しのつけるものに村民にしていくような努力をしていただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） まさしく、村の将来の布石という部分、村という言葉の中には村民の皆様の生活は全て入っておりますが、そういったところが見通しがつくようにというお話、まさしく適正といいますか、非常に大事なご指摘かなと思います。そういったものを含めて、今第7次総合振興計画の議論を進めておりますが、なお分かりやすいようにということをご指摘いただきましたので、いろいろと工夫をしたいなと思います。

あと、私個人的に思いますが、実は世の中の経済動向、社会動向というものが、むしろその村の動きの後からついてきているんだと思っているところがあります。例えば、営農再開についても、避難指示解除する前年度あたりには、まだフレコンがあるような田んぼがたくさんある中で、営農再開いかなるものやと、どうなんだというご議論もあったかなと記憶をしておりますが、これから先、私自身担当職員として、世界的には人口がどんどん増えていくと、日本は人口減少というような傾向があのときはありました、人口が増えていく中で、自分たちが食べるものを自分たちで作るという、そういう村民がもともと持っているそのマインドを大事にしながら、意欲を大事にしながら前に進むことが、絶対に、国益という言い方がいいかどうか分かりませんが、村民益につながるし、それが国益にもつながるだろうなというような、そういう思いで営農再開、非常に一生懸命やってきましたが、今去年、今年等々、水稻の米の値段があれだけ上がったと、それだけ必要だという認識が全国的にも広まっているということは、去年からもしこの

動きをしていても間に合わないんですね。この14年間、15年間必死にやってきたことに、経済動向がむしろつながってきたなと思いますし、森林に関しても、実は未除染地の森林に手をつけましょうという事業は国県がつくってくれましたが、それを積極的にやっている自治体というのは非常に少なかった中で、飯館村は手を擧げるぞと、やりますよということで動いてきた結果、実は国有林も、国の面積が大きいですから、国営林、私たちが民有林ばかり手をつけるんじゃなくて、国有林どうするんだという話を、常々福島県町村会も通じながら要請してきた結果、今年から国有林の動きがかなり変わってくると、来年に向かっていろんな方針をというような動きになっていますので、ある意味事業は国がつくったり、県がある方針をつくったりしますが、実動としてまずそれを使って動く人間がいないと、大きないろんなうねりはできませんので、その先駆を村はやっけてきているなと思います。先駆者として歩いているからこそ、まだ先行きを村民の方に全て示してくることができなかつたという部分がありますので、むしろ今非常にいいタイミングでありますので、先行きについて皆様と議論をしたり、お示しをすることをしっかり検討していきたいなと考えるところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） せっかく7次総に10年間示すものをつくっているので、今村長が言われた社会動向の先を村が実行というか、されていることを提案をしながら、本来の加害者の立場というのはきちんと理解させないと、何かもう15年たった、16年たった、18年たった、もう終わりなんだという流れですから、国は参議院選であれだけ公約並べたのに、その後全然何もやらないで、何か組織の代表決め方一生懸命やっているようですけれども、それはそれで、私ども村議会が関係することじゃないのであれですけれども、いずれにしろ今村長が言われたことは非常に大事だし、もうやれることでやって模範を示すというか、こうやらないと村は、緑豊かな元のような、元とそっくりはいかないですけれども、今植林するのであっても品目変わっているでしょうからね。元は杉を植えればいい、その後ヒバを植えればいいみたいな時代だったけれども、今は杉だって花粉の出ない杉を植えましょうという時代ですから、いろいろ変わってはいるんでしょうねけれども、そこはやっぱり実践しながら進め、ないものは国、加害者に、こういうことが必要、きちんとしなければ、復興再生なんかできないんだということを申し上げていただきたいと思いますし、村民の不安解消を十分、今示せるものは今示して、それぞれの家族がもめることなく不安を解消できるように周知を願いたい。

次、88ページにおけるパークゴルフ管理業務委託料、これ内容と問題点、課題あれば伺います。

生涯学習課長（山田敬行君） パークゴルフ場のご質問であります。

まず、佐藤八郎委員から追加資料の要求がありましたので、まず説明をします。追加資料の42ページ、こちらのパークゴルフ場の管理運営に係る委託料の内訳ということで、業者名等書いてあります。この一番係る部分が、この施設環境整備業務、いわゆるパークゴルフ場の中のグリーン、フェアウエー、ラフの部分の管理と、その周辺ののり面、斜面の草刈りということで、こちらが一番、656万円ほどかかっております。その他、施

設警備、浄化槽保守点検、それからスプリンクラー等保守点検、それから井戸点検ということで、こちらの井戸点検というのは、パークゴルフ場、芝管理に当たって水を多く使うという中で、井戸を設置してスプリンクラーの受水槽につなげながら、井戸水を優先して水道料を削減するという中で、設立当時から行っているものであります。こちらが委託料の概要であります。

今ご質問にありましたとおり、まず課題につきましては、一定の村民の利用、昨年度は88ページにありますとおり4,200人ほどということで、前年度よりも1割ほど増えておりまして、多くの村民の交流なり健康増進につながっているというところであります。その中で、利用者も7割近くが村民であります、村外からも3割ほど来ております。そういう中で、今後も維持費等が、昨年度は日除け設置工事を除きますと1,000万円ほど毎年かかっている中で、使用料が約200万円ほどということでありまして、この辺をパークゴルフ協会と連携しながら、なるべく維持費を抑えながら事業をしてまいりたいと、交流、それから健康増進につなげていきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 管理運営事業委託ということで、全体委託なのか分割委託なのか、それぞれ業者いろいろ入っているようですがれども。

生涯学習課長（山田敬行君） 追加資料の42ページの施設環境整備につきましては、いわゆる一番大きな部分がグリーン、フェアウエー、ラフの部分の管理で、それ以外が、行政区が出てきておりますが、場所を決めて、のり面それから斜面等、刈るところの場所を決めて分担しながら維持しているという中身であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） スプリンクラー、井戸点検、浄化槽、これ全部分割委託発注して、この額ですから、競争入札ではなくて、どういう流れでこの方々がやられて、施設管理整備は、これ大変な中やっていただいているというだけで、それほど利益が上がるような整備業務ではないと思いますけれども。

生涯学習課長（山田敬行君） こちらにつきましては、一番大きい554万8,000円ほどの施設環境整備につきましては、指名競争の入札の中で一番安い業者と契約しておりますが、それ以外の施設警備、浄化槽保守点検等につきましては、随意契約で契約しながら業務を行っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうすると、大藤造園の入札したものを、前田、大久保、愛樹園でいただいているという流れなんですか。

生涯学習課長（山田敬行君） 基本的に、この金額が書いてある施設環境整備につきましては、それぞれの契約ということでありまして、前田・八和木、大久保・外内につきましては、単価契約の中でエリアを決めて、それぞれ契約の中で動いているという中身であります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 何でそんなことしたんですか。大藤造園で一括で全部やればいいんじゃないですか。なぜ20行政区の中の2つの行政区だけここに入って、何か、何の金額ある

んですか、強い力が働いたんですか。

生涯学習課長（山田敬行君） このパークゴルフ場の設立に当たっては、村民からの要望、それからパークゴルフ協会を立ち上げて動くという中で、なるべく維持経費を抑えていく中で、できる部分は地元行政区なり、パークゴルフ協会の役員の中で、機械を持っている、そういう中で、のり面等の草を刈るといった中で動いてきたという中身でありまして、一括契約という考え方もありますが、そういう経緯で、なるべく維持費を抑えて、地元の行政区なりで施設を管理してきたという経緯であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 入札ではないけれども、経費節約で契約単価があるので、その単価に見合ったものをお願いしていると。大変な努力ですよね。いや、やっていただけるならありがたいんですけども、それにしてもどうなのか、ちょっといつまでできるのか分かりませんけれども、大変なご苦労だなと思います。

あとは、普通の、関わっている、この場所に雇用されている賃金というのはどのような、どこと、飯館職員との兼ね合いで決めているのか分かりませんけれども、どのような体系になっているんでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） パークゴルフ協会の維持管理ということでありまして、資料ナンバー11の88ページの一番下、負担金、補助及び交付金ということで、維持管理補助金276万9,000円、こちらがパークゴルフ協会に対して、施設の受付、管理、点検も含めた中で、協会の中で採用した、基本的には三、四人と聞いておりますけれども、ローテーションを組んで、そういう中で補助金を出して管理しているという中身であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 3人だから4人だから分かりませんけれども、例えば3人で割ると、年間として云々になりますけれども、それで十分、近隣のパークゴルフ運営に当たっている、雇用されている方々と同じような額になっているんでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） こちらパークゴルフ協会の中で、先ほど申しましたとおり、維持費を抑えていく中で、例えば天気の悪い日は人がいない。基本的な2人をつけるという考え方であります、今日は1人で午後から行くとか、そういう中でローテーションを組んで、なるべく配置を抑えた中で維持管理をしているというふうなことは聞いております。

委員長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。渡邊 計委員。

委員（渡邊 計君） ナンバー11の資料を中心にお伺いいたします。

まず、9ページ、2款1項5目の中の報酬、報償費ですが、これ仮設小学校、川俣に仮設小があったときの跡地だと思うのでありますが、普通草刈りなんかは大体委託とかそういうことでやっているんですが、ここが報償になっているのは、なぜ報償になっているのか、あとは人員何人ぐらいでやったのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 川俣の小学校跡地の部分での管理についてということで、実はこちら、もともとご協力いただいた地権者の方いらっしゃいました、近隣の方ですけれども、そちらの方々が、付近との関係もありますので、そちらで草刈りを実施していただいた

ということで、報償という形になってございます。

人員については、そちらの、元の地権者の方、近隣の方ということありますので、そこまでの把握はしておりませんでした。

委員（渡邊 計君） 人員、何人やったかも分からぬで金額を出すって。面積に応じてやつたとか、そういうなら分かりますが、人員が分からぬ、面積に応じたわけでもない、そこで金額を決めて出す。これはちょっと納得いかないわけありますが、全ての予算というのは、ある程度の人員や面積や、そういうものを基準にして決めているものだと私は思うのですが、今回こういう決算が出てきたので仕方ないんですが、来年度からはしっかりした内容で、同じ報償を出すのであれば、面積に応じたとか、そういうことでしっかりとやっていただきたいなど、そういう要望を出しておきます。

次に、13ページの2款1項6目中段あたりに工事請負費ということで、日本で最も美しい村連合看板設置工事ということで、説明資料、追加資料で頂いておりますが、追加資料の3ページ、ここに当初と設計というのは実際にやった工事の内容だと思うのですが、これ看板2つと、あとアルミ複合板、最初の2枚が1枚になっておりますが、これはどこに設置されてあるのかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料3ページであります。日本で最も美しい村連合看板の設置計画及び実績であります。ちょっと資料提出しましたが、若干修正をお願いできればと思いますが、設計の欄、アルミ複合板、枚数書いてありませんが、ここ2枚ということで、当初の予定と同じ2枚ということあります。追加訂正をお願いできればと思います。

まず、大きなサイン看板であります、これは両方県道12号線沿いを川俣から水境から上がってきての二枚橋地区に入ってすぐの直線のカーブ手前辺りに1基、それから、南相馬市から入ってきたトンネルを抜けて直線に入っての先のトンネルに入る手前のところということで、両方飯館村に入ってきたところに大きな看板を1基ずつ設置をしております。

また、アルミ複合板の小さいものであります、これについてはきこりと道の駅に1枚ずつ設置をしたというような状況でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 昨日ちょっと話を聞いた中では、このアルミ複合板は入り口のガラスに張りつけてあるものだということであります、ちょっと目立たないんですよね。やっぱり目立つ場所っていって、ああいうガラスに張りつけてあるのは、意外とイベントをいついつりますよとか、そういうのが結構張ってあるんですが、そこに同じく張つてあると、なかなか意外と、私も意外と気がつかないで行って、今場所を聞いたんですが、それから看板、最初はソーラーつきということだったのが、ソーラーなしになったということは、要は日中は見えるけれども夜間は見えないという認識でよろしいんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど委員からありましたように、やはり目立つべきだというような部分、それからしっかりPRできるような関係にしなければならないという

ことであります。飯舘村にお越しになる交流人口、なかなか夜間っていうのはほぼほぼないだろうというふうなことで、できればそれよりも日中大きく、当初計画よりもできるだけ大きな看板を設置したほうが、誘客というか皆さんに知っていただけるという部分もあって、ソーラーを取りやめて、その分大きな看板の設置ということにしてきたところございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 了解しました。あと、看板に関しては、後で総括でほかのことでもお伺いいたします。

次、15ページ、2款1項6目企画費の中の上から2つ目の7の報償費ですが、これも追加資料を頂いたのでありますが、この追加資料によりますと、有識者アドバイザー報償、これ金額70万円出て、実際には2万円しか使われていないと。これ延べ人数35人分を取ってあるんですが、福島大学教授1人1回と。それから策定委員、これも30万円取ってあって、実際使用されたのが4万5,000円。延べ人数60人分取ってあるわけですが、実際には9人。それから、専門部会の専門部会委員、これも150万円ほど取ってあって、それで43万円ということで、延べ人数300人に対して86人と。こういう資料が上がってきてているわけでありますけれども、これ当初予算からするとかなり低い。それで、例えばアドバイザー35人予定していたところ1人、策定委員も60人で9人、それから専門部会委員300人で86人、これで、この計画に対して目的は達成されているんですか。そこを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 第7次総合振興計画に係る一般報償費ですが、まず有識者アドバイザーにつきましてです。内訳として、当初5回開催、6部会ということで考えておりましたが、検討する中で、6部会ではなくて4部会で部会については動いたほうがいいというふうな内容になったところであります。また、有識者アドバイザーにつきましては、それぞれの部会に全て回数参加していただきたいということで、有識者、福島大学を中心とした部分ですが、お声がけを行ってきたところでありますけれども、なかなか参加が難しいというふうな回数が多くて、実際のところ1つの部会の1会議のみ参加していただくという機会があったということで、このような結果になってしまったということあります。ただ、それぞれの部会開催した内容、そういった部分については、隨時どういった内容だったのかという部分をお示ししながら、意見等をもらうようにということで進めてきたところであります。

それから、策定委員会、専門部会、それぞれ人数、基本的には予算で最大限このぐらいの人が関わるというのが考えられる、想定されるということで予算を取らせていただきましたが、その中で、やっぱり人数が多ければいいというものでもないし、それから村民もできるだけ多くということを考えおりましたが、やはり策定する中で、村の職員もしっかりと中に入って、一緒になって策定、検討しなければならないだろうということもありまして、職員も結構な人数、この策定委員なり専門部会、特に専門部会ですが、村民についても入っていただいておりますが、職員も結構な人数入った中での検討、一緒になって検討させていただいたということで、想定される報償費を払わなければなら

ない対象者が減ったということが大きな要因でございました。

回数的にも、しっかりと回数を行っておりますし、全部参加できるという村民も職員もないわけですが、その都度相談、検討するに値するぐらいの人数、7名とか8名、そういった部分は集まって検討をしっかりしてきたということで、検討の内容そのものについては問題なく進めることができたのかなと思っているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今課長から説明ありましたけれども、これ7次総合って、今後の飯舘村をどんどんよくしていこう、興していこうと、本当に大事な振興計画でありますよね。そのために、最初にこれだけの人数をかけてしっかりした策定書をつくりましょう、それがこれ35人で1人しかやっていない。課長から、今十分であったと。本当に十分でしょうか。普通の人は、35人のところ1人しか来てくれませんでしたと、35人分の枠で先生が何人になるか分からぬでありますけれども、35回分あるのに1回しかやらなかった。それで十分でありましたって、例えば村民に説明できますか、私だったら説明できません。策定委員にしてもそうです。それから、専門部会でも、これね、300人の意見を聞きたかった、ところが86人の意見しかない。それでこういう大事なもの策定に関して、十分であったと答えること自体が、私は非常に不満、不愉快であります。7次総合に関しては、一番トップは村長ですが、村長、この予算に対してこれだけしか動いていない、それで十分であったという今課長の意見ですが、村長はどのようにお考えですか。

村長（杉岡 誠君） こちらの予算、補正予算で計上させていただいたから、補正でも増させていただいたかなと思いますが、第7次総合振興計画については、6次総の最終年度、令和7年度の前の年、令和6年度から検討を始めて、また令和7年度も継続して検討させていただきますというご説明を当初からさせていただいておりますので、本来令和6年度中に十分いろんな協議を積み重ねたいという考え方の中で予算を計上しましたが、今課長申し上げたとおり、いろんな都合であったり、あるいは部会そのものの構成が変わったりということがありましたので、令和6年度決算としては執行率が下がっております、ご指摘のとおりです。ただ、その分令和7年度は、そういうことの反省を踏まえながら、今さらに部会等やっておりますので、令和6年度で完結したものではありませんので、令和7年度の中でしっかりと当初想定している部分については、またやり残したものがあるものについては今進めておりますので、そういう形でお見込みいただきたいと思うところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 委員会や策定委員や専門部会、これはある程度集まると思いますが、今後もこのアドバイザーからは聞くということはあるのかないのか、今そのところ村長触れなかつたので、そこのところもう一度お聞きします。

村長（杉岡 誠君） アドバイザーというものが、今大学からお二人お願いをしておりますが、いろいろ何かちょっと、個人の病気とかいろんなこともあったらしいので、当初想定したふうにはなっていない部分はありますが、あとアドバイスはしっかりいただこうと思っています。ただ、アドバイザーの方が回数を重ねることが、本当に村民の将来にとっ

て大事であればそのとおりやりますが、むしろ専門部会とか策定委員会で検討している中で、ここはどうなんだとかというところを的確にアドバイスいただいたり、あるいは先進地を見るに当たってのいろんなアドバイスをもらったりということが大事だと思いますので、一概に回数ではないんだろうと思います。なかなかこういう決算のときは、回数しか出さないものですから、非常に分かりづらいかもしませんが、そこは私たちが井の中のカワズにならないように、きちんと有識者の方々のご意見を適切に聞きながら今後進めていきたいと考えております。

以上であります。

委員（渡邊 計君） このアドバイザーに関して、一応今ここには福島大学教授ということではありますけれども、あくまで県内の福島大学の教授なのか、あるいは他県でも、こういう今までそういうことに関わってきた、そういう教授とかいれば、そういう他県の大学の教授や有識者、そういう方を呼んでお話を伺うということもあるのかないのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） アドバイザーの検討に当たって、県内あるいは他県のということで、いろいろ検討はしたところですが、やはり飯館村の一番分かっていらっしゃる福島大学の教授がいいのではないかということで、現在2名の方にいろいろご相談をさせていただきながら進めていきたいという経過になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 福島県にかかわらず、今こういう住民が少なくなっている地域というのは、日本全国どこでもあるわけです。ですから、そういうところでやっぱり活躍しているような人も、呼んで話を伺う必要もあるのかなと、別にこだわらなくてもいいのかなと私は思うわけでありますが、その辺今後の検討として、来年度予算にきっちりやっていただければと。

次、32ページ、4款1項4目の中のますが3つありますが、一番下のますの1番需用費の中、これ修繕費が6万9,300円ということで出ておりますが、これ恐らく、ちょっとこっちの7番で調べると公用車車検修繕費となっているわけですが、これほかの課も調べますと、ちゃんと公用車の車検修繕費となっているところもあるし、なっていないところもあるんですが、これ共通なものですから、今後きっちりと共通な書き方をしていただくとかしていただきたいんですが、課長に伺いますが、この修繕費というのは、あくまで本当に公用車の車検修繕費ということでおろしいんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 資料ナンバー11の、今の需用費、修繕料の内訳ということのご質問だと思います。

委員おただしのとおり、こちら資料の概要に記載、詳細の部分を入れるべきでありましたが、漏れていて申し訳ございませんでした。お話のとおり、公用車の車検時の修繕料となっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 執行部にお願いしたいんですが、こういう書類をつくるとき、共有してある部分は同じような言葉を使っていただければ、我々も理解しやすいのかなと思いま

すので、次年度からはその辺の検討をお願いいたします。

次に、33ページの6款1項9目、これの一番上で、いちばん館清掃業務を担う職員報償等ということ、報酬ですか、となっておりますけれども、これほかのところと比べましても、41ページをちょっと見ていただきたいんですが、41ページの3款2項1目、ここも報酬になっているんですが、ここはパートと書いてあるので、給料じゃないなど。ですが、こっちはパートも何とも書いていないので、これもパートという感覚なのか、その内容をお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 今委員からおただしの会計年度任用職員の給与、報酬の記載の部分等についてあります。

おただしのとおり、33ページ、6款1項9目のいちばん館清掃に伴う職員、こちらの会計年度任用職員、概要のところにパート職員と入れるべきでした。次回から入れるようにしていきたいと思います。なお、パート職員については給与ではなく、報酬で計上することとなっておりますので、その違いはございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 了解しました。

その次のページ、34ページ、3款1項1目、その中の報償、高齢者サービス調整チーム委員会報償となっておりますが、これ予算に対して決算額がゼロということなのであります、これなぜゼロになったのかお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 34ページの高齢者サービス調整チームの報酬、報償についてはゼロということは、どういった場、中身だったのかということですが、こちらの調整チームにつきましては、必要に応じて地域のニーズの問題提起であったり、老人ホームの入所判定、この老人ホームの入所というのは、特別養護老人ホームのような、飯館ホームのような施設入所のことではなくて、虐待等理由があった場合に、村として措置する案件、そういったものが発生した際に、委員の方にお集まりいただき判断いただく。こういった会議が、この年はなかったということでございますので、なかった場合は、概要のところに開催ゼロと記載していきたいと、このように考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 本当に、同じ福祉の中でも37ページなんかは該当者ゼロとか、そういうふうに書いてあるので、そうすると一々私たちも説明求めないで済むので、今後よろしくお願ひしたいと。

次、35ページ、3款1項1目の一一番下であります。サポートセンターの運営業務ということですが、このつながっぺの運営事業、これもここ数年ずっとお伺いしているんですが、利用者が年々増えているということで、大分前からあそこ手狭じゃないかということになって、そのために最初火曜日だか週に1回か2回を、どんどん日にち増やしているというわけでありますが、もうそろそろ飽和状態になってきているんじゃないかなと私は思うわけですが、それに対してこのつながっぺの、場所的にあそこでまだ十分なのか、間に合うのか、もういっぱいいっぱいで今後どうするのか、その方向性をちょっとお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 資料ナンバー11の35ページ、サポートセンターの件についてです。

現在のところ、月曜日から金曜日までということで、昼を挟みながら午前、午後ということで、運営の時間等も延ばしながら昼を挟み行っているという状況になっています。ニーズ等も当然ありますが、月曜から金曜に満遍なく行政区の方々に利用いただきたいということで、行政区割りを曜日によってさせていただきながら、調整して利用いただいているという状況になっております。

おただしのとおり、利用人数は年々増えているという状況にあります、極端に手狭という情報までは共有としてはなされておりません。今後、手狭でどうにもニーズをこなすことができない、そういう場合に検討が必要だとは思いますが、適切な場所というのが今現在確保できているわけではございませんので、引き続き今の意見も踏まえながら、内部で今後の部分も詰めていきたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 以前あそこが始まった頃、議会でもあそこを見に行って、その当時で週1回か2回だったんですね。最初始まった頃というのは、火曜日と金曜日だったか木曜日だったか。それがどんどん参加する人が増えてきて、もうこれは参加してくれると本当にありがたいことだと思っております。ただ、それによって、送迎のための車、そういうのも恐らく前よりは頻繁に走っていると。

それで、今ここがいっぱいになった場合に、適當な設備が、施設が今のところないということになりますが、この利用人数の増加を考えていくと、この先、今2025年が老人人口のピークと言われているわけでありますけれども、皆さん長生きしていただいて、こういうところを使っていただいて、健康増進、あるいは維持していただけるならば、この設備で、施設で足りなくなったりの場合のことも今後考えていかなければいけないのではないかと思うわけですが、この設備、あと何年くらいこのままいけるのか。もし必要であるならば、今後どういう方向性を持っていくのか、村長にお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） まず、私のほうでちょっとお答えさせていただいて、補足あれば村長からということにさせていただきたいと思います。

今現在利用しておりますいいたてクリニックの一部を使って、サポートセンターつながっぺを運営しております。こちらについては、もともと村の中にはあったデイサービス、あとは今利用いただいているクリニックの中の一部というのは、デイケアということで医療を目的とした通所のサービス、デイサービスと似たようなものなんですけれども、そちらは指定管理の秀公会で担っていたところです。その部分というのを、デイサービスとデイケアの部分は、今々様々な理由から運営することが調整としては難しいという状況の中で、サポートセンターつながっぺということで、高齢者の集いの場ということで運営しているのが現状となっております。

いつまで運営できるかということの部分は、当然財源的な部分も関わってくることではありますが、財源の部分は別途、この間説明していますとおり、国等に要望を継続しているところでありますし、併せて介護等に従事いただくような職員の増を図りながら、

デイサービス等の会社等の検討というのは、この間も質問の中でお答えさせていただいておりますが、継続して協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 担当課長申し上げましたが、施設としてこの年間今3,364人サロン利用ということなので、年間50週程度でやると、1週当たり60人ぐらい、週5日間だとすると1日十数人ということなので、それほど混雑している状況ではないかなと思いますが、おっしゃるとおり、今後例えば倍、3倍ということを想定するとなれば、多分委員自身もお思いだと思いますが、今未利用といいますか利用ができていない、そういう施設もあったり、あるいは補助事業の関係で造っていますので、いろんなことには使えない施設もありますけれども、そういったところも含めて活用の検討の余地はあるかなと思います。

ただ、社会福祉協議会さんに委託をして、やっと慣れてきた場所、あるいは使い勝手がいい場所ということで、あるいは社協さんの送迎以外にも、各ご家庭で送迎なさっている方もいらっしゃると思いますので、そういったことを総合的に考えながらやっていかなければならぬだろうと思いますので、今後の利用人数の増加という傾向をしっかりと見ながら、もし何らかの変更を加えるということであれば、十分な周知期間といふいいますか、そういったことを設けながら考えていきたいなと思うところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 以前、議員なんかでも見に行ったときに、あの頃本当に週に1日か2日で、もう手狭とかいっぱいだということだったんですが、今は週5日間やっているということで分散できていると。今課長から、デイサービスの一環として始めたことというか、デイサービスのあれでやっているのであれば、補助事業で造って縛りがあるか分らないんですが、あのときも我々議員は行ってみて話が出たのが、特別養護老人ホーム、あそこの1階、今事務所以外何にも使っていないわけですね。ああいうところを利用できないかと、あの当時伺ったときは、ちょっと使えないんだということでありますけれども、あれから大分年たちますし、こういう特別養護老人ホームとか補助事業でやつたんでしようけれども、デイサービスの一環であるといえば、前はデイサービスはあそこを中心に動いていたわけなので、そういうところからいけば利用可能なのかなと私は思うんですが、それは何か障害あるんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） いいたて福祉社会の一部ということの利用についてと伺いましたが、こちらについては委員おただしのとおり、補助金を国費導入して整備したところとなっております。こちら確認をしておりまして、別途の用途変更の利用になっている、デイサービスを純然に再開する以外で利用する場合は、用途変更ということで財産処分が必要になるということで、財産処分は補助金の返還等の整理でよろしいかと思うんですが、補助金で整備した面積全体を処分しなくてはいけないという状況もございまして、そうすると相当の面積数になってしまいますので、今現在のいいたてクリニックの施設を運営しながらこの事業を展開するというのは、経費の面、村の財政面ではいいのかなと判断しているところです。

以上です。

委員（渡邊 計君） 分かりました。補助事業でやることは、いろんなことできるんだけれども、後々の縛りがきついと。ただ、一つだけ伺いたいんですが、結局やっぱり補助事業ということで、今の学習センター、あそこ和室とかいろいろ調理場とかがあるわけで、あそこもやっぱり補助事業でこういう事業に使えないのかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） それぞれの施設、かなり国の様々な事業を使わせていただいているので、ちょっとこの場でそれが使えるかどうかということについて、一概にちょっとお答えできないかなと思いますが、今やっている形、今やっている名称をそのままでやるというのは、なかなか厳しいところがあるのではないかと予測はされますが、生涯学習事業として、昨日ご答弁申し上げたように、いろんな団体の方が使っていただいているので、そういう自主的な動きの中に持っていくのであれば、それは施設利用はできるんじゃないかなと思います。ただ、自主的な活動ができるのであれば、国費でも負担する必要ないよねという話になってしまって、きっと国費を獲得しながら村民のニーズに対応していくか、あるいは施設利用の場所を優先しながら、そういう費用負担については個人負担も出てきますよというような形にするのかというのは、かなり慎重な議論、検討が必要だなと思います。

ご高齢の方々、あるいは健康を維持したいという方々にとって必要なのは、できればそういう負担が少ない中で、皆さんと和気あいあいとできるものが好ましいんだろうなと思いますので、全く自己負担なしというのは、将来的にずっと保障できるものではないかもしれません、できるだけそういう環境を国とも協議しながら、構築できるものはしっかり構築して、継続できるものは継続していきたいなと思いますので、施設利用はそういうことで、あまり施設をほかで使うことを前提に考えるのではなくて、使えるところがあれば使うことも検討したいと思いますが、なお担当課でもしっかり検討させたいと思うところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 次、49ページ、鳥獣被害防止対策工事、昨日村長からニホンザルに関して、むやみやたらに捕れるものではないという説明ありがとうございましたが、実際780頭ぐらい、今現在調査の上、飯館にいるという中で、昨日村長が言った、数の制限があるということだったんですが、前年度この予算、決算書に載っている令和6年度に関してと、あと令和7年度に関して、捕獲できる数字というのは決まっていると思うんですが、その数字というのはどのくらいになっていますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今いわゆる鳥獣の保護管理計画というのが村であります、そちらに基づいて駆除会とかも動いております。ニホンザルですが、一応今年度の分については200頭ということで計画では明示しております。

委員（渡邊 計君） 前年は135頭捕獲したんですが、前年は何頭まで捕獲できるという数字だったんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ここ何年かは、ずっと200頭ということで、1年間それが上限ということで定まっていたと記憶しております。

委員（渡邊 計君） 今、何年間かはずっと200頭であるということですが、今現在、調査の結果780頭いると。例えば5年前だとした場合に、その頃はそういう、現在村に何頭の猿がいるかということが、やっぱり調査した上で200頭だったのか、その当時は何頭ぐらいが生息していたのか、そういう調査を行った上で200頭、そして現在も780頭生息している中での200頭なのか、そこのちょっと説明求めます。

村長（杉岡 誠君） 震災前に頭数調査はしていたかなと思います。その基数を基に、鳥獣保護の観点から、年間の捕獲頭数200頭ぐらい妥当だろうということで、県と協議をしてやっているかなと思いますが、なお、おっしゃるとおり、適正な今の村の中の猿の頭数というものをしっかりと把握した上で計画を出しなさいという指導を、県からずっといただいているという部分もありますので、今村内の群れの数とか、群れの数から類推できる猿の頭数というもの、あるいは年間の繁殖数なんかも推計すると思いますが、そういったものを根拠資料として今しっかりとつくろうとしているという部分だと思います。200頭というのは、村の中に被害があると、野菜等を含めて被害があるということを、実はかなり県に証拠とか出しながら、写真とか出しながら認めていただいている部分がありまして、昨日200頭をもしオーバーしたときには計画変更はできますという話を言いましたが、それも決して簡単ではありません。何で当初考えていたよりも多く捕獲するんですかというのを、しっかりと論理立てないといけないということで、いわゆる捕獲鳥獣ではないと、保護鳥獣だという観点が根本的にはある中で、私たちは被害があるからこの頭数を捕らせてくださいということで認めさせていただいている。その根拠としては、村の中にこれぐらいの頭数がいるのでということを、今生懸命調査しながら固めているところだというところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 猿にしても以前よりは多くなってきているのかなと。であるならば、毎年同じじゃなくて、やっぱりその辺しっかり検討して、780頭で200頭というのは、私は少ないかなと。ただ、これ今捕獲の話が出ておりますけれども、先日課長のところに行った住民の方が、こういうことできないかということで課長のところにお願いに行つたこともあるんですが、AI技術が物すごく発達してきたということで、センサーを立てて、そのセンサーに猿の反応があった場合、今ドローン、AIで自動追跡とかいろいろできるわけでありまして、そういうドローンで、捕獲までいかなくても追い払うことはできないかと、そういうシステムできないかと住民から意見があったので、面白いなと思って私も課長のところに行ってお伺いを立てたわけでありますけれども、今後そういうAI技術を利用してドローンで追い払うとか、そういう技術が猿にかかわらずイノシシとかそういうものに利用できたら、私便利かなと思うわけでありますが、これは来年度以降の予算に反映していただければありがたいなと思うわけで、それは意見として述べさせていただいておくだけで、返答は結構であります。返答もらうと後大変だからね。

それと、次でありますけれども、51ページの6款2項1目、森林環境交付金事業の中に、1番と2番あって、1番の森林景観整備業務というのは、以前から大火山のツツジとか、それを見るための草刈りとか、そういうことは土の手入れを含めてやっていたわけであ

りますけれども、この2番に関して、野手上山遊歩道整備、これ私小宮ですので、以前は小宮の住民が、秋祭りとかそういうもの全て任されてやっていたわけでありますけれども、この遊歩道と、要は登山道、これ私別個と認識しているわけですよ。ダムのほうから上がっていく、真っすぐ山に上がっていくのが登山道で、それでダムの下のほうからぐるっと回って野手上山の頂上の裏に出る、要はミズナラの木のあるところを歩くのが遊歩道であると、私はそう理解していたわけでありますけれども、村としては、これは全て遊歩道というとらえ方なのかどうか、そこをまず確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 野手上山遊歩道の整備の部分でございますが、こちらの遊歩道としましては、神社のあるほう、鳥居があるほうからの登山道というか遊歩道、頂上まで登っていく道を指しております、その部分に係る整備でございます。

委員（渡邊 計君） あそこで実際仕事している人を私知つていて、去年がどういう仕事をしたかも全て伺っております。今課長からは、ダムの下の神社あるところから野手上山に上がるところを遊歩道として整備しました。違います。ミズナラのあるところを歩いた遊歩道、そこのナラ枯れによる倒木、これを片づけたのが去年の事業であります。そして去年も、地域からというか村側から行政区に話があつたのが、登山道のほうの階段、それが木が腐って階段になつてない、それから手すりのロープも切れている、それを行政区で直せないかと。ところが、行政区としては、あそこまで材料を運ぶのが大変だと、それはできませんと断っているはずであります。ですから、遊歩道と登山道、これしっかりと分けしないと、ごちゃごちゃになっておりますので、幸いここに前任の課長さんいますので、もしよろしければお伺いしたいんですが、この事業というのを恐らくナラ枯れの倒木の片づけたものだと思うんですが、確認したいんですが村長よろしいでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 森林環境整備事業で行います野手上の遊歩道整備でありますけれども、今委員おただしのように、地元の方、通常3名程度で当たつていただきますけれども、それによってミズナラの倒木であるとか遊歩道の整備をしていただいたことに対しての事業ということであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） だから、これは遊歩道と登山道をちょっと分けてもらわないと事業が違ってくるので、それを今後しっかりと分けてやっていただければありがたいなと思うわけで、あとこの野手上山の遊歩道、これ委託受けておりますけれども、お話を聞きますと、今まで委託されていた方が、大分年を取ったので俺ももうできないわということになつてるので、次年度以降きちんと委託できる人、前から委託している人ができるかどうか、できなかつたら早めに見つけないと、今現在戻っている人たちとか、もう本当に年寄りたちで、俺たちもあと何年できるか分からないと、実際作業した人たちが言つてゐるわけでありますので、その辺のところを検討よろしくお願ひしたいなと思います。

あと少しだけお時間いただき、総括的なことでお話ししていきたいと思うんですが、資料にも、7ページの消防のサイレン、小宮のサイレンの修繕をしたということでありますけれども、村全体のサイレンを確認しているわけじゃありませんけれども、帰ると

き臼石なり二枚橋を通ると、サイレンというか、恐らく昔から朝5時、お昼11時半、夕方5時に鳴っていたと思うんですが、20分ぐらいずつこけてサイレンなっているんですよ。もう火事かと思ってびっくりするわけですけれども、たまたま窓開けて運転していると聞こえるので、サイレン恐らく時刻はみんな統一だと思うんですが、行政ごと違うんですか、統一なんですか、そこをまず伺います。

総務課長（村山宏行君）　かつて消防、それから霜、あるいは災害、そういったときの警報ということで、一斉にサイレン鳴らすということで活用しておりました。ですが、もともとサイレン自体は、そういった緊急時に鳴ることを確認するために、毎日いわゆる確認ということで、朝であったりお昼であったり、鳴らしていたという経過がございます。ただ現在は、今防災、特に消防関係でのサイレン吹き鳴らしというのは行っておりません。

各行政区で流れているサイレンなり、それから音楽、これは各行政区で設置をしているオルゴールであったり、そういう部分での活用という形になっているかと認識しております。（「時間が統一されているのか、していないのか聞いています」の声あり）

総務課長（村山宏行君）　時間につきましても、各行政区まちまちでございます。朝仕事の関係で流すところもあれば、お昼12時ちょうどに流すところ、それから11時半に流すところ、それぞれ各行政区であると認識しています。

委員（渡邊　計君）　私も臼石に同級生もありますし、あと二枚橋の人も確認しているんですが、返ってきた答えは、本来であれば11時半、5時に鳴るんだけれども、タイマーが狂っているのかどうか、最近ずっと狂いっ放しだと、そういうことで笑っているんですね。ということになると、今の総務課長の答えは全然違ってくるんですよ。住民からは、タイマーが狂っていると。であるならば、これ行政区と確認して、このサイレン鳴らしているのであれば、この時間ずっこけている、これをタイマー、時計が悪いのか、恐らく時計とタイマーがずっこけて、20分、30分ずっこけて鳴っているんだと思いますが、その辺はきっちり確認して、我々とか村民、大抵の人は、昔から朝5時、お昼の11時半、夕方5時という感覚でいるものですから、20分、30分違うと、おっ火事かなと思ったりするので、そのところ再調査はぜひやっていただきたいなど。これは要望として上げておきます。

村長（杉岡　誠君）　ご提言をしていただきましたが、今総務課長申し上げたとおり、村の管理物であれば、村でそのタイマー設定とか確認をさせていただきますが、ちょっと行政系の持ち物だった場合には、区長会とかを通じてそういう話もありましたとお伝えすることはできますが、ちょっと強制力までは村としてはどうかなという部分がありますので、ちょっとその辺はやり方を考えたいと思います。

あと、実は移住者の方からは、何で11時半にあんなでかい音が鳴るんだということで、私怒られたことがあって、いや、それは昔からの部分だから、慣れてくださいと言ったらば、いや、お昼は12時でしょうと、11時半びっくりするんだよねという話もあったりするので、もしかすると、そういうふうに何時になりますよという、私たちが当たり前のものとして認識しているものが、多くの方々にとって、もうそうじやなくなっている

のかもしれませんから、そういうものを統一といいますか、行政区で、行政区長会とかで申合せをして、おっしゃるとおり、例えば5時、11時半、5時に鳴らすようにしましょうとかっていうことでやる行政区さんはそういうふうにしていただくとか、違う行政区があるならば、ちょっとそういう周知活動をしましようということを、ちょっと村としてもアドバイスをしながらやりたいなと思います。ばらばらになっているところが、確かに災害と間違うということもあり得ますので、ちょっとそういう課題意識といいますか、課題のお話をいただいたということで、行政区にしっかりとお伝えしたいと思います。

委員（渡邊 計君） 今村長からありましたけれども、一時小宮地区もサイレンが鳴らなくて、行政に言って直してもらったと、これがそうだと思うんですけれども、あとは住民に聞きますと、もうタイマーがおかしくて、ずっとずっとけっ放しであると。そうすると、今総務課長が言った答弁とちょっと変わってくるので、強制力はないにしても、サイレンがあちこち時間が銘々鳴るというのは、これおかしいもので、なぜ11時半に昔鳴ったかというと、午前中の場合は、お昼の用意をしなさいよということで、昔は恐らく11時半、朝は5時で、年平均の夜明けとか、あとは夕方5時もそういうことだと思うんです。お母さん方が、5時のサイレン聞いて、仕事夢中になっていたのが、夕飯の支度をしなければいけないと、そういうことで鳴ってきたと思うので、その辺のところもう一度、強制力ないのであれば区長会に諮っていただいて、その時間のずっこけているところがあつたら、そういうところは村が予算出してやって、そんなにかかるないですから、あんな工事はね、時計とタイマー直せばいいだけなんですから、それはぜひやっていただきたいなと思うわけあります。

それと、先ほど美しい村の看板の話ありましたけれども、きこりの看板、あそこも普通道路標示で、右に行くとどこ、左に行くとどこ、真っすぐ行くとどこという、道路の標識看板というのは意外と見えやすいんですが、あそこどうも坂になっているせいか、何となく目に入らないんですよ、あの看板がね。色もちょっと、空と混ざったような色になっちゃうんですよね、下からいくとね。だから、そういうところできこりの看板なども、今後新しくする予定があるならば、もっと目指すようなデザインもしっかりしたものをぜひつくっていただきたいなということで、看板に関しては提言しております。

それと、物価高、高騰対策、ナンバー10に実績として上がっておりますけれども、ナンバー10の21ページの上のほうに、物価高騰対策と上がっておりますけれども、物価高騰対策、年々ひどくなってきて、今年9月からもう百何十品目だか、もう食品関係物すごい上がりました。これ私思うには、きっかけが何だったかというと、ウクライナ戦争のときから上がったような気がするんです。小麦が入らない、それに便乗値上げしていろいろなものが上がってきた。そして、ここに来て米なども物すごい上がっている。そういう中で、この物価高騰対策、ぜひやっていただきたいんですよ。一度上がったものは、なかなか値段は下がらません。

それで、こここのところ、先日村長がどなたかの一般質問の中で、村独自の物価高騰対策もやってきたと。ただ、村長の答弁の中では、国の動向を伺いながらと。でも、国が何

かやっちゃん、勝手にやるとまずいのかどうか分かりませんが、村長は先日の答えで、村単独での物価高騰対策もやってきたというのであれば、この物価高騰対策、ぜひ村民のためにやっていただきたいなと。この予算書の7を見ると、結構な基金、十分にあると思うんです。ですから、ないなら私言いませんけれども、基金がたっぷりあるということで、もうぜひそれをやっていただきたいと。

それと、もう一つ、蕨平のバイオマス発電でありますけれども、あれもちょっと火災などあって一時止まりましたが、今順調に動いている。そこでハウスで今後トマトを作るということになっておりますけれども、我々あそこをやるときに、議会からも強く要望したのが、あそこからハスクレイというものを使って、熱移動による公共施設の空調、あるいはハウスでの花卉栽培や野菜栽培、そういうものに利用していただきたいなという思いが強く要望したと思うんですが、これに対しても来年度あたりからはしっかりした委員会か何かをつくって、その廃熱をしっかり利用して、公共施設や農業に生かしていくべきだと思うので、来年からはぜひそういうものを検討していただいて、いけば、いくべきだと思うので、そのところをよろしくお願ひしたい。

これで私の質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 新年度等に向かってのご要望については、ちょっと決算の内容ではないので、今ご答弁できる部分が限られるかなと思いますが、そこは委員会の中の運営の部分です。

今様々ご提言をいただきましたので、そういうお声があるということはしっかりと職員もその都度認識をしながら、ただ国費とか国政の動向を見ながらという部分も片やあつたり、あるいはより有効な対策というもの、今熱利用も含めて、村が単独でやるべきなのか、あるいはF—R E Iとかと連携しながらそういうことを模索すべきなのかなと、非常にいろんなことがありますので、様々なご提言いただいている部分については、しっかり課題として受け取りながら、今後の村政の中で検討させていただく部分があるかなということで、お答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 1時58分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。これから質疑を許します。

（午後 1時10分）

委員（飯畑秀夫君） 私から何点か質問します。資料ナンバー11の資料で質問いたします。

33ページ、4款4項1目診療所費、訪問診療事業についてお伺いいたします。

医師に対する訪問診療報酬として計上されておりますが、診療所に係る運転手、両方ありますが、それに対して成果と課題をお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 訪問診療事業に関する質問ということでお答えいたします。

まず、おだだしのように、医師に関する訪問診療費、これはそのままドクターにお支払

いする報償費となっております。下段については、診療に関する運転業務ということで、こちら運転業務については、総括でもお話触れたかもしれませんけれども、年々訪問診療の数というのが増加しております、そのために運転業務も費用としては増加しているという傾向にございます。

訪問診療の件数としましては、令和6年度決算上、件数としては延べ1,759件、昨年度が1,559件ということでございまして、年々増加傾向にあるということになっております。クリニックの診療日が火、木となっております。火曜日は午前、午後と、木曜日が午前のみということですが、それ以外の月、水、金、空いている時間で訪問診療に当たっていただいているという状況になっております。

クリニックの件でも少し触れさせていただきましたが、この訪問診療の部分で相当数の数がケアされているものと考えております。したがって、今後についても、この訪問診療というのを大切にしながら、住民の医療ケアに当たっていきたい、このように考えております。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） 村民の健康のためには必要な事業であります。今、年々増えているということで、1,700件数超えていることで、これ多分課題として、運転手と医師、本田先生が訪問しているのかなと思うんですけども、そこに自分は思うんですけども、ここに看護師等いれば、先生の負担が減るのかなと思うんですけども、そういう改善点とか問題点とかはないんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 現在、ドクターの配慮で、事前に訪問する際に必要な医療機器、薬等々を準備した上で訪問診療に当たっておりますので、現在のところドクターから支障がある旨の話は聞いておりません。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） 数も多いし、看護師の資格を持っている人も役場の中にはいるのかなと思いますし、新たにまた募集してもいいのかなと思うんですが、先生が見た、訪問診療したときに、やはり看護師もいれば先生もスムーズにいくし、それを件数も同時にあれば1件じゃなくて数多くもう少し日の日に歩けるのかなと思ったりもするんですが、今後もこの体制でいく予定なのかお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 訪問診療の体制については、先ほどお伝えしたとおりとなっておりますが、それとは別途、常時医療的なケアが必要な方については、ドクターからの指示書を訪問看護ステーションに、例えば村内であればあがべごさんであったり、そういった事業所に指示書を出して、その医療的なケアもカバーしているところとなっております。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） 地元の頑張っているところと提携してやっているということなので、引き続き丁寧に対応してもらいたいと思います。

続きまして、34ページの生活支援ワゴン運行事業についてお伺いいたします。

村民の買物やクリニックなどへ送迎のために、ワゴン車運行に対する費用としまして計

上されております。利用者が延べ人数4,490人、月当たり374人と、数多くの家族とか多くの方が利用されております。それについても課題とか問題点があればお伺いします。

健康福祉課長（今野智和君） 生活支援ワゴンについてのご質問となります。今まで大きなトラブル等がなく進んでいる事業なのかなとは感じております。おただしのとおり、ニーズとしては、昨年度、令和5年度の実績が4,160人に対して、令和6年度実績が4,490人となっておりますので、ニーズは高まっていると感じております。

その利用のニーズ、また、その日によっては利用者が重なる部分がございますので、現在はその予約状況によって2台体制で行っているというような状況にありまして、今後もこのような状況を継続していきたい、このように考えております。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） 2台体制でやっているということなので、今現在、最初の頃は川俣町だったと思うんですが、今現在、南相馬も回るのか、今運行状況、どんなふうに今、ハシドラッグさんもできましたし、どのように今運行しているのかお伺いします。

健康福祉課長（今野智和君） 春先にハシドラッグ、5月にハシドラッグがオープンしたということに合わせて、5月のお知らせ版等々と一緒にチラシを全戸配布させていただいているところです。おただしのとおり、月曜日に南相馬方面の買物バスを運行しております。水曜日、金曜日については、川俣町方面の買物バスの運行となっております。あとは火曜日木曜日はいいじてクリニックを中心とした送迎を実施しております。合間、余力の範囲で予約を受け付けながら相談業務に当たっていただいている、このような状況になっております。

以上です。

委員（飯畠秀夫君） やっぱり村民の免許がない人が利用していると思うので、これ、引き続きやっぱり国、県に要望して、私たちも要望しますのでお願いします。

続いて、あといろんな復興事業がありますけれども、各課に対して復興事業を、どのぐらいの復興事業、国の、県の事業があるのか、各課から聞こうと思ったんですけども、ちょっと事前に通告しなかったので、いろんな復興事業があります、今、国県、国ほうで今予算等が削減というか削ってくるという話があって、今年もいろんな村民の村道の草刈りの件とかいろいろありました。その件に関しまして、今いろんな復興事業がある中で、行政としてどのような、全体的な総括みたいなこと、この事業は絶対必要というか、全部必要なんですが、こういう費用対効果があったよねということを、これ令和6年度のことに対してやったのか、検討、皆さんでどのように最後総括したのかをお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 令和6年度に関しては、実は令和8年度以降の復興創生の国の予算が明確には決まっていなかった状況ですので、全般的には、令和8年以降の事業継続要請を各担当でしっかりとるようにということで、福島県からも、これ各市町村が声を上げて、担当ベースでも声を上げることが必要だと、議論することが必要だというようなお話をいただいて、それまでは私の立場のような人間が、国の官僚とか大臣、副大臣、政務官等々とお話し、要請をする中で来た部分を、担当ベースでも相当程度やってもらったとい

う部分があります。ですので、令和6年度の決算の状況にあるのは、基本的に継続をしていくと、今ある事業を少なくとも継続の方向で協議をする。ただ、その中で国から、自立の方向でとか、負担金を取るようにとか、いろんな課題といいますか指摘が出てきましたので、それについて今令和7年度中の整理をしつつ、来年度以降の復興創生第3期に向かってどういうふうに予算立てをしていくかという今検討をしている状況にあります。ですから、復興創生関係の事業を総括したというよりも、第2期ではまだ終わらないよねと、復興の道半ばの中で、私たちやってきたものが必要なんだから、まずそれを要請、要求しようというのが令和6年度でありますので、そんな形でお踏まえいただければと思います。一つ一つの事業、全て大事だということで要請をしてきておりますので、そんな考えの中での令和6年度だったとご了解いただければありがたいと思います。

以上であります。

委員（飯畠秀夫君） 令和6年度はなかったということで、令和7年度で、令和8年度に向かって国に復興事業、これ予算が必要であるということを今からアピール、要請しなければいけませんけれども、これテレビでちょうどニュースでやっていたので私質問していますけれども、やはり同じ12市町村で、やはりもう国からも、この事業は規模を縮小するよということで、やはり大変だということで、今全体的にも、町村で総括して、この事業に対してこういう効果があった、こういう成果があった、だからこの事業は必要なんだよと国にアピールしなければいけないということで動いているとニュースでやっていましたので、飯館村も早めに、いろんな事業ありますけれども、課を越えて、有識者も入れてでもいいですけれども、やっぱり必要な事業、全部継続できればいいんですけども、やっぱ国、県も厳しくなってくるのかなと思うところもあるので、やはりテレビでやっていたのが、村にはいろんなその事業に対して削られる、それに対してやはりみんな今までやってきた中の総括をする結果、いろんな、どんな成果があったか、やはり成果がなければ国にも要望しづらいと思うので、これきちんと各課で、村長が言ったとおり、令和8年度に向けて、きちんとしてもらいたいと要望いたします。

村長（杉岡 誠君） 今日決算審査特別委員会ですので、決算のご質問ということで承らせていただきますが、決算の中では、まさしくその村として必要だと、要請をしながら国とかに予算づけいただいたものについてはしっかりと成果を上げてきたという認識であります。ただ、一方でその成果の在り方とか、当初目的として置いたものが、一定程度年月の経過によって変わっているんじゃないのか、いわゆるニーズの変化とか、そういうものに対応すべきだというような議論もありますので、そういったものについて、国の責任で、こういう状況になったのは村の単独の責任ではないわけですから、国の責任で出すべきもの、あるいは私たちが行政として行政目標として、これはどうあろうともきちんとやっていくべきものなどをきちんと見極めていくことが必要なんだなと思います。

ただ、事業成果を上げるという言葉は、一般的には補助金とかをもらってきた場合には、そういうことは非常に大事なんだだと思いますが、私たちは補助事業というメニューがあ

ったとしても、村民のための様々な事業を補助としてやっているというよりも、村民の今を支えるものとして必要なんだという認識でやっている部分ありますので、そういう災害から復旧・復興というものについての考え方を、もう一度国の方にしっかり伝えながら、各担当もそういう心を持ちながら伝えていくということは非常に大事だと思いますので、その辺はしっかりと今年度も、令和7年度も指示をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、先般知事は、復興への挑戦という言葉を使われました。今まで復興という、あるいは復興再生という言葉だけだったものを、復興への挑戦ということで、新しいことにも取り組んでいくんだ、あるいはニーズが変わったものについてもさらに挑戦という心を持ちながら取り組んでいく必要があるんだということを、各省の大蔵がいる中でご発言されましたので、私もそこは非常に共感、同意するものでありますので、そういった心を持ちながら、しっかりと村民の今を支える、村の将来の布石という二つの視点を持って取り組んでいきたいと思います。

以上であります。

委員（飯畠秀夫君） 今村長からあったとおりだと思います。令和6年度の決算の話であります、これを令和6年度をやってきた中で、令和7年度も今続けているわけですけれども、令和8年に向かって、今まで続けてきた事業が全ていいというわけではありませんが、村長言うとおり新しい事業もどんどん各課で提案して予算を請求できるぐらいのことをしてもらえればありがたいと思います。

以上、提案で私の質問を終わります。

委員（佐藤一郎君） 私から8点ほどあるんですけれども、簡単に質問させていただきます。

資料ナンバー7の34ページから35ページ、17款1項1目の寄附金になります。この8,000万円ほどありますが、決算となっていますが、この中でふるさと納税のこの寄附はどのぐらいになるんでしょうか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午後1時25分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後1時26分）

委員（佐藤一郎君） 続きまして、資料ナンバー11、19ページの7款1項2目の企業誘致の件で、深谷産業団地の造成ありますが、一応予算づけ、令和6年度なされているんですが、この工業団地に今後食品関係の、また精肉なりそういうできるような、加工できるような食品関係の会社の誘致などは考えているのか、検討しているのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在進めております深谷地区の産業団地にどういった企業を誘致するのかというふうなことであります。基本的に、村としましては雇用を生む、といった企業さんに来ていただいて、しっかりと村の下支えになるような労働者を生んでいただければということもありますが、それと併せて、その前段で、雇用に結びつ

くような、例えば研究施設とか、あとは情報処理のような会社など、いろいろ考えられるかと思います。その中でも、今委員からおただしがあった食料品の加工場、そういう部分についても、当然機械が動くだけではなくて人手が必要になってくるかと思いますので、そういう部分を含めて、雇用を生む企業であればぜひ誘致したいなというふうな考えでいるところではあります。

委員（佐藤一郎君） 最初の質問の中で、ふるさと納税の質問をさせていただき、わざわざ関連づけてほしいなと思って質問しました。なぜかといいますと、ふるさと納税、毎年減額というか減っています。そういう中で、ふるさと納税の返礼品をもっと増やしていただきたい。そしてまた、食肉とか、それ加工施設というか、そういうふうな感じの企業誘致をしていただいて、返礼品をもっともっと増やして、ふるさと納税の額を増やせればいいのではないかと思い、この質問をしました。

やっぱり食肉処理場、村内には1件ございます。そこでふるさと納税の返礼品など、もっと牛肉、飯館牛を使った返礼品を開発なりして、このふるさと納税の増額につなげていただければと思ったんですが、まず村内の食肉処理場1件ですが、それだけでふるさと返礼品の飯館牛を貰えるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 今畜産を経営されている方が、食肉を加工しながら、肉屋さんといいますか、運営をされておりますが、いわゆる震災前のAコープさんでやっていただいたような、ああいう大きさではないという部分があります。その代わり、ドライエイジングということで、エイジングをして、牛肉をつるして1か月とか3か月とか付加価値をつけながら食肉を出していくということが、新しい取組としてできていますが、いかんせん個人経営と同じですので、なかなか物量としては少ないなと思います。

今日午前中の質問にもあったかもしれません、いわゆるお肉を、精肉したときに出でるいろいろな部位がありますが、かなりおいしいものもありますけれども、トリミングをすると、かなり歩留りとして、普通でいけば廃棄に行ってしまうようなものもあるんですが、そういうものの付加価値を高めるという部分も含めたり、あるいは肉そのものの味わいを深めるということで、ソーセージ2種類作っておりますが、そういうものを今ふるさと納税で上げていただいたらということをしております。

多分、委員おただしの部分は、お肉をお肉として、例えばステーキならステーキ肉、焼き肉なら焼き肉として、フレッシュな肉として出せるようにすべきだろうというような、そういう声があるのではないかなと思いますので、そういうものは今ご提案いただいたような食品加工事業者さんの新しい誘致なりをしっかり行っていかないと、なかなか物量として難しいかなと思いますので、なおそういうチャンスを模索しながらやっていきたいと思います。

なお、今私の知っている限り、1件ぐらいそういうお声がけいただいている部分がありますので、そういうところをちょっと大事にしながら、ご縁を大事にしながら、ぜひ産業団地に限らず、いろんなところをお使いいただけませんか、村の中で営業やっていただけませんかと、そんな取組をしっかりしていきたいなと思っています。

以上であります。

委員（佐藤一郎君）　ただいま村長からございましたように、そういうふうな企業を誘致して、ふるさと納税を増やしていただきたいと思うところであります。

続けて質問させていただきます。同じく19ページになります。同じく12節、下段の小宮工業団地の決算資料がございます。昨年、申請したところ通らなかつたと。その理由は何でしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　今ほどの質問は、国の自立支援補助金で、企業さんが事業展開するに当たって、その事業が審査が通らなかつたという質問かと思いますが、そういった内容ですか。はい。

それについて詳しい内容は、説明はいただいているところではありませんが、しっかりと計画が進むのかというところで、審査の中で国で判断して、不採択にはなつたということで、事業の中身そのものについて駄目だというふうな話ではなかつたかのように聞いているところであります。

委員（佐藤一郎君）　この誘致する企業もですが、年々いろんな状況で変化もすると思うんですね、企業ですから。そういう中で、やっぱり迅速な対応をしていかなければ、そこに本当に工業団地できるのかどうか不安で、企業様もそのように考えているのではないかと思います。

あと、国有林があります。これは購入ではなくて借用となつてゐるんですけども、これはずつと借用でいくのか、またその国有林の許可は結構時間がかかると聞いているんですけれども、それも影響しているのかどうか、ちょっと伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　小宮地区産業団地予定地の国有林、貸付けのままいくのか、それを買い上げるのかということですが、当初の国、森林管理署との話の中で、今委員からあつたように、かなり購入するのには時間がかかる、1年以上は優にかかるというお話をいただいたところです。それよりは、事業展開を早めるのであれば、先に貸付け、貸付けを受けて進める中で、また買上げ、購入について引き続き検討を進めましょうということで、事業を早く進めるために、まずは貸付けという形で進めましょうというふうなことで今進んでいるところです。いずれ買上げをしたいということで進めているところであります。

委員（佐藤一郎君）　分かりました、誘致する企業のためにも、迅速に対応できるように思つてゐるところです。

続きまして、47ページの6款1項3目18節、農地中間管理事業、大変令和6年度は実績を上げたと思っております。そんな中で、報道で、この機構の農地集積協力金、これはなくなるというふうな報道が出ております。そういう中で、今後の課題として、この協力金のことについてはどうのようにお考えなのか伺います。

産業振興課長（松下貴雄君）　今の農地中間管理事業の中の協力金の件でございますが、今回中間管理事業で集積された部分につきましては、地域集積協力金ということで令和7年度まで今のところ継続だということで認識しているところでございます。その交付される単価でございますが、集積の割合によって区分分けがありまして、それに見合つて反当たり何ぼというふうな単価での協力金の計算となつております。一応事業としまして

は、今のところ令和7年度までの継続というふうな形で話を聞いているとおりでございます。

村長（杉岡 誠君） 実は、これ全国版の事業でありまして、被災地だけではないんですね。何年前だかちょっと忘れてしましたが、4年か5年前、令和5年か何かに本当は終わる事業だったところを、被災地はこれから集積をするんだから、延長していただきたいということを、相馬地方市町村会の要望から福島県町村会の要望まで上げて、そして直接要請する中で、特例的に継続をしてきていただいたという部分があります。それ以外に全国版のものもあって、報道は集約から集積にシフトしていくという話で、機構集積協力金そのものがなくなるという話ではなかったかなと思います。

今、概算要求、国で令和8年度に向かってやっていると思いますが、農業新聞を見る限りは、その予算は前年並みで取っているような報道がたしかあったような記憶をしておりますけれども、いわゆる集約と集積の言葉の違いがなかなか分かりづらいんですが、集約というのは、合算すれば面積としては例えば10町歩になりますよ、地区としてはばらばらであっても10町歩というのが多分集約なんですが、集積というのは、やっぱり面積として連担した中での10町歩なら10町歩という話を国としては推進していくということで、実はもう飯館村は令和元年からそれをやってきておりますので、地区ばらばらに、振興公社みたいに、地区ごとにどんどんと変えていくところもありますが、飯桶の大きな農業法人なんかは、150ヘクタールほぼほぼ連担した場所として借受けをしていただいているので、それは国の大きな方向性を先んじて村がやっている、あるいはそのノウハウ強いものですから、今後も、令和7年度で一回この事業、被災地特例についてはという話はあるものの、こういう実績を見ていただいて、先ほどのご質疑にもあるとおり、まだ集積されていない農地たくさんありますので、そこを進めていきたいという要請はさせていただきたいなと思っています。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） ただいま村長からの答弁で安心したところであります。今後もこの農地集積に力を入れていただきたいと思います。

続きまして、資料同じで68ページ、6款1項5目復興基盤総合整備事業、この中に、佐須そして上飯桶地区の県の圃場整備事業があります。これについては、一応予算づけはされていますが、実際の工事はいつからこれ始まるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 県営の圃場整備ですが、聞いているところによると、上飯桶地区につきましては今年度から始まるものと聞いてございます。佐須については、今まだ設計の段階ということで聞いてございます。

委員（佐藤一郎君） この事業、大分前からこの耕作者というか地権者から要望が出されている事業でもありますよね。できるだけ早い時期に整備をなされれば、その地権者も借りる側も本当によいのではないかと思いますので、今後早急に建設にいけるように、村としても努力していただきたいと思います。

続きまして、79ページ、10款4項1目13節、教育費ですけれども、監査資料の報告書の中には、決算の中で、教育費がちょっと上がったという報告がなされています。これに

については、パソコンの更新のために上がったのか、そこら辺のところをちょっと上がった理由を聞かせていただきたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） 教育費の中で、その予算が上がったというか増ということだと思いますが、その理由ということあります。

すみません、ちょっと全体的に、どうして上がったかというところまでは、今私の中で把握し切れていないんですが、今ご質問がありました10款4項1目の中で申しますと、13節の使用料及び賃借料の中にコンピューターの賃借料というのがございます。決算額で716万8,280円でございまして、これが令和6年度の決算額でございます。令和5年度の決算額からの比較で見ますと、ここの部分で467万8,300円という、比較的大きな金額が増となっていて、大きな要因となっていることがあります。その原因ですが、実はパーソナルコンピューターですので、一定程度その機器が古くなったり、あるいはその中で使っているソフトウェア、これが古くなったりしますと更新が必要になってくるわけでありますけれども、村の場合、令和4年度まで、まず最初のコンピューターのリース期間がございました。その後、令和5年度に、本当は一式全く新しく更新ということが通常あるわけありますけれども、そこをさらにもう1年間だけ、令和5年度分だけを再リースという形で、これまで使っていたパソコンをもう一度1年間だけリースしたという経過がございます。そのおかげといいますか、その効果で、令和5年度につきましては、令和4年度までのリース料をそれほど大きく上回ることなく借り入れたものですから、予算上、少なくなったわけありますけれども、令和6年度においては今回、やっぱりどうしても新しく今回更新をしたということで、今回38台とノートパソコン40台というふうなものが、令和6年度から新しくリースが始まったということで、増額になっているというような経過がございます。これが大きな要因と捉えております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ただいま教育課長から答弁いただきまして、理解しました。これからも、この義務教育学校なりこども園に努めていっていただければと思います。

続きまして、88ページ、10款6項1目、市町村対抗軟式野球大会事業、ソフトボール、そして駅伝となっております。なかなか人員がない中、選手選考なりして出場しているわけです。そうした中で、村として、以前のように公民館にスポーツ系の職員を雇用したり、そういうことで補強などをする村としての考えはないんでしょうか。本当にぎりぎりの人数で出場したり、そういうことによって、またこの選手同士の大会の活性化にも、駅伝でも何でもつながるのではないかと思うわけですけれども、そこら辺のところはないのか伺います。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ関係の、市町村対抗野球、ソフト、福島駅伝の人的な点のご質問であります。

ご質問にありましたとおり、選手確保が、年々といいますか大変な状況が続いております。この状況は、ここ数年で変わるということではなく、なかなかこれだという策がなく、チームそれぞれの中で声掛けしていただきながら選手確保に当たっているという状況でありますし、例えば福島駅伝でいいますと、職員が出るということよりは、それぞ

れの区間の要件といいますか、中学生の区間とか、シニアも含めたとか、そういった中で、大人だけでなくそういった中学生の確保も難しい部分があります。ですので、役場職員等もそこに関わる部分も、当然チームの一員になる部分も野球、ソフト等ありますが、この部分もなかなか難しい中ではあるものの、できる策といいますか、声掛け、辞めるに当たってはなかなか新しい人が入るまでといいますか、年齢も上がる部分もありますが、何とか選手でいて参加していただくということで、生涯学習課としては取り組んでいるところであります。

委員（佐藤一郎君） ちょっと以前、何十年も、震災前ですね、森永さんという方がいらっしゃいましたよね。それは職員として、今であるならば、誰か任期付職員を2名、3名、この生涯学習課に雇用して、そのスポーツにたけたこの選手を雇用して、大会に駅伝なり、人が足りないわけですよね、そういうふうな人事はできないものか伺っておきます。

副村長（中川喜昭君） 市町村対抗の野球、あとソフト、あと駅伝とあるわけでありますが、今の森永君といいますか、当時一緒に同僚だったものですから森永君と言わせてもらいますが、彼については、当時やはり市町村駅伝が始まったときに、多分田島高校の講師をしていたときがありまして、そのときにやはり村としても陸上にたけた人が必要だということがあって、あるとき割愛人事で多分村に来ていただいたのかなと思っています。その後、駅伝を彼も、青東駅伝等も参加しておりましたので、長距離はたけた人間でありまして、また指導力もあったということで、それ以降駅伝を見てもらいながら、村のスポーツ振興も全般的に関わってもらったということで、スポーツ担当ということで生涯学習課、当時公民館ですが配置して、業務についていただいたという状況であります。彼のその当時の多分功績というものは、きちんと当時を知っている方々については頭の中に残っているかと思いますが、今現在この震災を受けて避難状況になって、その後解除になって帰村という中であります、今居住人口が1,500人、あと住基人口は4,600人ということですが、それぞれのスポーツ的なもの、やはり震災前ですと、それぞれの地区にソフトとか野球とかが行政区単位であったという時期もありました。そういう中で、あの頃選抜という感じでやれたかなと思うんですが、今の段階ではなかなか避難している中で、それぞれ練習もままならないという状況、あとは駅伝につきましては、それぞれのコースの部分の割り当てされている、例えば中学生の男女とか一般、あとは高校生、そういうような仕切りがあったりして、その出場するためのチーム編成の難しさというものが今ある状況であります。担当となります生涯学習課も、この出場に対しては大変苦慮しているところでありますが、野球、ソフトについては、震災前から参加していただいた方々のご協力をいただいて出場しながら、惜敗するというような状況もありますが、そういう方々にこれからもお世話になる形であるかと思います。

ただ、ここに、そういうスポーツにたけた職員を連れてきて育成という部分を今後考えるならば、長期的にやはり村としても考えていかなくちゃならないのかなと思います。そのたけた方が来ていただくことで、すぐさま出場する方が増えたりとか、そういう部分はすぐさまなるわけじゃありませんので、その辺も府内といいますか、まずは組織の府内的に相談をしながら計画をするといいますか、計画づくりというか、立て直しする

考え方をやっていかないと難しいのかなと思っているところであります。

やはり、後継者育成という部分では、子供たちが大切なという部分もあります。そういう意味では、そういうところに参加できるような体制も必要なのかなと思っているところであります。今後検討させていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員（佐藤一郎君） 答弁ありがとうございます。

まず気づくことは、駅伝の場合、やっぱり生徒なり先生なりいろんな村内の方々が出て、昨年はオープン参加ということになりました。そして野球、ソフトボール、いない中、村に遠い他市町村から集まって練習をなされて、健闘会なり出席した経験がありますので、そういう中で皆さん一生懸命やっている。そういう中で、いい成績を収めれば、また村の活性化にもつながっていく、それこそ村長が言っているわくわく、そういう気持ちになることではないかと思います。そういうことが、村の再生に、起爆剤になっていくのではないかと思いますので、その辺のところをもう少し検討していただきたいと思うところであります。

以上で私の質問を終わります。

総務課長（村山宏行君） 先ほど佐藤一郎委員から質問ありました寄附金の件でございます。

資料ナンバー34ページ、35ページ、8,080万9,000円ほど寄附金があるけれども、このうちふるさと納税は幾らなんだというご質問でございました。

この内訳でございますが、この8,080万円ほど、こちらのうち5,931万3,000円、こちらについては次ページ、36、37ページにありますけれども、いわゆる土地改良区の解散に伴います現金、こちらの部分の基金、寄附金ということであります。残りの部分で、ふるさと納税分については、この復興まで寄附金815万4,722円、こちらの部分がほとんどがふるさと納税の部分でございます。

それから、関連でありますが、この教育寄附金、37ページ、一番上ですが、いいたてつ子未来基金の寄附金で197万7,100円ということで上がっておりました。かつて、このいいたてつ子未来基金については、寄附が数千万円ずつ上がっていたという時代もありましたが、今現在はこういった金額であります。このいいたてつ子未来基金を使って、子供たちの研修であるとか教育環境の整備とか行ってまいりましたので、この部分についてこ入れということで、令和6年度につきましては1億2,000万円、この基金に、いいたてつ子未来基金に村で積んでございます。教育費が全体的な部分で上がったということでありますけれども、この分についてはこの寄附金1億2,000万円の分がかなり大きいということで報告申し上げます。

委員（佐藤一郎君） 今ほどふるさと納税800万円、これ大変寂しいことであります。私たち茨城の下妻で研修してきました。ふるさと納税の額が大きいのは、やっぱり生鮮なんだそうです。ということで、今後やっぱりこの辺に力を入れて、寄附金をもっと上げてほしいと思います。これは自由に使えますし、第3期復興創生期間、5年でしょうが、その後どうなるか分かりませんので、ぜひとも力を入れていただきたいと思います。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 先ほどスポーツの件と、あとふるさと納税と、それぞれご提言いただきました。スポーツの件に関しては、まさしくおっしゃるとおりです。村内にいる方が、貴重な時間を削ってご参加いただいて、村の名前を代表として活躍いただいているということ、私自身も非常に感謝申し上げているところです。昨年も、相馬の光陽でやったやつは、多分ぎりぎりまでほぼ勝てる、勝っているんじゃないかなという状況でしたが、最後雨の中で、どうしてもちよつと負けてしまったというのがあります、毎年、翌年度に向かって、「いろいろ大変だけれども、みんな集まってやろうな」という、それなお声がけをいただいている野球、ソフトの方々の話を聞いて、ぜひ村としてもしっかり必要な予算をつけるから頑張ろうねという話をさせていただいているところです。

それから、駅伝に関しても、いつも反省会といいますか解団式をやるときは、結団式もそうですが、そのときに、それぞれの思いを非常に熱く語っていただいて、涙ながらに話をされる先生方もいらっしゃったりします。そういう思いの中で、ちょっとやっぱり民報さん主催のやつが、中学生とか男子とか女子とかという年齢制限をかけている区間があるせいで、参加できる市町村が減ってきてるんじやないかということを私自身申し上げたことがあります。そういうところを見直していただきないと、どんどん参加数減ってしまうよねと、村の人たちみんな走りたい人たくさんいるんだよという話を言いながら、やっぱりそういう主催者側の制度改正というのも、片や村としては求めていく必要があるのかなと思います。

そういうことを考えつつも、またふるさと納税の件は、おっしゃるとおり生鮮の部分、やはり大きく持たないとなかなか難しいなという部分がありますので、これ企業誘致案件かなと思いますので、そこはしっかりと力を入れていきたいと思います。

あと、片や、やはり村の中で既にふるさと納税の返礼品を上げていただいている方々の生産量とか、販売を自分の個人でやっている方が多いものですから、その辺の体制のフォローといいますか支援の仕方とか、あるいは物を売るだけじゃなくて、この間も一般質問中でお答えしたかもしれません、体験型のコンテンツを増やすということで、今回体験型を上げたとたんに、20万円ぐらい寄附がぱっと入ったみたいですから、そういう村に来て楽しむという中でのものも併設しながらやっていきたいと思いますので、様々検討しながら、村の方々のために寄附金を募っていくということをしっかりやっていきたいと考えるところであります。

以上であります。

教育長（高橋澄子君） 一郎委員さんのお話の中で、駅伝のこと、今村長の話もありましたし、副村長も言っていただいて、中学生の部、女子の部、男子の部があるということで、どうしても制限がかかってしまう。中学生何をやっているんだというふうな話になってしまふと思うんですけども、でも子供たち一生懸命頑張っておりまして、そしてなかなか誰でもができる距離、3キロ、5キロ走らなければならないと考えると、誰もができることではないということで、やはり長い期間をかけて子供たちの指導だったり、それから叱咤激励をしながら頑張っていかせるというふうなことも大事になってくるのかな

と思っています。

今年行われたナイター駅伝には、いいたて希望の里学園の子供たちも参加しております。1キロ、2キロ、一生懸命走っている子供たちおりました。そういう子供たちに、走る喜びとか走る楽しさとか、そういったことを伝えながら、そちらの事業にもつながっていけばいいなと思っております。本当にご質問ありがとうございました。

以上です。

委員長（佐藤眞弘君）ほかに質疑はありませんか。横山秀人委員。

委員（横山秀人君）では、私から10点について質問をいたします。

まず、1点目は、昨日もお聞きした件ですが、ライブ中継を見ていた方から、私の質問がちょっと分かりづらいというご指摘と、あとまた確認すべきところを確認していかなかったということで、再度同じ項目になりますが、より深く一つ一つ確認していくたいと思います。

まず、資料としましては11番の69ページ、農業基盤整備事業であります。追加資料につきましては39ページになります。

まず、農業基盤の前提であります、各行政区の地域計画、農地をどのようにして活用していくかと、この地域計画の進捗状況について、まず確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君）地域計画の進捗状況ということでございますが、今のところ19行政区で地域計画の策定が終わっている状況でございます。

以上です。

委員（横山秀人君）そうしますと、19行政区、多分長泥を除いてということだと思うんすけれども、長泥を除いて全ての地区で、このような形の営農計画ができるということです。これがまず一つありますね。

あと、69ページなのでありますが、当該年度、令和6年度で事業が完了せず、令和7年度に繰越しされている事業があるんですけども、金額的には7億円とありますが、この7億円の事業については、今年度適正に工事等が行われているのかについて確認いたします。（「今年度の話。決算の話だから」の声あり）繰越しだから、繰越しで令和7年度に繰り越すという形でありますけれども、いいですか。

村長（杉岡 誠君）すみません、令和7年度の進捗状況をお聞きになられているとすると、ちょっとそれは決算では違いますので、令和6年度ですか、繰越しした理由とかということであればお答えできると思いますが、それでよろしいですか。（「実際7年度の工事が止まっているという話」の声あり）

## ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君）休議します。

（午後2時06分）

## ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君）再開します。

（午後2時07分）

産業振興課長（松下貴雄君）先ほど地域計画の進捗状況ということで、19行政区とお答えし

てしまったのですが、20行政区、全行政区で地域計画は策定済みとなっておりますので、ちょっと訂正をお願いいたします。

委員（横山秀人君） とても大変な作業だったと思います。20行政区全てが営農の計画が立ったということですが、この営農を行うために、この農業基盤整備事業があるのかなと思っております。

この基盤整備事業ですが、村民から、いつまで行ってくれるんだと、完了時期について、何度も確認が入ります。令和6年度事業でありますと14億円の事業規模であります。数十億円の事業規模の工事が、いつまで計画的に行われて、この20行政区の地域計画に沿って営農再開できるように、いつまでにこの基盤整備事業は終わるんだと、そのスケジュールをきちんと示してほしいという意見がありました。それについてご説明をお願いします。

建設課長（高橋栄二君） 昨日もお話をさせていただきましたが、今年度について、水路工につきまして、用水、排水の機能診断を行っております。さらには、暗渠工事も併せて機能診断をしております。暗渠の機能診断につきましては、今年度中の完了を目指したいという状況でございます。水路工につきましては、今年度と来年度で機能診断を完了させたいという状況でございます。そうしますと、その機能診断で支障になる箇所につきまして把握をした上で工事を進めて、農政局とも協議をしながら工事を進めていくということになりますので、機能診断の結果でそういうことをお示しすることができるようになるのかなという状況でございます。

委員（横山秀人君） 既にもう計画が始まっていて、いつ始まるのかという形で期待しているところをお聞きします。見込みとして結構です、機能診断が終わって、例えば最大例えば全ての区間がやっぱり必要だと、であればこれぐらいが最高、かかってもこれぐらいで終わるだろうと、機能診断で使えるものがあれば、順次前倒しで完了していくだろうと。この最大限やった場合どれぐらいの終期になるのか、そのご説明をお願いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 最大と申し上げるべきなのかどうかというところもございますが、目標としては3期が終了するまでには終わる目標で頑張っていければという状況でございます。

委員（横山秀人君） 3期の終了というのは、令和何年度になりますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 令和12年を想定してございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、村の目標としては5年後ですか、まず目標にしているということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、2項目めは、資料11の34ページ、民生委員についてであります。

令和7年11月までで任期ということで、本当に避難期間中、大変な役割を皆さん行つていらっしゃると、本当に敬意を表しております。村民の方から、一つ要望というかあつたのが、各行政区に民生委員がいらっしゃるといったときに、例えばその民生委員が福島市に住んでいると。そして、私自身が南相馬市に住んでいるといった場合に、何か相談する際に福島からまた来てくれとか、福島に行くとか、なかなか以前のような形の相

談体制が難しいかなと。要望として、行政区枠じゃなくて、特別枠というか、南相馬市に住んでいる方で民生委員になられる方とか、あとは福島市に住んでいる方で、行政区ではなくて福島市に住んでいる方の民生委員とか、その避難先での民生委員の委嘱というか、そういうことが可能かどうか確認いたします。

健康福祉課長（今野智和君） 民生委員の関係についてお答えしたいと思います。

現在民生委員、村では24名、主任児童委員入れて26人ということで業務を担っていただいているところとなっています。この民生委員の推薦に当たっては、村で各行政区長に推薦の依頼をさせていただきまして、行政区長におかれましては、かなりご足労と気苦労をかけながら何とか出していただいているというような状況で、現在の人数を確保しているところとなっています。したがって、今委員からおただしのように、増員体制が取れるかどうかという部分については相当難しいのかなと考えております。

一方で、民生委員の役割については、地域に住む方々の相談ということで広く受けている状況もありますので、この間の避難者の対応として、避難先の自治体が定めている民生委員の方々から情報をいただきながら、村で対応しているケース等もございますので、地域の民生委員の方が相談の相手としてなり得るというところは共有したいと思っております。併せてではありますが、民生委員にこだわらなければですけれども、例えば独居老人、高齢者世帯の方については、村の社会福祉協議会で生活支援相談員の訪問も実施しておりますので、そういった方々に、訪問の中でお話を聞いてほしいということであれば、現在事務局は村の社会福祉協議会で担っておりますので、連絡等入れていただければと思います。

重ねて、当然ではありますが、村の健康福祉課でその相談窓口となっておりますから、もし相談窓口が分からない等あれば、健康福祉課に相談いただければと考えております。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は、14時30分とします。

（午後2時15分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後2時30分）

健康福祉課長（今野智和君） 先ほどの横山委員からの民生委員関係でのご質問の関係で、少しご質問と答弁で食い違いがあったかもしれませんので、お答えしたいと思います。

村の民生委員、各行政区から選出されているところであります。例えば上飯塙の選出だから、それ以外の行政区民の方が相談できないと、こういうことにはなっておりませんので、どの区民であれ、村民であれば、どの民生委員さんに相談していただいても結構だということを追加で答弁させていただければと思います。それ以外の件については、相談窓口体制については先ほどの答弁のとおりと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） 様々なこの相談窓口を準備しているということが分かりました。多分ご

高齢の方のイメージだと、震災前から地元の民生委員というお気持ちが強いと思うんですね。ですので、いや実は今はいろんな形でこういう様々な窓口を持っているという形でのご案内とかを継続して行っていただければと思います。

では、続きまして3項目め、資料11の46ページ、一番上にあります就農準備資金、経営開始資金事業であります。これは、当初予算では、新規に就農される方が新規就農計画をつくって、新規の事業資金を年間150万円提供しますよという事業であります、当初予算では2組ということでありましたが、結果としては1人ということで、2人であつて結果としては1人ということで、減額という形になりました。今後、飯館村、この新規就農者に力を入れるべきだと思うんですけれども、今後の展開について確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほどの今後の新規就農者の計画ということでございますが、一般質問の中でもちよつと、そういうふうな、徐々にではありますが、数年、1年ごとに新規就農者が増えているというふうな傾向にあるということでご答弁させていただいたところでございますが、村としましても、今後農地の部分の保全だったり、営農の部分も含めまして、できる限り就農者が増えていけるような取組をしていきたいなと思っているところでございます

委員（横山秀人君） 新規に就農する何か課題というのは把握はされていますでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 新たに新規就農者となる部分での課題というふうな部分でございますが、やはり一番は資金面の部分なのかなと思っております。

委員（横山秀人君） 先日、農業者との懇談会の中でも、新規就農者の方の課題については資金問題というのがございました。また別な視点で、視点というか村民から、以前村の補助金を利用して、8割補助とか7割5分補助とかで購入した機械を使っていないんだと。ただ、補助の期限がまだ制限かかっているから売れないんだと。その制限が取れたらもう売るんだというお話を聞いたときがあります。すごく残念ですが、それは農家の経営事情などで、これは致し方ないと。ただ、その機械を、例えば役場が引き取って、その補助事業で入れたものについては役場が引き取りますよと。そして、農業機械バンクとか、新規事業者どうぞ、安い値段で貸せますので、どうぞ使ってくださいとか、あとは生きがい農業の人も、トラクター買うまでいかないので、どうぞその方使ってくださいよという形で、使っていない農業機械を使いたい人が使えるような体制というものは検討に入るかどうか確認します。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休議します。

（午後2時34分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後2時35分）

委員（横山秀人君） 先ほどの言葉、私ちょっと修正、訂正等をお願いしたいんですけども、村民からは、もちろん農業機械を入れるときは、これから5年、10年と飯館村で農業を

再開したいということで導入したと。ただ、健康上の理由とか、高齢の理由とか、様々な理由でどうしても利用できないと。そういったときに、そのような機械を、何か村内でうまく流通できないかと。例えば、新規就農の方、あとは生きがいで農業機械、大きな機械を持てないけれども、どうしても使いたいとか、そういう形の情報の共有化とか、そういうものができないかということでご質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 今の件は決算に関わる部分かどうかというのを再確認させていただきたいと思いますが、一つ補助事業上の問題というかルールを申し上げると、いろんな理由があつて、当初の事業計画のとおりできないというのはあるのかもしれません、それは適切に事業計画の変更の申請なりをしないといけない話ですので、あるいは事業の継承ということも実は県単事業、村単事業もやっておりますので、そういったことをせずに、ただ使えないんだということで温存しているという話になると、これは補助金の返還命令が来る問題だと思いますので、そもそもその先を村で考える云々ではなくて、補助金の公金の適正な活用の中での補助金返還にならないように、まず村としては様々なご相談に乗ったり支援事業を活用させていただくと、展開させていただくということで、この決算の中にも未来につなぐ農業支援事業が入っておりますので、そういったものをご活用いただきながら、まずはご相談をしていただく、あるいは活用する中で事業の継承なりも模索をしていくというのが先決でしょうし、令和6年度の中でもそんなことをさせていただいているとご答弁申し上げたいと思います。

以上であります。

委員長（佐藤眞弘君） 横山秀人委員、これは決算委員会ですので、決算に関わる質疑にしていただきたいと思います。

委員（横山秀人君） 詳しい回答をありがとうございました。村ではきらりもつくりましたし、何とか新規の農業者を増やしたいという思いでありますので、引き続き様々な事業展開をお願いしたいと思います。

続きまして、資料ナンバー11の76ページ、下から2つ目のいいたて学についてであります。いいたて学ずっと継続されていらっしゃるということで、まずこちらの成果と課題と、あと、一つこのＩＣＴ周辺機器整備という、ちょっとどのような内容なのかなというものがありますので、こちらについてのご説明をお願いいたします。

教育課長（三瓶 真君） ただいまのご質問、76ページの18節の部分、特色ある学校づくり事業に関する成果と課題、そしてＩＣＴ周辺機器整備の内容というご質問でございます。

まず、成果といたしましては、令和6年度におきましては、主にここに書いてあるような事業を実施したわけでありますけれども、まず一つには、その中の各種数学、漢字、英語の検定という記載がございます。終わりのほうでありますけれども、これについては、飯館村の場合だと、全校児童生徒を対象としまして、こうした漢検、英検、数検の各種検定を受けていただくという取組をしております。これは、具体的な目標を設定することによりまして、学習意欲を向上させることを狙いとしておりますので、令和6年度におきましても検定を受けていただきまして、こうした学習意欲の向上につながったものと思っております。

また、いいたて学の部分であります、こちらについては、飯館村の自然、歴史、伝統文化を学び、ふるさとの未来を創造する力を育むというのを狙いにしております。令和6年度におきましては、ここに記載のとおり、田植踊りを地域の方から学んだり、あとは田植、稲刈りを実施したりしながら、各学年ごとに飯館のことについて、それぞれ自然、歴史、伝統文化を学んだということで、ふるさとに対する理解を深めたというような成果がございます。

あと、ICT周辺機器事業についてということであります、こちらは周辺機器整備ということで、令和6年度におきましては、この中で学園の中に既にあるタブレット端末に関するケースであるとか、その周辺機器の部分で必要なものを購入したというふうな実績でございます。

これらのこれから課題ということでありますけれども、これまで課題として大きなものというものは特にはないのかなとは思っておりますが、やはりこうした取組を継続しながら、今後地域の方との関わり、そうしたものをどういうふうに地域と学校の連携も含めて強めていくかであるとか、あとは子供たちが少人数になっていく中で、学年単位でこれまでできたものを、そのほかの学年とも併せてやらなければならないなども出てくるのかなと認識をしているところでございます。

以上です。

委員（横山秀人君）　過去には、報告書ができたりとか、読ませていただいて、すごくいい事業だと思っておりますし、また学習意欲向上という面からもあるということですので、ぜひ今後も地域の方々とともに続けていっていただければと思っております。

続きまして、83ページの一番下であります。生涯学習課の読書活動推進事業ということで、今回の予算ですと56万円であります、実際貸出し冊数、図書の貸出し冊数は、例年と比較して令和6年度はどのような状況であったのか、説明お願いします。

生涯学習課長（山田敬行君）　読書活動推進事業における貸出し冊数のご質問であります。

令和6年度は、貸出し冊数1,593冊ということで、令和5年度と比較しまして約500冊ほど増えています、1.5倍ということになっております。

以上です。

委員（横山秀人君）　すごくすばらしい成果だと思っております。図書ボランティア作業も村民の方が関係していらっしゃるわけですが、今後この読書推進に関して、まず課題が何かあって、今後どのような形で進めていくという方針をお聞かせください。

生涯学習課長（山田敬行君）　読書活動の推進に当たりましては、図書ボランティア8人の方に委嘱しまして、月1回分類等、作業を手伝っていただいております。

課題ということは特にありませんが、いかに限られた交流センターふれあい館のスペースの中で、村の読書環境の充実に向けてということで、予算も限られている、スペースも限られている中、いかにこの展開していくのか、その辺を担当と図書ボランティアと連携しながら進めていきたいと考えております。

委員（横山秀人君）　8月2日に、本を通しての交流会が交流センターで開催されたんすけれども、やはり本好きの村民の方もいらっしゃって、すごく本に期待するところがある

ということがありました。ぜひ、今後も引き続き、この本の貸出しにいろんな対策を取っていただければと思います。

では、続きまして6点目、84ページ、村史編さん事業であります。こちらについては、もう毎年のように質問させていただいている。結果としては、まだスケジュール感が見えない。いつ完成させるのかというのがまだ見えない状況であります。まず、このスケジュール感についてお聞きします。

生涯学習課長（山田敬行君）　村史編さんの今後のスケジュールについてのご質問であります。こちらにつきましては、令和6年度は、東日本大震災以降の村の歴史の部分を、各課に所在調査ということで行って、今調査なり分類等を行っているところでありますが、ある程度ボリューム感もある、それから担当も震災以降に入ってきた職員もいるということで、今後その辺の調査を、分類を今こつこつといいますかやっておりまして、それがある程度見えてくれれば、今後どのように編集方針といいますか、それを土台としてある程度スケジュール感も見えてくるのかなと考えております。今現段階で、何年度までというのではない状況であります。

委員（横山秀人君）　村史ですと、すごいボリュームのページ数とかになると思うんですけども、やはりここはある程度の目標をつくっておかないと、そこまで何をしておかなくちゃいけないとかというところで、まだ委員決まっていないはずだと思うんですよね。一度委員を決めるという補正が上がったんですけども、それは落としたという経過もあるので、目標年が決まっていないからこそ、なかなか進んでいないのかなと感じます。ぜひ、この目標値を決めて、来年度以降進めなければと思います。

続きまして、7点目であります。同じ84ページの生涯学習支援事業と、一人一趣味活動支援ということで、様々な交流事業というか学習事業が、趣味事業が開催されているわけですが、ある方からその講師料というか、その助成額が、今の現状、ほかのところと合っていないんじゃないかというご指摘がございました。こちらについての助成額、講師先生に払う助成額については今金額幾らで、例えば課題として何か利用者から上がっていますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君）　生涯学習支援事業、一人一趣味活動支援事業ということでありまして、基本的には生涯学習課が主催する講座的なものと、住民が5人以上の団体をつくった中で、その団体の中で講座を企画するものがあります。その住民が企画する一人一趣味活動につきましては、村から助成するのは1回5,000円を上限にということでやっておりまして、今現段階、例えばそれが足りないとか、何点かの制度説明したときにはありますが、今のところは1回、講師の上限を5,000円ということで予算を支出しております。相談の中で、もうちょっと出せないのかというのは担当からはお聞きしておりますが、今までの流れの中で上限5,000円ということで支出しております。

委員（横山秀人君）　心の復興事業で、このような形の教室を開く場合に、最大講師料というのがある程度枠で決まっていまして、2時間であれば約3倍ぐらいの金額が講師料として支払われる、そこまでいいですよということであります。そうしますと、すごく現状と開きがあるのかなと。一番やっぱり初めの一人一趣味をスタートしようという事業目

的でありますので、ぜひその講師料が高いとなかなか自己負担も増えると。この社会、勢いをつける意味でも、講師料についてはご検討いただきたいと思います。

では、続きまして8点目、資料11の51ページであります。大火山ツツジの森整備と、あとは野手上山遊歩道整備ということであります、もちろん整備をするということは、ここにお越しくださいと、訪れてくださいと、こういうきれいな場所がありますよということで整備をしていると思います。この山に関しては、除染をしていないと思います。この除染をしていないところと、この遊歩道整備、あと観光地として訪れてくださいと、この村の中での、この考え方の整理はどのような形でこの遊歩道の整備を行っているのかお聞きします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほど質問ありました野手上山の遊歩道の整備ということでございますが、山は除染していないという部分でございまして、先ほど渡邊 計委員からも質問ございましたが、こちら野手上山の遊歩道整備でございますが、こちらはナラ枯れ、ナラの木が枯れていた部分の処理としての作業というふうな形で整備を行ったというふうになってございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、今後村の観光地として、景勝地として、これは進めていくという思いがあつて、例えばナラ枯れを片づけたりとか、そういう思いがあつてやつていらっしゃると思うんですね。けれども、その周辺に関しては除染をしていない山だと。ですので、例えば遊歩道から横幅3メートルはきちんと除染をした上で、きちんとした遊歩道にするんだとか、そういう方針があるのかどうか。除染をしていない山を歩くというところの、どのような理由をつけて、ここは大丈夫だよという認識の下、訪れてもらうのか。その説明に関してお聞きしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） あいの沢の件のときもお話ししたかもしませんが、村を訪れる方については、村で線量とか周知しているものは見ていただくという部分がありますけれども、基本的に例えばあいの沢でアンケートを取っても、そういったことを気にする人はここには来ないよという回答をいただいているので、そういうニーズがある方に対する対応をしていくというのが飯館村の大きな方針というふうに見ていただきたいと思います。

ただ、片や除染に関しては、山林に関しては除染をしないという国の方針があるんですけれども、私担当時代、村の中で里山再生モデル事業という形で、国、県、村、関係者も入って、除染をしながら必要なところをやっていく、山林全体ではなくてもやっていくという事業を実は構築していただいて、今里山再生事業という、モデルではなくて里山再生事業という事業が、県に国からお金が来て、できている事業があります。その事業というのは、基本的に恒常に使うような場所、観光地という言い方ではないでしょうが、最初幼稚園の周辺とか、そういうところを対象にして里山再生事業の採択を受ければ、環境省が必要な除染をして、県でも線量管理をして、村でも必要な森林整備ができるというような、そういう事業が既につくられているものの、実際ニーズがないといいますか、あそこに遊歩道があって村として大事にしたい、地区も大事にしたい、これからこうしたいという思いがあつても、今現に人いませんよねと、ニーズないですよねとなると、どうも採択がされないということが分かりましたので、そういう意味でも先

行的に、こういう国から来るお金等々を活用しながら、まず必要最低限の整備をしてい るという部分を知っておいていただきたいなと思います。

次の段階で、例えば山開きをしましようとか、昔のように登山してくださいということを村として大きく周知していくためには、おっしゃるとおり必要な除染というのがあると思いますから、里山再生事業なりの採択を受けられるように努力をしていく。前も申請をして落とされた経緯がありますけれども、なお継続的にその申請をしていきたいなと思っています。

以上であります。

委員（横山秀人君） 今のお説明で、村としての現時点での位置づけが分かりました。ありがとうございます。

続きまして、9項目め、こちらは資料の15ページ、第7次総合振興計画についてであります。追加資料でアンケートの結果を頂きました。7ページから12ページまで、自由意見が、ここ資料にびっしりと書いてあります。村民が第7次総合振興計画に期待する思いが、ここに強く書いてあるのかなと思いますし、期待されているんだなという思いも感じております。

質問になりますが、当初この第7次総合振興計画は、今回の9月定例会で議決をするというご説明でした。当時のスケジュールのところを見ますと、途中報告が議会にあったりとか、あとはこの素案について各地区で、全地区になるか行政区ごとになるかあれですけれども、説明会とかいろんな形で村民の方々に計画等の案を見せながら、そして最後にパブリックコメントをしながら決めていくんだというスケジュールを見ました。そのため、この委託料の中で、総合振興計画の策定支援業務ということで、コンサルに払う委託料を1,400万円取ったということです。

しかし、実際どのようなことになっているかというと、もし私の認識の誤りがあればお知らせいただきたいんですけども、今回間に合わなかったと、12月、年内に議決する予定だと。中間報告に関しても、議会等にもできなかった。あとは各地区に行って、この素案の説明もできなかった。パブリックコメントに関しては、短時間でやらざるを得なくなつたという形で、すごく当初の計画からすると、村民の期待を裏切るような形で、何か計画が進んでいるんじゃないかなと思っております。この委託料1,400万円、きちんと執行されたのかどうか、まずその点について確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 第7次総合振興計画策定に係る支援業務、この委託料についてきちんと執行されたのかというふうな質問でございますが、業務内容としましては、きちんと今までそういういろいろな様々な部会、委員会等を開き、その中で事務的な部分もしっかりと詰めてきたということで、業務そのものについてはしっかりと執行されてきたというふうな内容でございます。

以上です。

委員（横山秀人君） では、この3か月遅れたというその理由と、そして、そのときの理由、それをお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど横山委員から、この策定に当たっては説明、地元と

いうか地区の説明会や議会の中間報告などというふうな言葉がありましたが、そういう部分を行うと今まで説明してきたという記憶、ちょっと私今持っておりますが、何かで言ったとすれば申し訳ないかと思います。基本的に、そういう進める中で、村民の意見をきちんと窓口を広くして聞いていく機会が必要だ、あるいは策定委員会専門部会の中でもしっかりと意見を拾って盛り込んでいかなければならないということで進めてきましたと思っております。そういう中で、それぞれの部会、業務部会ということで、回数的にも6回、7回というふうな回数を行って、いろいろしっかりと意見を聞いてきたというふうなことです。

その過程の中で、今回専門部会でアンケートをやはり取って、皆さん村民がどのように感じているのかと、どのような計画が必要だといった補足が必要だと考えているのか、ぜひ聞きたいということで、専門部会としてアンケート調査を実施していただいた。その結果としての自由意見ということで、今回追加資料として出させていただきましたが、やはり様々な、それこそ期待を持っていろんな意見を出していただいたというふうなことがあります。こういった意見を十分反映させたり、あとはパブリックコメントを今実施しておりますが、そういった中で、その意見を十分に反映させさせた中身で議会に上程をすべきだろうというところで、遅れたというよりもしっかりと中身を濃くして、しっかりと議論をして検討する中で上程をしたいということで、12月議会に最終的に議案として提出したいというふうな結果に至ったものであります。

以上です。

委員（横山秀人君） アンケートに回答した村民の立場でお話をしますと、いろんな思いをアンケートで書いたわけであります。そのアンケートがどのような形で計画に生かされたのかなというのは、もちろん関心を持つところであります。それが今回の計画案であります。しかし、計画案はホームページで見てください、あとは各窓口にありますので、どうぞ借りてください、パブリックコメントの締切りが今日、9月3日であります。実際お知らせ版で広報されて届いたのが8月22日。そのとき知った人にとってみれば、本当に2週間もない期間であります。本当にこれで村民の方の声がきちんと反映されているというところの説明ができるんだろうかと。最近お会いした方からは、あれ地域説明会をぜひしてほしいと。やはり第7次総合計画に、いろんな多くの方が関わった、関われば関わるほど、この執行がスムーズにいくのかなと思っております。

短い時間でパブリックコメントが今日で終わってしまいましたが、今後地区に出向いて説明会を行うとか、JAとか商工会とか社協とか、そういうところでぜひ皆さんのお声を聞かせてくれという形での意見を募集するとか、そんなお考えがあるか、まずお聞きします。

村長（杉岡 誠君） 意見のお伺いの仕方というのはいろいろあるなと思いますが、今回のパブリックコメントが、過去私の村政になってから、パブリックコメント相当やらせていただいているかと思いますけれども、要は完成品といいますか、ほとんど完成になつてから出しているパブリックコメントではないということを、ちょっともう一度ご説明申し上げたいと思います。

今回のパブリックコメントは、あれでいくよということではなくて、やはりより広く村民の声をお聞きするために、まだ中途段階、担当としてもなかなか満足し得るものではない部分もあるかと思いますが、まず声を聞こうということで出させていただいたという経緯がありますから、今回のパブリックコメントで出てきた、いただいた意見というのは、かなり反映をするかどうかの判断もしながら参考にさせていただく部分かなと思います。

過去においては、振興計画はほぼ全て成案になってから地区説明会をしてきたという経過がありますので、今回そういうタイミングが得られれば、やりたいと思うところもありますが、なかなか難しいなという中で、第7次総合振興計画については、基本構想と基本計画について議会に提案させていただいて、皆様のご議論、議決をいただきたいと思っていますが、その次の段階として実施計画と実際各種事業というものがありますので、こちらはさらに継続して村民の皆様のご意見をいただいたり、今日の委員の皆様のご意見もありますが、そういったものを踏まえて一緒になってつくり上げていくものだなと思っております。ですので、計画づくりは一定の年限を決めてつくるものがありますけれども、しかしそれを基にしながら、一緒に形づくっていくこの飯館村なんだというところで、余白を残していたり、あるいは次につながるようにというような構成にしておりりますので、今回が最後のチャンスだというような趣旨でお話をされるのではなくて、今回が入り口であって、これをきっかけに、例えば基本構想と基本計画というのに、例えば言葉が入らなくても、構想が入らなくても、実施計画の中で、そういういろんな方々のアイデアが反映できるという、その余白をつくるということもできると思いますので、継続的に皆様にご意見をいただけるような、そんな仕組みを考えていきたいなと思っています。

以上であります。

委員（横山秀人君） 先日の商工会との懇談会の中で、観光協会をつくってみたいと思うというのがございました。でも、この観光協会ぐらいのレベルになると、もうこの総合計画の中の重要な位置づけなのかなと思っています。実施計画ではなくて、基本構想とか基本計画とかの中に入るレベルの事業かなと思います。

先ほどありましたが、様々な意見はこれから聞いていくというお話ですが、現時点での素案の中で聞けるところ、例えば商工会とか農協さんとか実施部隊、実施部隊という言い方はおかしいですけれども、実行される方々ですよね。実際、商工会も村祭りをやったり、農協さんもいろんな営農指導やったりするわけですから、その方たちには、この基本構想、基本計画にまずちょっとご意見いただけないかという形で、パブリックコメントのほかに、きちんとしたその意見出しのタイミングを取ったほうが、より基本構想、基本計画が充実してくるのではないかと、そう思っております。

村長の考えは十分分かりました。今後の実施計画の中で入るということなんでしょうけれども、より多くの方の意見を反映する意味でも、様々な意見聴取の方法をご検討いただければと思います。

私のほうは以上ですけれども、回答されますか。

村長（杉岡 誠君） 今おただしのとおり、いろんな形での意見聴取の仕方を検討するようないことですが、そのように私ご答弁申し上げていると思いますので、そのようにお見込みいただければと思います。

なお、村民の方々や事業者の方々も、より自分に近いところのアイデアをお持ちなので、そこはさすがに構想ではなくて、実施計画の中でやっていく方向性の中できちつとやっていく、各種事業、予算づけの中で検討すべきものがあると思いますので、いろんなアイデア、このアンケートの中にもありますが、そのアイデアを全部載せてしまうと、それは計画なのか何なのかよく分からなくなってしまいますので、大きな根本の方向性を基本構想、基本計画として捉えながら、その中から読み込めるもの、その達成のために必要な実施計画、施策であったり、事業というものを村民の皆様とともにつくり上げていくものをしっかりとやっていきたいという考えでありますので、アイデアをたくさんいただけるようにしっかりとやっていきたいと思いますが、全部の言葉を盛り込むということではありませんので、そうなると全村民から話を聞かなければいけなくなりますので、さすがにそういう直接民主制は、いかに四千五、六百人の村とはいえ、それはちょっとできかねる部分がありますから、ちょっとそこはできることとできないことを区別しながら、だけれども門戸は広くというところは委員おただしのとおりだと思いますので、しっかりとやっていきたいと思うところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 最後10項目めであります。これは決算審査を行っている中で感じたことがあります、目標値がないので、ない事業があるので、この事業成果が十分に達成されたのかどうかという判断ができないものがありました。積算の中で、何メートルやるとか、何か所やるとか、それはもうそれが実施目標であってよろしいんですけれども、例えばソフト事業であれば、先ほどあった本の貸出しを年間1万冊やるよという目標を立てた上で、じゃあそれに向かってどのような事業展開ができますかとか、もっと村民の関わりを増やしていきましょうとか、そして来年度の決算書、決算の中で、1万冊達成しましたという形、この目標を立てられるところに関しては、試験的でいいと思います、今度の予算を立てるときに、ぜひ目標を立てていただきたいと思っております。それがあれば、より決算審査が充実し、また議会もいろんな形で、どうしたらいいだろうかという形の検討ができるのかなと思っております。特にソフト事業であります。まず一つ意見を申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 今の話は、第6次総合振興計画後期計画の際にも、たしかご提言をいただいたかなと思います。大きな主文に関しては、まさしくそのKPIという言い方するかもしれません、目標をちゃんと設定して単年度評価をしながら、その積み重ねの中で必要な事業、あるいは廃止する事業等々を判断していくというお話を聞いて、実は6次総の後期計画の中で、そういう目標値は設定しながらやってきております。ただ、いかんせん、ここ何十年も私も仕事をさせていただきましたが、そういう数値目標をどういうふうに設定すべきかというところから学ばなければいけないところにいますので、ちょっとこの3年間ぐらい、半ばモデル的にやらせていただいているという部分が1点

あります。

7次総から、じやあ明確に数値がぱっとできるかというと、数値は置けると思います。担当としてはきっと数値目標は置けると思いますが、それが適正に目標のための指標となり得るかどうかというところは、ちょっともう少し継続的に勉強したりしながら、見直しということ、P D C Aという中には、目標の設定の仕方の見直しもあるということをぜひご理解いただきながら、私たちもご指摘の趣旨は非常に分かる部分がありますので、誰が見ても公正に分かり得る生活指標、あるいは成果の達成状況というものが需要だろうと私も思いますので、そこは職員みんなが勉強できる体制を私は構築させていただきながら、時間をかけてやることは時間をかけて、早くやることは早くやってということで、しっかりめり張りをつけながらやっていきたいと考えるところあります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 村長から前向きなというか、ぜひその状況に応じて勉強しながらやっていきたいということがございました。すごくうれしい回答でありますし、また議会も、いろんな決算の研修に行きますと、やはり何で判断するんだといったときに、その目標値の達成度と、その目標値の設定に対して議会もどのような判断基準でもっていいくんだと。それは予算編成のときにきちんと両者が納得した上で目標値を決めればいいんだと、様々な議会でも研修等がございます。村長のほうでそういう形で取り組んでいくということであれば、議会もきちんと対応できるように勉強していきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

委員長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。佐藤八郎委員。

委員（佐藤八郎君） 何点か3月定例会の提案理由の中からと、9月の提案理由の中から、総括的に、やられたことと成果と課題と、来年度になり今後継続していくという流れで答弁をいただければと思います。

まず、大問題になりました滝下浄水場の件、令和7年度で完成に至っていますけれども、令和6年度の中ではどういう流れで令和7年度完成に至ったのか、これ確認だけしておきたいと思います。

## ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休議します。

（午後3時12分）

## ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後3時13分）

建設課長（高橋栄二君） 令和6年度における滝下の部分でございますが、県で管理している河川の土砂につきまして、滝下地内へ、その場所として情報提供をしてきたということでございます。

委員（佐藤八郎君） 情報提供って、そこにやるからその場所を提供願いたい、どこまで令和6年度の中で進められていたんですか。

建設課長（高橋栄二君） こちらは、県によってその場所に土を置くことを進めてきたという

内容でございます。

令和6年度には、県で新田川の河川の土砂を撤去したものを滝下地内に運んで、盛土規制法等の基準にのっとり、2割の安定勾配でもって1万2,000立米程度の土を盛ったという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） たしか村有地なので、県事業とはいえ勝手に決めて、勝手にそこに運び込んで工事やるということにはならないと思うので、その流れは令和6年度にはどんな流れに終わって、令和7年度に完成されたのか。なので、どんな流れで来たんでしょうかと聞いているだけです。別に、県の事業なので。

建設課長（高橋栄二君） 河川の土砂の置場につきましては、今まで協力をいただきながら進めてきたところでございますが、なかなか置く場所がないというような状況の中で、村としてもそういう場所を探しておったという状況で、滝下地内に村の村有地があるということもございまして、まずはそこに、その場所につきまして置けるかどうかということで、県に場所の情報提供を行ってきて、県でもその場所、盛土規制法等にも対応できるということもございまして、そこに河川の土砂を盛土、安定勾配でもって盛土してきたと。令和6年度中に完了はしているという状況でございます。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は、15時30分とします。

（午後3時17分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後3時30分）

委員長（佐藤眞弘君） 佐藤八郎委員に申し上げますが、一般質問になっていますので、質問は決算説明資料のナンバー11の中から質問をお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 私、数字を追いかけてやるのはあまり得意じゃないので、総括でやりますので、村有地活用の中で、大変なことだなと思ったものですからやっております。

それで、答弁の内容は、確認したいということで始めましたので、確認はできました。確認されたことは、県の河川土砂工事の片づけの問題で、村が村有地の中で探して、村有地があったので、県に紹介をして、その事業が実施されたということを確認しましたので、この件は終わりますけれども、次に、予算提案の中での大きな点として、三つの事業を今年度は達成しながらやっていくという村長の提案があったので、それ一つ一つ確認したいと思います。

まず、1つ目は継続する事業ということでの内訳と成果を伺っておきます。（「6年度のですか」の声あり）令和6年度の提案理由で、村長が私たちに提案したものを、私はそのまま言っておりますので。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

（午後3時32分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後3時32分）

村長（杉岡 誠君） 三つの事業というよりも、復興創生の中で取り組んできた事業について、今後も継続していく、村として継続が必要だと考える事業、あるいは見直しをしていく事業、あるいは民間への移行等を考えるべき事業というような、そういう指示を職員にしながら、令和6年度中からしっかりといろいろと事業の精査をすべきだろうということで、財政の予算要求のときにそういう話を私としてもさせていただいております。

令和6年度については、先ほどほかの委員のお話もあったように、令和8年以降の国の事業の予算も何も分からぬ中でありますので、基本的に府内でそういう区分けをするようにと指示をしたもの、実態として決算としては全て継続されていると見ていただければと思います。要は、復興事業関係で廃止された事業は、私の記憶の中ではないと、令和6年度の決算としてはないと思いますので、むしろ令和7年から令和8年に移行する中でそういうものが出てきて、村民の今を支える部分について支障ができたり、村の将来の布石として不足するものが出てきてはならないからということで、令和6年から指示をさせていただいた区分での話ですので、決算としてはなくなった事業、復興関連の事業でなくなった事業はないということでお見込みいただければと思います。ただ、事業成果を達成して終わった事業はありますので、それはそれで単年度事業的に終わっているものもありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 3つ1回に言うと、一問一答でお願いしますと言われてはならないと思って、丁寧に1問ずつ始めたんですけども、今村長からは3項目お答えいただいたので、1項目めの継続事業、ほとんどが継続されてやられたと。民間活力や新たな担い手に移行する事業というのは、特になかったという話だね、今の話。縮小廃止する事業はなかったと。それでいいのかな、今の答弁の理解。

村長（杉岡 誠君） この決算説明資料を見ていただいてお分かりかと思いますが、全体で94ページあるぐらいですので、一つ一つのちょっと事業を私詳細には申し上げられませんが、基本的に必要な復興関連事業については継続をさせていただいておりますし、例えば機械導入とかで振興公社への貸付けの事業をお話ししたが、ああいうふうに単年度で導入をして予算としては終わる事業がありますので、予算額として完了する事業はあったにしても、いわゆるソフト事業的な部分とか、特に福祉関係の事業なんかは基本的に全て継続をしているというところです。ただ、予算額については、その対象者が減れば、減った分当然予算額が減るということはありますので、予算の多寡といいますか、多い少ないというんですか、前年と比べて減るものもあったかもしれません、基本的にはサービスの質は下げない形で決算をまとめることができたのではないかと考えているところであります。

以上であります。

総務課長（村山宏行君） 令和6年度事業で、いわゆる新規の部分については、今村長が述べたとおりですし、なくした事業というのもございません。ただ、組替えですね、例えば

生涯学習課で行いました飯館YOTOKO発見！ツアーチ、これは従来観光の部分で、企画の部分、それから産業振興課、それから生涯学習課ということで、村のいわゆる観光交流の部分で似たような事業を3課にまたがってやっていたというところがありましたので、その部分を整理をさせていただいて集中させたというような、そういった事業がございます。

委員（佐藤八郎君） 私、難しいことを聞こうとはしておりません。提案理由で述べたことの確認をしているだけですから簡単です。

次に、産業創出、企業誘致、あとは起こすほうの起業支援、さらに進めるということで提案理由あったので、この間、この3点についてどういう推進なり成果を上げられたのか伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 企業誘致という意味では、令和7年に入ってから5月末にハシドラッグが開店していただきましたが、そのための商業施設、公設民営ということですので、公設の部分については令和6年度中に施行させていただきましたので、企業誘致の根本となる箱といいますか、そういうものがらについてはしっかり整備ができたかなと考えております。

それから、そのほかの案件でも、民間投資による企業参入という部分ありますので、例えば長泥地区でのイイタテバイオテックさん、資源活用型の堆肥製造施設は、経済産業省の企業誘致の事業、直接採択を受けながら入ってきていただいておりますが、なおそこの企業が工場を設置する場所だったり、そのための避難指示解除という部分については、行政側で相当程度国と交渉したり、協議をまとめた上で実施をしましたので、それも村としての成果になるかなと思います。

それから、個人事業主さんの業を起こすほうの起業支援は、スタートアップ補助金とかそういったものがありますが、様々な方が業を起こすところまでいかなくとも、試作品をつくるとか、2回目の試作をやるとかということも含めご利用いただいたかなと思いますし、コチットさんですか、お菓子工房さんについては、地域おこし協力隊の中の一環事業でありますけれども、隊員でいるうちに店舗を開拓するという実績にまでつながったかなと考えるところです。

それ以外、私がちょっと申し忘れたものがあれば、担当課長から後ほどフォローさせていただきたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 担当課長からありませんか。産業創出と企業誘致と起業の支援の中の話です。

産業振興課長（松下貴雄君） 今の質問は、多分スタートアップ補助金の結果だと思います。令和6年度の実績としまして6件ほどの申請がありまして、6件ほど補助を出している状況でございます。事業の中身としましては、商品の開発であったり販路拡大というふうな中の事業の内容となってございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に移ります。健康づくり、子育て支援、住宅整備での取組を進めると

いうことでしたので、取り組んだ成果なり課題あればお伺いをしておきます。

健康福祉課長（今野智和君） 子育て支援関係についてのご質問であります。

まず、1つは子供の出生に合わせての祝い金関係、令和4年度から実施されているところだと思いますが、国のほうでの、まずは5万円掛ける2回分の10万円の支給であったり、あとは村独自で、祝い金関係をまず述べさせていただければ、小学校入学時、中学校入学時、高校入学時に、それぞれ祝い金として村で支給していると。あとは、出産に関しては、村単独として20万円の祝い金を支出していると。給付金関係、祝い金としてはそういうものに取り組みつつ、まずは予算委員会の初日にもちょっと述べさせていただきましたが、生まれてからすぐ妊産婦の健診であったり、訪問活動であったり、そういうところで、出産に悩むことなく安心して子供を出産し、その後の子育てで悩んだ際も、健康係の保健師及び福祉係の子育て支援専門員等を含めて支援等に当たってきたところだと考えております。

また、課題の部分については、それぞれ置かれている家庭の状況等ございますが、子育てをしていく中で悩みを抱える世帯というのも当然おりますので、そういうところについては相談に応じて、訪問、また子供の育ちの部分を支えるに当たっての受診動向等も、保健師等を中心に行っていただいているところとなっています。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 住宅整備につきましては、大谷地団地の隣接地に、移住定住促進に係る住宅整備の地質調査、あと建設工事の設計等進めてきたところでございます。

健康福祉課長（今野智和君） すみません、先ほどの中の健康づくり関係について、答弁漏れておりましたのでお答えいたします。

健康づくりに関しましては、運動教室関係を毎週水曜日ということで、決算でも述べさせていただきましたが、50回ほどの運動教室の実施を行っております。また、健診等で支援が必要な方々については、その改善に向けた教室、これも2クール、1回12回ということで、説明は済みのものですが、実施しているところとなっております。

それ以外にも、管理栄養士による栄養教室であったり、それぞれの健診受診後の保健指導関係については、保健師等から個別に電話等を差し上げる等、きめ細やかに対応できたかなと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 子育ての部分は、令和6年度に始めたんじゃないですよね。新たなものだったかな。令和5年度もやられたもの、継続ですよね。

健康づくりについては、参加者というか、この周知の中で参加者が増えているんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 健康教室について、令和5年度との比較について、運動教室の参加者が増になっているところであります。こちらについては、なるべく参加者が多いほうが喜ばしいこととなっています。

一方、もう一つのほうの健診等で支援が必要な方というのは、これは参加者が少ないほうが本当はいいわけでありまして、ただ現に支援が必要な方がいらっしゃいますので、

そういう方が健康を害することなく生活できるよう、運動教室の中で支援してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、行政区長、副区長会議での事業などの質問や要望などについて、村長よく実現可能なものは速やかに対応するということで、これ速やかに対応した内訳、成果、あと実現可能なものでないと思われるもので継続されていくものは何でしょうか、伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） ちょっと記憶の範疇で話すには、要望いただいているものが非常に多いものですから、ちょっと調べさせていただきたいと思いますが、私が村政を担わせていただいてから、実は区長会等々、あるいは行政区ヒアリングでいただいたお話は、ちゃんと表にまとめて、その後の単年度でなくて、県とか国への要望も多いものですから、ちょっと継続的にそれを追いかけているという傾向がありまして、それでさらに要請も増えていくという部分がありますから、ちょっと担当で整理しているものを精査した上でお話をしたいと思います。

速やかにできるものというのは、例えば村で補助事業を持っていて、そういうもので対応していただくことができますよという情報提供とか、対応できるものはさせていただけたり、あるいは中山間とか多面的な農政系の事業でもそういうことができますよ、獣害柵の話ありましたが、そういうことのお話ができるものは速やかにということになりますし、あるいは県が管理する県道とか河川とか、あるいは支障木も含めて、そういうものは県に要請活動しなければならないものですから、なかなか村が速やかに要請しても、向こうの予算事業ですので、すぐにはできていないものもあるかと思いますが、そこは継続という形でやらせていただいていると思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 国県絡みの予算的に大きなものも、大分区長さんや副区長さん、住民から上がった状況あると思いますので、今のご答弁で分かりましたけれども、村の事業でやっている、現実に継続されたものは、対応できるものは速やかにやってきたということで、令和7年度なり、またこれからに向けて、継続となっていくようなものは、この質問や要望の中ではなかったのか。

村長（杉岡 誠君） その点もちょっと調べさせていただきたいと思いますが、基本的に継続になっているのは、やはり県道とか県管理の河川関係、あるいは災害もありましたので災害からの復旧の部分がかなり時間がかかりたりということがありましたので、そういうものが基本的には年度を越して繰越しといいますか継続要請という形で残っているものが多くございます。それ以外のものについては、かなり早く対応させていただいているつもりではありますが、例えば街路灯を増やしてほしいという要請には、ちょっと村としては単純に増やすことは考えていないと。その代わり、個人でその事業がありますので、ご活用いただければ設置できますよというような、要は100点ではない回答をさせていただいているものも、一応回答済みという整理をしている部分がありますので、行政区での認識としては、ちゃんとした回答じゃないだろうというものもあるかもしれません

せんが、村として準備できるものについては速やかにご回答申し上げて、できるものからさせていただいているというところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 繼続できるもの、やるべきものは続けてやっていただきたいと。地区地区の代表者が、みんなの声をまとめて届けているものなのでね。

次に移りますけれども、飯館みらい発電所地域協議会が設立されて、安全対策や情報公開を行い、事業の透明性の確保を図るということで進めてきました。その内訳の実態、成果はどうなのが伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） ちょっと人事異動もあった中で、私がご回答する部分が増えてしまって大変申し訳ありませんが、飯館みらい発電所は、単に企業誘致という案件にとどまらず、未来志向型農業に向かって廃熱利用をすることができる事業者を村として公募をして採択をさせていただいた経過がございます。国の事業を活用して、村の会計も通して設備を整備した部分が大半でありますので、そういった意味では継続して状況を把握して、指導することは指導する、あるいは15ぐらいの市町村だと思いますが、近隣の市町村の皆さんに入っていただく協議会がありますから、その中の情報共有、去年ちょっと事故がありましたので、そういう速やかな情報共有ということもさせていただいていると、事故がなくても、年1回程度だと思いますが、しっかり状況のご報告はさせていただいているところです。

飯館みらい発電所ができるることによって、村内の森林の間伐材については、要は有価物として、ちゃんと有償物として買い上げてもらうことができるようになったという部分と、例えばご自身で、行政区とかで伐採した木についても、単価としては非常に安いんですが、持込みはできますよということでの回答もいただいていますので、そういう意味では、今まで行政で全てやっていた部分が、住民の皆様方が、例えば庭木を今まで切ると、どう処分したらいいかと言われれば、燃えるごみに入れて袋として出してくださいという非常に苦しいお願いをしていましたが、行政区内で集めて皆さんで持つていっていただければ、飯館みらい発電所が買い上げができるようになりましたよというようなことにつながっております。

ふくしま森林再生事業、広葉樹林再生事業等ありますが、そういうもので市場に出せるものはしっかりと出すということが県の指導でありますので、やりますけれども、なおバークを含めて、樹皮を含めて有価物としてきちんと飯館みらい発電所が買うということができるようになりましたので、森林施業が一つの大きな産業として今発展してきているかなと考えますので、そんな成果が令和6年度だけではありませんが、令和6年度だけでもそういうことが見えて、令和7年度、8年度も継続してそういうことが見えていくようになると思うところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長からあったように、未来型思考で、渡邊委員からもあったように、いろんな使い方、議会でも研修して、未来志向型で生かせるんだなという想いでいたんですけども、なかなか村長からあったように事故があつたりして、ただこの村民への

この事故の周知というのは、どういうふうにちゃんとされたんでしょうかと、あとこの地域協議会なるものは何回か開かれて、透明性とかの点から村にどんな報告がされて、それは地域住民なりなんなりにどういうふうに周知されてきたのか。

あとは、自分たちの周りにある木を整理したりなんだりするために、単価が非常に安いので、トラックに積んで持つていて、とてもじゃないけれどもそんな苦労していられないという声が圧倒的に多いんですけども、いかほど皆さんにお知らせして運んだ方があるんでしょうか、実態は。

村長（杉岡 誠君） 私も記憶の範疇なので、もし間違ってちょっと前任者をフォローいただきたいと思いますが、協議会については、近隣の市町村さんに入っていただいて、最低でも年1回は定定期に開きますよということでさせていただいております。一番最初の設立のときに私も出して、ご担当の方々、担当ベースの方々が多くたんですけども、いろんな趣旨として、村が単に単独で木質バイオマス発電事業をやるということではなくて、その情報公開をしっかりする、あるいは森林材として、要はチップとなり得るような木材は、そういう近隣市町村の森林整備の中から出てきたものも、また買わせていただくと、そういう方向性の中で飯館バイオパートナーズは動いていますので、そういういた情報を含めて共有させていただきますというような話をさせていただいたかなと思います。

去年、事故といいますか、早期に消し止めはできましたけれども、火災事故がありましたので、その火災事故については、速やかに協議会の各市町村に情報を伝達させていただいたというのがあります。ただ、その前に、まずマスコミに事業者として投げ込みをしていただいたかなと思いますし、その情報について村に報告いただきましたので、それについてはホームページで速やかに公開をしたかなと思いますが、それでよろしいですね、たしかね。ホームページで公開したかなと思います。その後、行政区長会の折に、毎回その後の経過ということで、あるいは初期対応をこういうふうにやりましたということを行政区長さん、場合によっては副区長さんも入った中での報告をさせていただいて、その質疑応答についても誠実にさせていただいたかなと思っているところです。

あくまでも、その事故云々に関しては事業者責任でありますので、まず事業者としてしっかりその対策を取るようにということで、今後もやっていくということで、体制の見直し、システムそのものの見直しもそうですし、あるいはその消防体制とか、あるいは常備消防とかへの連絡体制も含めて総合的な見直しをさせた上で、そこが妥当だという判断の中で事業再開がされていると認識をしているところであります。そういうことは、逐一行政区長会にも報告をさせていただいているところであります。

以上であります。

教育課長（三瓶 真君） みらい発電所の今の関係のご質問でございますが、おおむね村長が言ったことで間違いございません。多少補足をさせていただくとしますと、事故に関しての報告は村長答弁のとおりであります。昨年も、ちょっと開設月までは忘れてしまつたんですけども、1回構成する市町村にお集まりをいただきまして、詳細に事業者から説明をしていただいておりますし、欠席された市町村に対しましては資料を提供す

るなどして、関係するところの了解を得た上で、それもまた再開につなげているというところがございます。また、各行政区への周知につきましても、答弁にありましたとおり、行政区長会で都度報告をしておりますし、年1回総会の折に、そのことについて触れていたかと記憶しております。

また、最後ありました片づけの値段が折り合わないというところのご意見でございますが、これも発電所事業者でありますので、どうしても採算性というものが出てまいる中での単価決定となっております。なかなかそのご期待に沿えないところは申し訳ないと思うんですが、そこはご理解をいただくしかないのかなと思います。ただ、なおこの件も、行政区長会の中で質問として、あるいは意見として出されたところであります、それを持ち帰って検討しましたところ、またその場で村長から答弁もありましたが、もともとの材を切った作業が、例えば共同の水路周りであるとか、農用地周りの木材であれば、それを切った多面的機能等の事業の事業費を使って運搬を見る能够性があるというようなこともありますし、もちろんこれも行政区の全体の年間枠がありますから、幾らこの運搬に割けるかというところは区内での協議になりますけれども、こうした事業と併せて、通常であれば残地という形で、そのうち使い物にならなくなってしまう木材を有価物として、あるいは再生可能エネルギーの一助として運搬する活用ができるということをお話ししたかと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） できる前の話だと、かなり持ち込んだりなんたりして処理できるなと喜んでいた部分があったんですけども、結果的には何か大変で、とてもじゃないけれども手をつけないほうがいいみたいに今はなっているんですけども、今後いろいろまた、どういうふうに変化するか分かりませんけれども。

次に移ります。林業の活性化として、間伐材などの森林整備、その実施のための放射性物質の対策として、ふくしま森林再生事業があつて90ヘクタール、広葉樹林再生事業が2ヘクタールということで実施していくんだという説明ありましたけれども、これ実態としてはどういうふうにされて、どんな成果を得られ、継続の部分が多いんでしょうかけれども、どのような状態なのか伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほど質問ありましたふくしま森林再生事業の事業成果という部分でございますが、令和6年度分の事業としましては、関根・松塚地区で約61ヘクタール、伊丹沢地区で約21ヘクタールの整備が実現できたというふうな状況でございます。また、広葉樹林再生事業でございますが、令和6年度の実績としましては、伊丹沢地区、宮内地区におきまして約11ヘクタールの整備、蕨平地区ほかの地区につきましては約57ヘクタールの整備ができたというふうな実績となってございます。

委員（佐藤八郎君） 最近、ここ何か月か、村を歩いていて、ナラ枯れがあって、松くい虫もあるのかな、両方かなり被害木がいっぱいしているということで、広葉林含め、この問題も一つは何とかしないと、森林再生という点でどうなのかと思うんですけども、この対策は、決算議会だから、今後の対策ということにならないかもしれませんけれども、令和6年度の中でもかなりナラ枯れを知ったという話もあるので、どういうふうに考え

られているのか伺っておきます、実態把握も含めて。

村長（杉岡 誠君） ナラ枯れは、カシノナガキクイムシという虫が入って枯れるんですが、同時に松くい虫もいて、松くいという両方やっぱり山林の木が、貴重な材が枯れていくという非常に問題があつて、昔から森林病害虫の対策はあるんですが、ナラ枯れに限つていいますと、もう木が枯れている状態で見たときには、既にもう虫が中にはない状態、ほかにもう行つてしまっている状態なものですから、これ県の補助事業もあるんすけれども、大体県の事業の採択が4月か5月ぐらいで、5月いっぱい中に切ってくださいというふうな、そういう流れになつたので、実質的に見つけてから切るというのは非常に難しい事業だなというふうな、私昔担当しておりましたので、思っております。

片や、雇用樹林再生事業、ふくしま森林再生事業については、そういう病害虫かどうかは別として、適正な間伐、あるいは全伐もありますけれども、できるものですから、その中で一体的に整備をしていると見ていただきたいと思います。ただ、場所によってはナラ枯れが非常に集中していて危ないと、あるいは道路に倒木してくる可能性があるような場所については、やはり森林整備側の担当職員だけじゃなくて、建設土木でも場所を見て、これは早急に対処というのが分かれば、その都度対応してきているというのが現状であります。

なかなか計画的にというふうなお話にはならないかも知れませんが、むしろふくしま森林再生事業、広葉樹林再生事業の計画づくりの中で、どの山から手をつけていくかという中の一つの項目として、ナラ枯れあるいは松くい虫というものは入っているとお見込みいただければありがたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、広葉樹林再生事業の中で、その部分は処理というか片づけてしていかれるということになるんですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほど質問ありましたナラ枯れ、松くい虫の処理の部分でございますが、その森林再生事業だったり、そのエリアに入っているものであれば、そのエリアの中での伐採は可能かと思っております。そのほかの道路の近くで松くいだったりナラ枯れがある部分に関しましては、資料ナンバー11の49ページにあります危険木除去ということで、令和6年度につきましては、そういう危険木に関しては6地区で実施をしているような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、再生事業なり広葉樹に再生事業に入らない、対象外となるもの、エリアに入っていないものは、危険木関係で申請すれば対象になるということで全村民が理解していいのかどうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 危険木としての扱いの部分でございますが、道路に面した山林で、もし倒れてきたときに道路に影響があるとか、通行する者に影響があるという部分での危険木の処理というふうな形になってございます。

委員（佐藤八郎君） それに該当しないのは、今まで放置しておけばいいんだということになるんですか。

村長（杉岡 誠君） 放置ということではありませんが、これは高速道路が例えれば通ったとこ

ろは、その高速道路沿いはずっとナラ枯れが蔓延していったり、松くいが増えていったりということがあって、交通事情が変わると、そういう病害虫が実は非常に広がるというのは、感覚的にも皆様ご承知ではないかなと思います。震災前これほど、松くいがありましたが、ナラ枯れがこんなに増えるということはちょっと震災前はなかったんですが、昨今の異常気象というものであったり、あるいはいろんな工事事業者が、除染も含めていろいろと出入りがあったものですから、そういうたるものでの蔓延というものはあったのかなと思います。本来は、森林をお持ちの所有者の方の財産物でありますから、その方がいろいろ対処しなければいけないという部分について、それでも今この状態ではできないよねということもあって、村としてはふくしま森林再生事業とか、広葉樹林再生事業を発注することで、個人負担がない中でそういうことが、間伐とか除伐、全伐ができるように対処しておりますので、自己負担なくそれができるということの中でご理解いただきたいなと思いますが、なお危険だと、自分の自宅の裏山がこうなっているとか、道路関連だとかというのは、いつもご相談いただきますので、担当としてもそのときにすぐ対応できるものとか、できないものはあるんですけども、まず危険回避については優先的に対応していくというのが村の方針ですので、そのときそのときの部分ありますけれども、申請をして対象ではなくて、本当に相談をしていただいて、まず申請云々ではなくて相談をしていただきたいということでお願いを申し上げたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　ふくしま森林再生事業も広葉樹林再生も含めて、いろんな規定というか指定なり申込みがあつたり、いろいろあるんでしょうからね、基準というか申請。だから、今取りあえず村長が言う、村に相談をしていただいていろいろ進んでいくというのが、今としてはベターな方法だと理解すればいいんですね。

村長（杉岡　誠君）　もちろん、個人でいろいろお金かけてやっていただくことは、何ら止める権利がないんですが、一つ放射線管理は絶対的な要件としてありますので、未除染の場所で作業するということであれば、村に木を切るための申請をしなければならない部分ありますので、そういうときにこういう状況ですよということのお話をさせていただいたり、自分でどうしてもとなれば、こういうことを守ってくださいねということでお話をしたりしますが、基本的には村がそういう各種の事業を使いながら、ちょっと順繕りということで全部一遍にはできませんけれども、基本的に全村域を対象にしながらその事業を進めていることはご説明申し上げていきたいと思っているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　続きまして、総合教育会議での話で、スクールバスの課題や部活動の地域移行などの意見、受け手の方針はどうなっているのか、検討されているのか、どういうものに進んだのか。

教育課長（三瓶　真君）　スクールバスにおける課題と、それと部活動の地域移行における課題ということであります。

こちらについては、引き続き検討といいますか、対応に当たってのその検討を進めているところということで、令和6年度においてもあります。令和6年度において、スクールバスも、だんだん通学あるいは通園されるお子様たちの居住地であったり、環境が変わってまいりますので、その中でいろいろとバスの送迎に係る時間の遅れや、いろいろなその変更点、それについてどういうふうに上手に保護者の方、ご家庭に周知をしていくかであったり、あるいは人材を確保する面で、コースが今何とかやっているわけありますけれども、実は民間委託も入っておりますので、そうした民間委託の部分も含めて、より効率的になるべく時間を短くというところの検討をどうするかなどの課題が今あるというところでございます。

あと、もう一方の部活動の地域移行につきましては、最近文部科学省でも、地域移行を地域展開という形で変えてまいりましたが、やはりまるっきり全てを地域に全て任せるというところはどうなんだろうという議論があるようありますて、そこは学校もある程度関わりながら、主な部分は地域に次第にシフトしていくといいますか移していくというやり方を進めたいということで、これも実施年限をある程度決めながら、効率的に効率的に進めるようにという通知が村に下りてきているところであります。

村におきましても、そこは引き続きの検討課題ということでありまして、やはり考えなければいけないのが、その受皿となる運営の主体となる民間のマンパワー、そういういったものをどう確保していくかというところ、あるいは、そういう地域展開をすることによりまして、これまででは学校が本当に、言葉はちょっと適切じゃないかもしれません、学校主体、学校任せでやっていた部活動が、それ相応のご負担を地域あるいは保護者の方にもしていただきたいといけないというような課題も見えてまいりまして、本村における現状を鑑みますと、一息になかなか地域展開というのは難しいというところは分かってきておりますので、今後引き続き先生方の働き方改革の部分も含めて、あるいは子供たちの多様な体験の場を確保するというような意味も含めて検討が必要というところに至っているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、骨太の財政力の確保と、経常経費の節減での令和6年度予算での内訳と成果、将来を見据えてどういうふうにされているのか伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 骨太な財政をということで、令和6年度努めた部分ということでございますが、基本的に全庁的に統一しておりますのは、経常経費の削減、それから経費の効率的な運用ということになるかと思っております。電気料につきましては、令和5年度から比べると、令和6年度は全体的には縮小になったのかなと認識しております。

基本的に、資料ナンバー10、村の財政のところで述べておりますけれども、自主財源比率は25ですので、基本となる歳出に占める、歳出全体125億5,000万円に占める復興予算、これを除きますと約37億円程度です。これは、震災前からこのような規模ということでありますので、そういう部分を念頭に置きながら、いわゆる復興予算部分について、しっかりと予算を確保しながら、なおかつこの37億円、基本となる部分、その部分についての堅実な財政運営を図って、利用、全庁的に取り組んでまいったところでございます。

委員（佐藤八郎君） 今の指標ではね、健全財政、基本的には今ままの努力していく中で、復興予算の関係、いろいろ国県の流れあろうかと思いますけれども、健全な流れで飯舘の財政力が確保できるということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 将来予測どうなのかというところでございますけれども、基本的には、令和6年度の部分ではこのような実績であったということございます。

先ほど申し上げました37億円、いわゆる村の基本的な財政の部分、この部分については当然人口、村のほう交付税に、依存財源に頼っている部分が大きいものですから、交付税いかんでかなりの部分で制限が加わってくるものとは考えております。当然、その中で維持費ありますとか、それから経常経費ありますとか、そういったところの部分、後年度負担になるべくならないように、また後年の予算確保に向けて、今から要望なりなんなりということで取り組んでいるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 財源で心配するのは、自主財源で、村が将来的に自主財源どれだけ持てるかといったら、ちょっとなかなかそう簡単な問題ではないなと思っているので心配しております。

次に移りますけれども、地域防災を担う企業消防組織の拡大なり消防団経験者への組織体制の構築を考えていくんだという提案理由ありましたので、このことについてはどういう検討なり協議をされていましたでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 令和6年度の消防団の実績でありますと、資料ナンバー11の7ページにありますように、現隊員は133人でございます。消防の定数は216のままでございますので、かなり足りないという状況はご理解いただければと思います。村としましては、これらの部分の対策ということで、企業消防ということで菊池製作所さんにはついていただきましたが、ほかのところがまだそれに続く事業所がいないというところでございます。

ただ、先ほど議論にもなりましたが、みらい発電所の部分で、そういったところが取り組めないか、今後そこで、森林の林業で、いわゆる火災につながるような、そういった木材ということで大きく扱っているものですから、そういったところでの協力、そういった体制ができないかということは、今模索しているというところでございます。

（「消防団経験者というのは何か話し合いかなかったですか」の声あり）

総務課長（村山宏行君） 行政区から、これは行政区長会の中で、そういったO Bの活用、そういうことを図ってはどうかというような意見もございました。村としても、そういった応援いただける方がいるというのは非常に頼もしいなということで考えておりまして、今後その部分で、正式にそういった組織をするかどうか、この部分で今後協議をしたいと考えてはおります。一応アイデアとしては伺っておりますが、なかなか一旦退団されてからの方々、そういった組織ができるかどうかというのは、今検討中でございます。

委員（佐藤八郎君） 確かに地域の消防団の人たちには、総務課長が言ったような声もあるんですけれども、この組織体制の構築を図っていくという村長の提案理由だったので、私は令和6年度にどんなことをやられて、どこまで進んだのか聞いただけなので、ぜひ継続

して努力を願いたい。

次に、放射線への不安に対しての食品など実施モニタリング検査を、行政区と連携して実施するなど総合的に取り組んだ内訳と成果について伺います。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほどの質問でございますが、決算資料説明資料10のナンバー11の44ページに記載されております食品放射性物質測定業務のことと思いますが、令和6年度の実績件数としましては1,470件の測定検査を行ったというふうな実績がございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今の件は、それ見て私も分かりますけれども、行政区と連携して実施するなど総合的にやるという提案理由があつたので聞いております。提案理由なければ聞きませんけれども、そういうふうに村長が提案理由で述べましたので、行政区との連携をいかに、どういうふうに図ったのか聞いています。

村長（杉岡 誠君） ちょっと私、個別の数字までは承知しておりませんが、村内に10か所非破壊式の食品放射能検査機がございまして、このうちの相当数について行政区で自主的にモニタリングができるようにということで配置をさせていただいておりますので、行政区さんはただ機械を置くだけじゃなくて、必要に応じて村が委託している事業者さんのほうで行ったり、フォローしたりということをさせていただいているから、それがまさしく行政区との連携であります。

村でも、別途N a I ということでヨウ化ナトリウムのシンチレーションありますけれども、シンチレーター検出器ありますけれども、こちらはちょっと専門的に図らせていただきますが、放射性物質を測るときに、人に頼んで出てきた数字だけを見るよりも、自分で実際に目の前で測っていく数字がどうなるかというものを見たほうがよろしいのではないかという考え方の中で、行政区連携をこれまで進めてきましたので、引き続きそれは実施しているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、保育教諭と教職員の連携を密にしての成果、地域との関わりを深める、ふるさと教育ということで提案理由にあったものですから、そういう点ではどういうふうに連携を密にしての成果があつて、地域との関わり、ふるさと教育はどういうふうにされたのか、実態を伺うものであります。

教育課長（三瓶 真君） まず、保育者と先生方の地域の連携ということであります、ご承知のとおり、飯館村は希望の里学園と、までいの里のこども園がそれぞれ同じ敷地内に連接されておりますので、様々そこはお互い行き来をしながら、保育活動であるとか学校教育の中での連携を図っているところでございます。

ふるさと教育につきましては、やはり代表的なものは希望の里学園の独自の教科でありますいいたて学ということになるかと思います。令和6年度につきましても、これまでと同じように前期課程、後期課程それぞれにいいたて学に取り組んでまいりました。さきに委員の皆様にも成果品として配付をしておりますが、令和6年度いいたて学の各学年の取組ということで、それぞれ前期課程、後期課程ということで冊子にその活動をま

とめておりますし、昨年度開催されましたこども議会においても、それぞれ前期課程の子供たちからは、飯館の食べ物や歴史、文化について学んだということでのすばらしい成果発表があったところであります。また、その取組の中でも、特に郷土料理づくり、凍み餅に代表される郷土料理作りであったり、あとは田植踊りや太鼓の学びもやっておりますが、そこに関しまして、地元の方々に様々に講師としてご協力をしていただいておりましますし、あとは田植、稻刈りの際にも、学校ボランティアという形で10人、20人という形で地域の方にご協力いただきながら連携を図っているということで、令和6年度の実績でございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 3月の提案理由終わりまして、9月の提案理由から若干。

行政区懇談会を開催して出された意見や要望を取りまとめて整理した上で、今後の復興政策をはじめとして国県要望につなげていくということだったので、どのように内容と成果というか実態を伺っておきたいと思います。

総務課長（村山宏行君） この件につきましては、先ほど村長ご答弁申し上げているとおりでございます。議会終わった後、必ず行政区長会、定例会ですけれども、4回実施しております、その中で各行政区の要望を聞きながら、速やかに対応できるものについては対応しているという状況でございますので、先ほどの村長からのご答弁と内容は同一でございます。

委員（佐藤八郎君） 行政区懇談会をわざわざやったんです、村として。区長会の話じゃなくて、懇談会やったでしょう、各地区。それで、開催したので、出された意見や要望は取りまとめて整理した上で、今後の復興策をはじめとして国県要望につなげていくんだという提案理由で村長が述べられたことを、私がそのまま言っているだけですからね。だから、一体何を取りまとめて整理して、こういう流れで国県に要望しました、復興政策にこういうのをやりましたという答弁を私は求めているんです。私が勝手に考えている問題でもございません。

総務課長（村山宏行君） 失礼いたしました。行政区ヒアリングというところでございますね。この部分につきましては、令和6年度、復興創生第2期が令和7年度で終了するということで、令和6年度から、いわゆる復興創生2期以降につなぐもの、そういったことを早めに各地区の要望なりをお聞きして、それを取りまとめた上で第3期、復興創生第2期以降の国への要望につなげるということで行ったということでございます。

この部分につきましては、村づくり推進課で取りまとめを行っておりまして、整理をされておりますので、詳細はそちらからということになるかと思います。大変失礼いたしました。

村長（杉岡 誠君） 行政懇談会の折に、皆様の声を聞いて、しっかり国、県に要請していくたいというお話ををして、そういう案件、個人の案件もそうですけれども、全体的な話をいただきたいと冒頭私申し上げましたが、なかなかやはり、ちょっと国に直接みたいな話はあまりなくて、通常行政区ヒアリングで出てくるようなお話が多かったかなと思います。道路河川が非常に多いですし、先ほどの獣害対策、猿やイノシシ等々、やはり身

近な部分ですかね、そのお話が多かったものですから、それは国に要望という形じやなくて、引き続きの県への要望とか、村の予算の中での対処とか、使い方の周知の仕方とか、そういう形で対処したかなと思うところです。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、その間に国県に要望するものは、村長なり府内で考えられた、そういう要望活動をそのままやってきたと。特別その懇談会から出されたものではありませんなかつたのでと、今答弁で言っていますので、そういうことで理解していいんですね。

村長（杉岡 誠君） なかつたというよりも、今まで村が要請してきたものの中に含まれるなという認識をするものが幾つかあつたかなということで、要請をしていないということではありません。新しい項目出しとしてどんと入れたものは、ちょっと記憶としてはございませんが、これまで村民の皆様との協議の中で、こういうことを要請しなければと考えてきたものを引き続き強く要請すべきだなと感じ取るような懇談会だったなと思っています。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 最後になりますから安心してください。未来志向型農業推進に関わる栽培産地立地協定というものが結ばれて、これ目的と内訳、成果としてはどんなものがあったのか伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 多分未来志向型という名前ついていますが、3者協定の件かなと思いますが、その中の実名申し上げると、株式会社ダイサンという事業者が3者協定の中に入っていますが、国の企業立地等の補助金を申請して、その後採択を受けましたので、今年度、来年度末まで、2か年度ぐらいかけながら、みらい発電所の近辺にトマト栽培施設を建てるということで、今事業計画を進めているということで報告をいただいております。

その際に、地元の蕨平行政区さんにも挨拶をしたり、いろいろと協議をしていただいているということを聞いておりますので、成果としては、国の事業が、その民間事業者、ダイサンさんが獲得できたということと、地元のご理解をいただきながら、その整備に向かって今準備が進められているというところが成果でありまして、本当の成果としては、やはり栽培が始まって出荷ができたと、あるいは高い値段で売れたというところまで、きちんと村としては協定に基づいて、しっかりと共に歩みを進めていきたいと考えています。

以上であります。

委員長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） これで全会計の質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決します。

議案第60号「令和6年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。  
お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」という声あり)

委員長（佐藤眞弘君） この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長（佐藤眞弘君） 起立6名。起立多数です。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第61号「令和6年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第62号「令和6年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第63号「令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第64号「令和6年度飯館村簡易水道事業会計決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第65号「令和6年度飯館村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 以上で決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了し

ました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

(午後4時36分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月3日

決算審査特別委員会委員長 佐藤眞弘